

早稲田大学審査学位論文

博士（人間科学）

地域の水資源をめぐる環境保全と観光まちづくり

—地域社会が取り組みはじめたアクアツーリズム—

Conservation of Local Water Resources and
Community Development through Aqua Tourism

2015年1月

早稲田大学大学院 人間科学研究科

野田 岳仁
NODA, Takehito

研究指導教員：鳥越 皓之 教授

目次

第一章 観光研究における「地域住民規範」	5
1. 本論の目的	5
2. 観光研究の動向	6
2. 1. 観光産業としての観光研究	6
2. 2. 二者の関係をめぐる「平等性」研究	7
2. 3. 新たな観光論としての「観光まちづくり」研究	8
3. 地域の内発性をめぐる観光研究	9
3. 1. 地域住民の「主体性」研究	10
3. 2. 地域住民の「価値基準」研究	11
4. 地域住民の価値基準把握の方法	13
5. 本論の構成	15
第二章 生活保全組織としての山の神水道組合	17
1. なぜ人びとは山の神水道組合を維持し続けるのか	17
2. 原発事故災害への人びとの対応	18
2. 1. 川内村の概況	18
2. 2. 東日本大震災と原発事故後の人びとの動き	18
3. 山の神水道のある暮らし	21
4. 山の神水道組合の意味	24
4. 1. 生活組織としての位置づけ	24
4. 2. 管理を維持するための工夫	26
4. 3. 新たな井戸を掘らないという覚悟	28
5. 結語	30

第三章 地域の洗い場の観光化をめぐる住民組織の論理	31
1. 洗い場の管理組織とは	31
2. 行政に資源管理を任せた管理組織	33
2. 1. 清水のまち六郷	33
2. 2. 清水とともにある暮らし	33
2. 3. 地域の財産としての清水	36
2. 4. 清水の管理をめぐる住民の違和感	36
3. 高齢者が頑なに維持し続ける管理組織	39
3. 1. 清水のまち生地	39
3. 2. 共同洗い場としての清水	40
3. 3. 管理組織の弱体化と清水の観光化	41
3. 4. 洗い場組合における世話人の存在	43
3. 5. 管理組織を維持することの意味	44
4. 結語	46
第四章 観光まちづくりのもたらす地域葛藤	50
1. なぜ観光地であることを否定するのか	50
2. 針江集落の概要と観光への経緯	52
2. 1. 針江集落の歴史的・地理的概要	52
2. 2. カバタの利用と管理	53
2. 3. 観光化への経緯とそこで生じた問題	55
3. “集落を守るために”の活動	56
3. 1. 「針江生水の郷委員会」の設立	56
3. 2. 見学ツアーのしくみ	58
3. 3. 空間と時間が管理された見学ツアー	58
3. 4. 見学ツアーのもたらす地域葛藤	61
4. 観光であることを否定する実践	62
4. 1. 生水の郷の一貫した姿勢	62
4. 2. 人びとの生活実感からはずれない実践	64
5. 結語	65

第五章　観光によるコミュニティビジネスにおける非経済的活動の意味.....	70
1．地域の社会秩序を乱すコミュニティビジネス	70
2．針江集落におけるコミュニティビジネス	72
2．1．針江集落でみられるカバタ	72
2．2．コミュニティビジネスへの経緯	73
2．3．生水の郷によるコミュニティビジネス	74
3．コミュニティビジネスにおける経済的利益の還元.....	75
3．1．生水の郷に対する住民の不満.....	75
3．2．集落への経済的利益の還元	76
3．3．針江集落におけるカバタの利用と管理の仕組み.....	77
3．4．経済的利益の還元に対する住民の批判	77
4．コミュニティビジネスにおける非経済的活動.....	78
4．1．資源管理の担い手を目指した非経済的活動	78
4．2．生活の充実を目指した非経済的活動	80
4．3．住民の納得としての非経済的活動.....	81
5．結語.....	82
第六章　結論.....	87
1．本論の目的と研究視角	87
2．各章の事例研究から得られた知見	87
3．地域住民規範がつくりだす観光の独自性	90
補論　雪崩常習地住民の雪崩予測の技能	93
1．なぜ人びとは雪崩予測ができるのか	93
2．ヤマのなかに暮らす檜枝岐.....	95
2．1．生産と生活の二重の暮らし	95
2．2．雪崩との格闘の歴史	96
3．ヤマに生きる技能	99

3. 1. ヤマへの知識	99
3. 2. 冬山の登り方	100
3. 3. 気候の変化をよむ.....	103
4. 雪崩予測としていかされた猟師の技能.....	104
4. 1. 空間条件の把握	104
4. 2. 気候条件の把握	107
4. 3. 中学生を救った雪崩予測.....	108
5. 結語.....	110
参考文献.....	112
初出一覧.....	119

第一章 観光研究における「地域住民規範」

—環境社会学の研究蓄積を中心に—

1. 本論の目的

本論は、地域社会が取り組む新たな観光実践に注目し、オルタナティブな観光のあり方を模索するものである。本論がとりあげるのは、地域内の水資源を利用して観光に取り組む地域社会の事例である。その際に本論が注目するのは、この新たな観光実践がもつ次のような特色である。すなわち、地域社会が観光客の自由や自発性を規制する観光に取り組んでいるのである。そこで本論の目的は、地域社会が取り組む新しい観光が何ゆえに近代観光の根本にある観光客の自由や自発性を制限しているのかその理由を明らかにすることである。

観光は“レクリエーション”であり、観光客（旅行者）の自由で自発的な行為を前提としてきた⁽¹⁾。近代観光としてのマス・ツーリズムが誕生したのは 19 世紀のイギリスである。産業革命初期における労働者の過酷な労働条件の緩和とともに、人びとは「余暇」の時間を手に入れることになった（川北, 1987）。すなわち、「労働」に対する「余暇」として自由な時間に自己を開放し、再生させる場として観光が求められてきたのである。

人類学者のブライアン・モーランは日本の観光パンフレットに掲げられた言語分析を通じて、日本人が観光に自由や個性を求めていていると指摘している（Moran, 1983）。モーランによれば、観光には現実社会の価値観が反転したものが投影されているのだという。いうのも、日本社会は個人よりも集団が優先される社会であるから、人びとは集団による拘束から自由を求めて観光にでかけるのである（Moran, 1983）。たしかにわが国では農村社会に顕著にみられるように、集団による個人の自主的な創意を許さない拘束性がみられ、強い批判がなされてきた（大塚, 1969）。人びとが観光に自由さや自発性を求めるのは、現実社会の裏返しの期待が込められているからであろう。

ところが、こんにち地域社会が取り組む観光においてはやや様相が異なっている。というのは、近代観光の根本にある観光客の自由を否定するような観光があらわれているからである。本論でとりあげる地域社会においても観光客の自由や自発性を規制する観光に取り組んでいる。ただし、ここでいう規制というのは、観光客の不法行為を制限するといったものではない。そうではなく、これまで否定的に捉えられてきた地域社会にしばしばみられる拘束性が外部者である観光客をも縛りつけるような側面がみられるのである。ただこのような規制は、観光客にとって必ずしもマイナスではないようである。というのも、観光客はむしろその拘束を歓迎しているかのようにもみえるからである。

こうした新たな観光実践は、これまでの観光研究をふまえたとき、どのように位置づけられるのであろうか。

2. 観光研究の動向

これまでのわが国における観光研究は、観光人類学と観光社会学が先導してきたといえるだろう。環境社会学においては、環境問題だけではなく地域社会における環境創造の側面からときに観光を扱うこともあったが、主要な関心にはなってこなかった。しかしながら、本論では環境社会学の立場から「地域住民規範」に注目する観光研究がいま強く必要があると考えている。その理由を現場の動向を踏まえながら述べていこう。

2. 1. 観光産業としての観光研究

観光は近代化のなかで、人びとのレクリエーション活動として誕生したものであるから、日常生活からの開放と自己の再生を目指し、遠く異郷の地へ足を運ぶ旅行として発達してきた。ゆえに観光は大きな経済効果をもたらすものであり、観光研究はその経済効果への注目が集まることになったのである。

観光研究のはじまりは 1930 年頃のイタリアの観光経済学的研究とされる(塩田, 1974)。そこでは国際的な観光は外貨を獲得し、国際収支にも貢献することが議論された。つまり、観光現象は経済的側面に注目してはじめられたのである。このような視角は観光産業研究としてこんにちの観光研究においても支持されている。ジョン・アーリが 2000 年には観光が世界最大の産業になると指摘したように (Urry, 1992 : 1)、観光にはその経済的効果に大きな期待がよせられるものだからである。観光による経済的効果は大きくは 4 点にまとめることができる。1 つは外貨獲得と国際収支への貢献、2 つ目は観光による所得創出および税収増加、3 つ目は雇用創出効果、4 つ目は観光産業の創出・発展である。わが国政府が国家政策の一つとして観光産業に力を入れるのはこの経済的効果に期待しているからである⁽²⁾。また近年の地方自治体による地域振興策が観光を選択するのも「地域振興を経済的に図ることを強烈に志向している」(岩本, 2007 : 5) からである。観光産業は第二次産業と比較して労働集約的であるため、雇用へのインパクトが大きい(小沢, 2003)。雇用環境が厳しい地方地域にとっては絶好の地域の活性化策なのである。さらに観光の効果は経済面に限られたわけではない。地域の伝統文化を観光資源として再生や復興が可能であると考えられてきたのであり、観光の社会・文化的な効果も重視されてきたのである(小沢, 2003)。行政だけではなく、地域社会が観光をまちづくりの手段として取り組むのも、地域社会の社会・文化的価値の向上を目指しているからでもある。

このようにみると、観光は現代においてもなおその意義と役割は大きいようにみえる。すなわち、「観光は観光旅行をする者に精神的、肉体的なリフレッシュ作用を及ぼす文化的効果、厚生効果をもたらすが、観光客を受け入れる観光地には所得効果、雇用効果、生産効果、財政効果などをもたらし、その土地の経済を活性化するという役割を担っている」(塩田, 1994 : 10) からである。

このように近代観光は、観光客にとってのレクリエーションを軸に発展してきた。ところが、観光のプラス面に注目が集まる一方で、観光が引き起こすマイナス面にも目が向けられはじめる。マス・ツーリズムという近代観光の誕生によって、観光地がさまざまな被害を受けていることが明らかになったのである。そのことを明らかにしたのは観光人類学と観光社会学による「平等性」研究である。

2. 2. 二者の関係をめぐる「平等性」研究

これまでの観光人類学と観光社会学の主要な関心は、異なる二つの主体間の権力関係にあったといえるだろう。すなわち、「ホスト（観光に取り組む人びと・地域社会）」と「ゲスト（観光客）」の非対称的な関係をいかに解消していくかが長らく中心的な課題となってきたのである。これを二者の関係をめぐる「平等性」研究と呼んでおきたい。この「平等性」研究は、「ホスト—ゲスト論」に代表される研究群である。以下に議論を概観していく。

観光人類学は観光が観光客を受け入れる社会に与える影響に強い関心を持ってきた。なぜなら、文化人類学者がフィールドで直面する課題でもあったからである。文化人類学者の山下晋司は自身の観光研究のきっかけを次のように述べている（山下, 1999）。山下はインドネシアのスラウェシ島山間部のトラジャ族の伝統文化を調査するために現地に入ると、「純粋な伝統文化」などは虚構であることを目の当たりしたという。すでに1970年代のインドネシアでは国家によって「ユニークな民族文化」が観光として売りだされていたからである。ゆえに、国家と観光とのかかわりのなかで伝統文化を捉える必要性を認識するに至ったのである。したがって、観光が現地の伝統文化や自然環境に与える影響はネガティブなものが少なくなかった（たとえば、グリーンウッド, 1977；松井, 1993；江口, 1998など）。ディビット・グリーンウッドはスペインのバルセロナ地方のフィールドにおいて、観光開発によって文化が「商品化」され、切り売りされ、現地の人びとが文化的、社会的な損害を被ったことを報告している（グリーンウッド, 1977）。松井やよりはアジアの観光の現場において、自然環境や伝統文化の破壊だけでなく、社会的弱者の性的搾取の問題があることを指摘している（松井, 1993）。

このように観光は経済的利益をもたらすものもある一方で、観光によって現地の自然

環境の破壊、地元住民の生活被害、文化変容による観光地の画一化といった問題が論じられるようになった。これらのマイナスの影響をホストとゲストの「従属関係の固定化」にあると論じたのはヴァーレン・スミスら（1991）による研究である。

これらの「平等性」研究は、観光産業を積極的に評価する研究群に対し、観光客にとつてのレクリエーションとしての観光が、ホスト側の地域社会にとってしばしば生活環境の破壊をともなう深刻な問題を引き起こしていることを指摘してきた。すなわち、近代観光の根本にある観光客にとっての自由とは、地元の地域社会の犠牲のうえに成り立っていることを見出したのである。このようにみると、本論でとりあげる地域社会が観光客の自由を制限するのも、生活環境の被害を防ぐような観光の倫理的な視点に立ったものであるようにもみえる。しかし、けっしてそうではなかった。むしろ観光客もそれを積極的に受け入れようとしているからである。

2. 3. 新たな観光論としての「観光まちづくり」研究

「平等性」研究の登場によって、観光研究は、産業観光論のように観光を手放しでは歓迎することはできなくなった。そこで、ホストとゲストの非対称的関係を前提としながらも、いかに内発的な観光を成立させるという議論が展開されることになった⁽³⁾。そのなかで登場してきたのが、「観光まちづくり」という考え方である。観光まちづくり論は、1980年代後半のわが国の農山漁村における外部資本に依存した外発的な観光を反省し、内発的な観光を目指すものであるが、次のような特徴がある。観光まちづくりの基本的な考え方には、あくまで“まちづくり”を構想しているということである。観光はそのための手段のひとつでしかないという考えにある。したがって、これまでの観光研究が暗に前提としていた観光による経済的発展を必ずしも目指すわけではない。そこには住民生活の満足度をいかに高めるかという別の評価軸が見出されるからである（安村，2006）。すなわち、観光まちづくり論では、住民生活を満足させるという内発的なまちづくりの視点から観光を捉えることになったのである。

しかし、こうした地域の内発性への重要性が認識される一方で、当の地域社会は困難を抱えることになっていた。地域の内発性を検討するには、現在の地域社会がおかれた次のような状況を理解しておく必要がある。すなわち、人びとは地域づくりの最後の手段として観光に乗り出したものの、「どのようにして観光地としての魅力をつくればいいのか」「地域の個性をいかにつくりだすのか」ということに苦心することになっているのである。どういうことであろうか。

鳥越皓之が興味深い指摘をしている。図1-1をみていく。地域社会が地域活性化型の観光開発に乗り出す際の課題として、通俗性をもってしまうことを挙げている⁽⁴⁾。すなわち、その理由を以下のようにまとめている。

まずこの図の①から④は4

つの要因を示している。①から④の頂点を結ぶ6つの説明（辺

と対角線）は、それぞれの2つの頂点の関連した事業を指している。たとえば、①と④は「リゾート開発」であり、②と④を活かした観光は「グリーンツーリズム」となる。

従来の観光研究は①から④の4つの要因のうち、主に二つをとりあげてその要因間の関連の分析がなされてきた。しかし、こうして全体をながめると、観光地としての通俗性をもってしまうことの理由がみえてくるのである。どういうことかというと、地域社会を主体とした地域活性型の観光開発は、この図の右回りである「時計回り連鎖」を起こしているのではないかということである。つまり、地域社会は①②③の影響を強く受けて、いまの観光に乗りだそうとしているという指摘である。すなわち、「近代化（①）が独立変数的に影響力を強めたため、農村整備事業などをおこなって工夫をしたもの、それでも既存の農林漁業などの生業（②）維持が困難となり、その結果として、自然や歴史的風土が（③）ダメージを受け、地域の衰退現象が顕著になる。それを防ぐために「まちづくり」（ふるさとづくり）が各地で試みられるが、そのうちのいくつかの地域では「観光開発」（④）によって活路を見出そうとする」（鳥越, 2009: 267）わけである。ダメージを受けたもの、受けつつあるものを対象にして観光をせざるを得ないため、地域社会は観光の独自性に苦心することになっているのである。

3. 地域の内発性をめぐる観光研究

このようにみれば、地域社会がおかれた厳しい状況を踏まえたうえで、地域の内発性をどのように理解するのか問われることになる。地域の内発性をめぐる観光研究には、大きくは二つの流れがある。ひとつは、地域住民の主体性に注目する研究である。観光の独自性をつくるには、積極的に地域文化をつくりあげる地域住民の主体性を肯定し、それを鼓

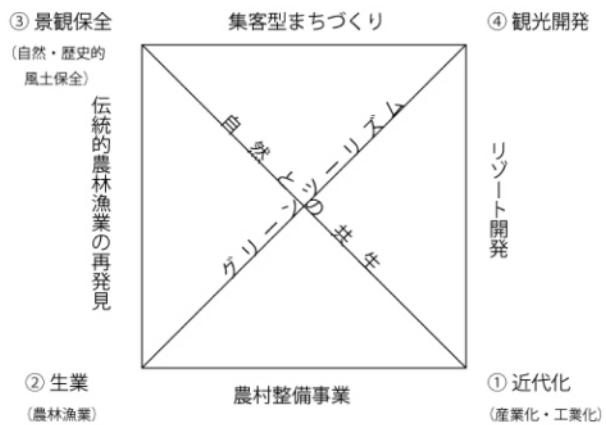


図1-1 観光開発の関係図（鳥越, 2009: 266より）

舞する立場である。もうひとつは、地域住民の価値基準に注目する研究である。住民が主体的であることよりも、住民の価値基準と合致する観光のあり方を模索する立場である。どちらも地域住民の立場から内発的な観光のあり方を捉えようとしている。

3. 1. 地域住民の「主体性」研究

地域の内発性を住民の「主体性」として理解する研究をみていく⁽⁵⁾。この研究は、ホストとゲストの従属関係のなかにも地域社会の実践を評価する立場である (Cohen, 1988; 太田, 1998; 橋本, 1999; 2001; 川森, 2001; 橋本・佐藤編, 2003)。グリーンウッドらが告発してきたように、観光がホスト社会の生活破壊や伝統文化の変容を引き起こしてきたことは事実であるが、その一方で、ホストはただ一方的に翻弄され続ける受け身の存在ではなかった。現地の人びとは、地域の文化を巧みに操りながら、むしろ積極的に文化を観光化させる実践に取り組んでいた。そこに地域住民の主体性を捉えることができ、観光の独自性を形成すると理解してきた。この視角はそれまでの議論を刷新させ、多くの論者から支持されるものであった。なぜなら、観光は地域文化を破壊させるのではなく、地域文化をつくりあげるものという見方を提示してきたからである。

観光社会学者のエリック・コーベンは、文化の商品化はその意味を変化させたり、新たな意味を加えることがあるかもしれないが、必ずしも文化そのものの意味を壊すものではないと主張した (Cohen, 1988: 371)。文化人類学者の太田好信は、それまでの議論が観光の負の側面ばかりを強調して、純粋な文化を貶める観光というイメージに呪縛され、地域社会の人びとの創意工夫を見逃していると批判する (太田, 1998: 91)。太田は、沖縄県石垣島の漁師が「ウミンチュ体験観光」に取り組むなかで、ホストとゲストの従属関係を可変させ、自己の主体性を回復し、アイデンティティを形成していることを指摘した (太田, 1998: 86-91)。人びとは、ただ受け身のまま観光による文化変容を受け入れているのではなく、むしろ主体的に文化をつくりだす実践に取り組む。そのことを積極的に評価しているのである。

このような見方は、従来の観光によって文化は消え去るものという見方を反転させることになった。エリック・ホブズボウムら (1992) が示したように「伝統」は多くの場合「発明」であったように、観光における文化もホストとゲストの相互作用によって再構築されているからである。インドネシア・バリ島の伝統芸能「ケチャ」は「たんに保存されたというより、シュピースをはじめとする芸術家や人類学者たち、さらにこの島を訪れた観光客のまなざしのなかで再創造された」ことが明らかにされた (山下, 1999: 55-56)。民俗学者の橋本裕之は、広島県の代表的な民俗芸能の「壬生の花田植」をとりあげ、「今日の存在形態はむしろ観光が何度かにわたって介在した結果である」と指摘している (橋本,

1996:182)。これらの研究は、観光の現場では、地元住民が地域文化を積極的に売り出しながら、地域を活性化させていることを指摘してきた。それは、ともすれば、ディーン・マキアーネル (2012) が論じたような文化が演出されていることを疑う見方を、地元住民の主体性の発露として捉え直す視角として説得力を持った。

ところが、この視角は、思わぬところから反発を受けることになった。それは、かれらが主体性を見出そうとしたはずの地元の人びとからの反発であった(古川・松田, 2003:226)。なぜなら、じっさいの観光の現場では地域文化を積極的にくり変え、売り出すことをめぐって地域社会が葛藤を招くことになってしまったからである(橋本, 1999; 八木, 1999; 安藤, 2002; 芝村, 1999; 蘇理 2007)。そのことによって観光が停滞したり、地域が対立を招くことになった。たしかに、地域文化を積極的に観光化していく取り組みには、観光客にけっして従属的ではない地元住民の主体性が鮮明に伝えられてきた。しかし、人びとは、その一方で、地域文化が日常生活から乖離し、地域の独自性を失いつつあることに戸惑いや葛藤を覚えていた。このような人びとの戸惑いや葛藤に答えるように生まれた研究が、もうひとつの地域住民の「価値基準」に注目する研究である。

3. 2. 地域住民の「価値基準」研究

住民の価値基準に踏み込んだ研究は、環境社会学における歴史的環境保全研究を土台としている(たとえば、足立, 2010; 福田, 1996; 堀川, 1998; 川田, 2005; 五十川, 2005; 池瀬, 1997)。歴史的環境保全の現場では、しばしば保存対象の「歴史」の捉え方をめぐって対立を招いてきた。なぜなら、現場では史実と一致してそれが真正であるかどうかという「歴史的事実」と人びとが保存対象に抱いてきた「歴史的イメージ」がしばしば異なっているからである。ゆえに、いったん文化財としての「歴史的事実」を重視して、町並みを保存しようとすると、住民たちの生活に支障をきたしたり、日常生活から乖離する問題が生じることになった。そこで環境社会学者が注目したのは、地域住民の価値基準だったのである。したがって、歴史的環境保全研究では、地域文化の「歴史的事実」ではなく、人びとの「歴史的イメージ」にポイントをおいて議論されてきた(鳥越, 1997)。

たとえば、赤瓦屋根が多くの観光客を引き付ける沖縄県竹富島において、じつのところ「赤瓦屋が大部分である伝統的町並みは、過去には一度も存在しなかった」(福田, 1996: 734) ことが報告されている。赤瓦屋は明治期の後半にはじめて出現したものであり、大正期においても裕福な層に限られていた。現在の赤瓦屋の町並みは、地域の自治会と竹富町とが組織的に生み出した結果だという。竹富島の人びとが目指したのは、「過去の再現なのではなく、富の象徴としての瓦屋が並ぶ幻の姿」(福田, 1996: 734) だったのである。すなわち、竹富島の赤瓦屋は史実とは一致しない人びとの「歴史的イメージ」によって形成さ

れたものということになる。史実に照らし合わせれば「真正ではない」赤瓦の町並みをなぜ評価するのだろうか。牧野厚史はいう。「そこで暮らす住民たちが意識する歴史の起点、つまり現在の生活にとって何が重要であるのかという判断と一致」(牧野, 1995 : 236) していることを評価しているのである。赤瓦屋の町並みには「過去にあった現実の姿ではなく、島民の願望であり、理念」(福田, 1996 : 736) があらわれていることが重要なのである。

このように環境社会学者は、人びとの価値基準にポイントをおいて議論してきた。したがって、ある観光がいくら経済的に成功していようと、地元の人びとの価値基準とズレたものとなっていればそれは必ずしも評価できるものではない。

福島県の大内宿は「草屋根」を活かした家屋が立ち並ぶ有名な観光地である。昭和 56 年には国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、現在は年間 100 万人を超える観光客が訪れている。大内宿では行政が観光に力を入れており、草屋根家屋を観光資源として活用したわけである。ところが、地元住民のあいだではそれに十分に合意ができていない現状があることが指摘されてきた(杵瀬, 1997)。なぜなら、人びとには「草屋根は貧乏の象徴」と考えられていたからである。それゆえ、いくら外部から草屋根の希少性に注目が集まろうとも、草屋根の保存をめぐって住民は激しく対立してきたのである。このようにみれば、観光に取り組む地域社会の人びとにとって重要なことは、歴史的事実によって見出されてくる価値基準ではなく、それが人びとの価値基準に合致しているかどうかということができるだろう。

このように、観光研究における地域の内発性の理解には二つの立場があった。地域住民の「主体性」研究は、ホストとゲストという従属関係のなかでも、ただ翻弄されるだけではなく、自ら地域文化を創造して地域を活性化する人びとの主体性を捉え、それを鼓舞することで内発的な観光を模索してきた。一方の、地域住民の「価値基準」研究は、観光現場で生じた地域の葛藤という課題を踏まえたうえで、地域住民の価値基準に照準をあわせた観光のあり方を論じてきた。このような違いを理解したうえで、この二つの研究が理論的な下敷きとしていると考えられる鶴見和子の内発的発展論に立ち返り、鶴見が何を論じようとしていたのかを確認してみよう。

鶴見は自身の内発的発展を次のように述べている。すなわち、「それぞれの地域の生態系に適合し、地域の住民の生活の基本的必要と地域の文化の伝統に根ざして、地域の住民の協力によって、発展の方向と道筋をつくりだしていくという創造的な事業」(鶴見, 1999 : 32) であると。そのうえで、鶴見の内発的発展論は、次の二つの特徴があった。近代化論に対置した考え方であることと、玉野井芳郎(1977)らの「地域主義」の発想を持っていることである(鳥越, 2010)。したがって、次の鶴見の指摘を見逃すことができない。鶴見はいう。「内発的発展の担い手は、その目ざす価値および規範を明確に指示する。近代化論が

『価値中立性』を標榜するのに対して、内発的発展論は、価値明示的である」(鶴見, 1989 : 43) と。つまり、鶴見は、自分たちの価値観を示しながら地域の発展のあり方を模索することの重要性を説いていたのである。

こんにち観光に取り組む地域社会が目指しているのは、外発的な観光開発ではなく、内発的なまちづくりとしての観光である。先にみてきたような観光まちづくり研究は、成功事例の紹介や成功のための実践マニュアル化に終始しているため(四本, 2014)、内発性を担う住民の主体性が強く強調されている。同じように、地域住民の「主体性」研究も地域文化の活性化を盾に地元住民の主体性を鼓舞しようとするだけの存在となってしまっていることに気づかれよう。これらの研究は、地域の内発性を住民の主体性に置き換えて理解しようとしたのである。しかしながら、本来鶴見が主張しようとしたことは、どれだけ地域社会の主体性を発揮できているかどうかではなく、自分たちの価値観が示されているかどうかだったはずである。つまり、近代観光に対して、地域社会の価値明示こそが内発的な発展に必要不可欠であると理解できよう。本論も地域住民の価値基準に注目していくことにしたい。

4. 地域住民の価値基準把握の方法 —「地域住民規範」を手がかりに

では、人びとの価値観というものをどのように把握すればよいのだろうか。本論では人びとの価値観を鳥越皓之にならって「地域住民規範」(鳥越, 1983 : 162) に注目することで把握していくことにしたい。この地域住民規範に注目して沖縄県竹富島の住民による町並み保全運動と観光実践を分析した家中茂は、人びとが地域住民規範に拘束されながらも、この規範の存在が社会変化に対応して生活の仕組みをつくりだしていることを明らかにしている(家中, 2009)。家中によれば、地域住民規範とは「島の意思」とも言い換えられるものであり、どのような生活のありようを望ましいとするのかという人びとの価値基準として機能しているのだという。そもそもこの地域住民規範とは、鳥越による有賀喜左衛門の「生活意識」の検討から着想を得たものである。有賀によれば「生活意識というものは生活に存する心持とか考え方というほどの意味であります、生活意識はその社会が持つ組織や生活条件から滲み出てくるもの」(有賀, 1969 : 360) であるという。鳥越は有賀の「生活」把握の方法を詳細に検討するなかで、有賀の「生活意識」を次のように整理した(鳥越, 1982)。

有賀によれば、現実の生活とは、家や部落といった「生活形態」という形あるものを通じてはじめて実現するのだという。この「生活形態」の内容として、じっさいに有機的組織として生活を統括するのは「生活組織」という概念である。「生活組織」は外部から受け

るさまざまな変化によって拘束を受ける。これを「生活条件」と呼ぶのである。ただし、じっさいに生活の場に迫ってくる生活条件は「有機的な統合のとれたものではなく、いわば、バラバラにやってくる。そのうち、どれが地域生活にとって意味があり、どれが拒否すべきものであるかということを選択する必要に迫られる。この選択の基準として機能する価値基準を『生活意識』と名づけた」(鳥越, 1983 : 162) のである。鳥越は、有賀の生活意識からヒントを得て、地域生活の場という限定をつけながら、「地域住民規範」という人びとの価値基準を把握する概念として提示したのである。

このようにみれば、本論でとりあげる事例地の人びとが観光客の自由や自発性を制限する観光に取り組むのも、かれらなりの価値観の明示であることが理解できよう。

ところで、こうした地域社会による観光客に対する規制とは、こんにち観光研究でその必要性が検討されている観光倫理とは異なるものである。世界観光機関 (UNWTO) は 1999 年に「世界観光倫理規範 (Global Code of Ethics for Tourism)」を採択し、全ての観光関係者にこれを順守するよう呼びかけている。そこには、犯罪行為、性的搾取、児童搾取などを禁止し、ホスト社会に配慮することなどが盛り込まれている。このような普遍性のある倫理規範に対して、本論で論じるのは、地域社会における独自の価値規範のことである。再び沖縄県竹富島の例をだそう。

「観光の島」として名高い竹富島において、祭礼が観光化されつつある。なかでも最大の祭礼でもある種子取祭にはたくさんの観光客が訪れている。しかし、観光客の種子取祭の見学には「外部者としての節度と理解」(森田, 2003 : 197) が要求される。たとえば、「神司の前に出ないこと、イバンを受けないこと、さらに各家では庭や二番座に座し、上座である一番座に座らないこと、無理な撮影はしない」ことである。なぜここまで観光客の自由や自発性が制限されるのだろうか。なぜなら、種子取祭は竹富島の人びとにとつての神事だからである。種子取祭はけっして観光客のために演じられるものではない。種子取祭は、観光客の見学を禁じてはいないが、神事としてのルールを守ることが要求されるのである。

このようにみれば、地域社会がなぜ観光客の自由や自発性を制限するのか、人びとの地域住民規範を通してでなければ理解できないことがわかるであろう。ゆえに本論では、人びとの観光の場で立ちあらわれる地域住民規範に注目して、その理由を明らかにしていくことについてみたい。

5. 本論の構成

本論では、地域社会の水資源を利用した観光の現場で発露する地域住民規範を多面的に検討していくために、次のような構成をとっている。

第二章では、まず地域の水資源をめぐって地域社会に立ち現れる地域住民規範とはどのようなものであるのかを理解していくために、あえて災害という極端な事例を選択した。なぜなら、地域の人びとの価値基準とは、ある危機が地域社会に迫ったときにより顕在化しやすいと想定されるからである。事例とするのは、地域社会の存続が危ぶまれる危機に直面した簡易水道組合である。ここでは、地域社会の危機的状況にもかかわらず、水道組合を存続させる理由を地域住民規範に注目して明らかにしていく。

第三章では、地域住民規範が観光政策とどうのよう結びついていくのかに注目する。そこで、秋田県美郷町六郷地区と富山県黒部市生地地区における観光の事例をとりあげる。二つの事例をとりあげる理由は、観光化による地域住民の対応が対照的に異なっているからである。すなわち、地域の洗い場の観光化によって、六郷地区では地元住民の利用が失われることになり、生地地区では地元住民の利用と観光をうまく両立させ、観光の独自性を形成している。なぜこのような対照的な結果になったのか、その理由を検討していく。

第四章と第五章では、地域の水資源を利用して観光まちづくりに取り組む地域社会の事例をとりあげる。事例地では観光化をめぐって地域が対立を招くことになった。その対立の原因とその対応をこの二つの章でみていくことになる。そのうち第四章では、地域住民規範と観光客との関係に注目する。針江集落では、観光に取り組む組織が地域の対立を解消させるためにとった観光実践の軌道修正に地域住民規範がどのようにいかされたのかをみていく。第五章では、地域が葛藤するなかで地域住民規範がどのように再形成されていくのかをみていくことになる。そのことを通じて、地域社会が受容できる観光のあり方を検討していく。

第六章では、各章における事例研究から得られた知見をまとめ、本論でとりあげた地域社会がなぜ観光客の自由や自発性を制限して観光に取り組むのか、その理由を明らかにしていく。そのうえで、地域社会を担い手としたオルタナティブな観光のあり方を論じていくことにしたい。

最後に地域社会の水にかかる災害対応の事例を補論として位置づけた。ここでは個人のローカルナレッジが地域住民規範へと転用されていく場面に注目していく。

注

- (1) 観光が“レジャー”か“レクリエーション”なのかは論者によって理解が異なるが、ここでは塩田正志（1994）の整理がわかりやすい。“レジャー”とは「労働時間」に対する「余暇時間」という時間の概念である（コルバン編, 2000）。一方の“レクリエーション”は文字通り、労働などで疲れた精神と肉体を再生（re-create）する目的をもった休養や娯楽という行為を指す。その意味で“レクリエーション”は能動的なレジャー活動の一つであり、「観光」はレクリエーションの活動であるといえる。
- (2) 観光産業は安倍内閣の成長戦略の一つに位置づけられている。政府の統計によれば、2013年の訪日外国人旅行者数は初めて1,000万人を達成している。2020年には年間2,000人を目指している（以上は2014年6月内閣官房『改訂！やわらか成長戦略。～アベノミクスをもっと身近に～』より）。
- (3) もっとも1970～80年代に登場したオルタナティブ・ツーリズムは、ホストとゲストの従属関係の固定化を克服し、対等な関係を目指すものであった。自然環境の保全に配慮するエコツーリズムや都市農村交流を目指すグリーンツーリズムもこの流れで生まれてきたものである。ところが、オルタナティブ・ツーリズムにも強い批判が巻き起こることになった。なぜなら、オルタナティブ・ツーリズムそのものが、対象を論理で定式化しそれに意味を与えて消費するという近代観光の本質を抱え込むものだったからである（古川・松田, 2003: 21）。
- (4) ここでいう「地域活性化型観光開発」とは地域社会を担い手とした観光まちづくりとして理解してよい。
- (5) この立場は、観光研究における「真正性」研究のなかで議論されてきた。歴史家のダニエル・J. ブーアスティン（1974）は、観光を「擬似イベント」と指摘した。また観光社会学者のディーン・マキアーネル（2012）は、観光客は日常世界と対照的な世界を求めるのであるから、観光の現場で出会う文化にはより本物らしさが求められるのだという。しかし、じつさいの観光の現場では「真正性」は演出されたものであり、観光客はそれに満足しないと論じたのである。これらの議論に対する反論として、観光現場における地域住民の主体性を見出す研究が登場してきたのである。観光化された地域文化が本物か偽物かという二項対立を乗り越える議論として評価できるものである。かれらによれば、観光の現場には「実体としての『真正な文化』」が存在するのではなく、つねに現在における解釈の結果としての『真正な文化』という考え方（太田, 1998: 73）が存在すると理解している。また、観光の現場において、観光客は必ずしも真正な文化を求めているわけではないとの指摘もある（橋本, 2001）。
- (6) イバンとは世乞い（ユークイ）という五穀豊穣を願って家々を夜通しまわって歩く行事の際に受け取るイバン（九年母）の葉のことである。これを受け取ることは徹夜で世乞いに参加することを神と約束することを意味する（森田, 2003）。

第二章 生活保全組織としての山の神水道組合 —福島県双葉郡川内村における原発事故災害への住民対応から—

本章では、まず地域の水資源をめぐって地域社会に立ち現れる地域住民規範とはどのようなものであるのかを理解していくために、あえて災害という極端な事例を選択した。なぜなら、地域の人びとの価値基準とは、ある危機が地域社会に迫ったときにより顕在化しやすいと想定されるからである。福島県双葉郡川内村沢地区の簡易水道組合を事例とする。地域社会の存続が危ぶまれる状況のなかで、水道組合を存続させる理由を地域住民規範に注目して明らかにしていく。

1. なぜ人びとは山の神水道組合を維持し続けるのか

本章の目的は、原発事故災害に被災した地域社会の人びとが、被災後の地域住民組織の合理化が進められるなかで、何ゆえに簡易水道組織を合理化せず、維持し続けようとするのかその理由を明らかにすることである。事例としてとりあげるのは、東京電力福島第一原子力発電所から 20km 圏内に位置する福島県双葉町川内村沢集落の山の神水道組合である。

2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、東京電力福島第一原子力発電所（以後、福島第一原発と略記）で 12 日に水素爆発が起こった。やがて川内村は屋内退避区域に設定され、16 日には全村避難となった。それから 2012 年 1 月に村の帰村宣言がだされるまでおよそ 1 年にわたって避難生活を余儀なくされ、村人は離散状態となつた。およそ 1 年後には、村は帰村宣言をして行政サービスを再開したものの、原発事故から 3 年経った現在でも帰村者はおよそ半数にとどまっている。このような状況下で、地域社会は存続が危ぶまれる危機に直面することになっていた。災害後の地域社会にとっての危機をうまくとらえたのがカナダ人ジャーナリストのナオミ・クラインである。クライインは、テロや戦争、自然災害といった社会が破壊されるほどの大惨事のショックの直後、災害処理をまたとない市場チャンスととらえ、公共領域に一斉に参入する行為を「惨事便乗型資本主義」（クライイン、2011：5-6）と名づけている。シカゴ学派の経済学者であるミルトン・フリードマンをはじめとする新自由主義者は災害後のショックあるいは危機を絶好の政策転換の場ととらえ、あらかじめ準備しておいた自由市場構想を持ち込んで社会的・経済的改革を強行するのだという。つまり、災害後の現場では危機に便乗して社会的・経済的な合理化が進められるのである。クライインの指摘は、災害後の地域社会に外部からの市場参入による合理化をとらえたものであるが、この合理化は地域社会の内部からも進められることになる。金菱清は、東日本大震災後の地域社会を分析し、地域社会の内部から

もそれまでの日常の秩序を一時的に壊すような「内なるショック・ドクトリン」が起こったことを指摘している（金菱, 2014）。すなわち、ここでいう地域社会にとっての危機とは、災害時の混乱を乗じて内外から起こる合理化の流れによって、生活組織を再編したり、消滅せざるを得ない状況にさらされることなのである。そのことを示すように、本章でとりあげる沢集落では生活組織の合理化が進められている。自治会組織祭は機能停止に陥っており、葬式組合といった生活組織を解散させている。そのような状況にもかかわらず、人びとは簡易水道組合だけは存続させなければならないと主張する。本章では、水道組合を存続させる理由を明らかにすることを通じて、地域の水資源に対する地域住民規範とはいかなるものであるのかを理解していくことにしたい。

2. 原発事故災害への人びとの対応

2. 1. 川内村の概況

では、ここで事例地である川内村の概況を示しておきたい。福島県双葉郡川内村は、阿武隈高地の中央部に位置する高原性の盆地である。面積の90%は森林で、農地はわずか5%といわれている。川内村は8区の行政村に分かれている。そのうち1区から4区を上川内、5区から8区を下川内と呼ぶ。そのうち、24の集落が点在しているといわれている。本章でとりあげる水道組合がある沢集落は、村の中心部にある3区に位置する。集落は21軒で構成される。村全体の人口は2013（平成25）年10月現在で、2,794人である。原発事故以前から村は高齢化と過疎化が課題となっていた。村の産業は、かつては林業を主軸として農業、酪農という第一次産業に支えられていた。農閑期には、出稼ぎで生計を立ててきたのだという。昭和40年代に入ると、村から20kmほどの距離にある福島第一原発、第二原発の建設がはじまり、こんにちに至るまで、いわゆる原発関連事業の従事者が数多くを占めている。人びとは良くも悪くも福島第一、第二原発に強く影響された生活をしてきたと語る。しかし、東日本大震災に伴う福島第一原発の事故は人びとにとっても思いがけないことであった。では、震災から現在に至るまでの状況を簡単に振り返っておこう。

2. 2. 東日本大震災と原発事故後の人びとの動き

東日本大震災から避難までの川内村の動きを表2-1にまとめた。2011年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生。川内村では震度6弱を記録した。地震そのものによる川内村での被害は隣接する町村に比べれば大きなものではなかった。川内村は山中の盆地に位置し、地盤が硬いからだといわれる。しかし、じっさいに体験した地震の揺れは予想以上に堪えるものだったという。地震の発生は14時46分という日中に起こったわけだが、地震

がきてまもなく、まっくらになって急に雪が降りだしてきたという。あたりは一面真っ白になり、「ああ、これ世の中がどうにかなっちゃうのかな」と感じさせるほど恐ろしいものだったという。その後、原発事故によってさまざまな被害を受けることになるが、人びとの心に刻まれているのは、地震による恐怖である。

翌 12 日になると、福島第一原発に近接する隣町の富岡町住民 8,000 人が川内村に避難してきた。川内村の人びとは、避難した富岡住民への対応に追われる。沢集落の人びとも女性は避難所に炊き出しのボランティアにでかけた。女性たちは各家にある食材を持ち寄り、避難者への毛布など寝具類も提供した。15 時 36 分に福島第一原発 1 号機が水素爆発する。このことを知る人はほとんどいなかった。人びとは富岡住民への対応に追われていたからである。しかし、テレビ報道などで原発事故が起きたことを知っても、「いまさらどってことない」と慌てる必要はないと思ったという。14 日になって福島第一原発の 3 号機が水素爆発し、周囲が騒ぎはじめることになった。この頃になると自主的に避難をする人も増え始めた。15 日になると、4 号機も水素爆発し、福島第一原発から 20~30km 圏内に屋内退避指示がでた。川内村全域があてはまる。このことによって富岡の避難者にお世話をすることができなくなった。その後、村から村民に向けて自主避難指示がだされることになったのである。この日に避難できる人たちは身寄りを頼って各地に避難をした。16 日には村が全村避難を決断し、郡山市にある多目的ホール「ビックパレットふくしま」に集団移

表 2-1 東日本大震災から避難までの川内村の動き

年	日付	時刻	事項
2011	3月11日	14:46	東北地方太平洋沖地震発生(川内村は震度6弱を観測)
		5:44	福島第一原発10km圏内避難指示(第二発電所3km圏内) 富岡町住民約8,000人が川内村に避難 双葉町警察署、広域消防本部とともに川内村に移転 川内村・富岡町合同災害対策本部設置
	3月14日	15:36	福島第一原発1号機水素爆発
		18:25	福島第一原発から半径20km圏内避難指示
	3月15日	11:01	福島第一原発3号機水素爆発
		6:10	福島第一原発4号機水素爆発
	3月16日	11:00	川内村全域が屋内退避区域に設定
		15:00	川内村村民に自主避難指示
	早朝		川内村・富岡町住民集団避難(郡山ビッグパレットへ)
	3月17日	0:00	川内村・富岡町合同災害対策本部を郡山市に設置

出典：川内村「原発事故に伴う全村避難から帰村のための除染と線量管理」資料(平成 25 年 10 月 1 日)

転をした。川内村、富岡町合同で避難をすることになったのである。村から避難指示を呼びかけられたときには、沢集落において地域として何かを決めるようなことはなかった。各自個別の対応に任せられた。16日を境にして集落の人たちは離散状態となったのである。では、2012年4月への帰村宣言がだされるまでの動きをみていこう。表2-2にまとめた。

表2-2 住民帰村までの川内村の動き

年	日時	事項
2011	9月30日	緊急的避難準備区域解除(福島第一原発 20km～30km圏内) 復旧計画・復興ビジョン・除染計画の策定
	10月	住民懇談会
	11月	除染開始
	2012 1月	帰村宣言
	3月	役場機能再開
	4月	住民帰村 保育園・小中学校再開、診療所・福祉機能再開、路線バスの新設

およそ1年間の避難生活を経て、村は役場機能の再開とともに、帰村宣言をした。近隣の自治体のなかでもっとも早い帰村宣言であった。その理由は、放射線量が全体的に低いこと、原発が爆発する可能性が低くなったことがある。川内村は福島第一原発から20km～30km圏内にある。ちょうど役場のある中心部で25kmほどの距離である。にもかかわらず、線量が低いのは、原発事故当時の風向きにある。川内村の方角とはズレたのである。もっともこのことは、住民への聞きとりを通してしばしば聞かれることもあった。太平洋の浜のほうから風が吹いても川内村は山に囲まれているため、風向きが変わって福島第一原発から風が吹きつけることはあまりないと考えられていたからである。12日に1号機が爆発した際も、山が守ってくれると話す人もいたほどである。このように帰村の条件をクリアして、住民が想定しているよりも、はやい帰村ができるようになったのである。しかし、帰村者の数は村が思い描くものとは異なっている。帰村者の状況は、全体のうちの52.1%、1,455人である(2013年10月1日時点)。原発事故から2年半が経過して、はじめて半数を上回ったことになる。村が課題としていることは若い世代の帰村率が極めて低いことである。除染作業によって、年間の追加被ばく線量を1ミリシーベルト以下にすることを目指にして作業してきたが、やはり放射能への不安は大きいという。

ここで、沢集落の人びとに目を向けてみよう。沢集落の21世帯のうち完全に帰村しているのはおよそ半数の世帯である。残りの人びとも、月に数日は戻ってきたりしており、川

内村と郡山市やいわき市などの仮設住宅や借り上げ住宅で暮らしている。つまり二地域居住をしているのである。完全に帰村できない理由としてしばしば語られるのは、高齢者が抱える持病にある。震災以前は川内村から富岡町や浪江町といった隣町の病院に通院することができた。しかし、それらの地域は放射線量も高く立ち入ることができない。ゆえに、医療設備の整った郡山市やいわき市に暮らすことになっているのである。

完全に帰村している人たちのなかには、村ぐるみで帰村する時期よりも、早く帰村していた人が少なくない。なかには、原発事故から10日後に戻り暮らし続けている人もいる。なぜそのようなことが可能になったのだろうか。その理由のひとつとして人びとから語られるのが、飲料水が確保できていたことにある。川内村は全国でも珍しく上水道を整備していない自治体であった。人びとは原発事故以前から井戸水や沢水を飲用してきた。震災後、上水道といったインフラが破壊された他の地域とは異なって、川内村の人びとが原発事故後も物理的に生活できることができたのは、飲料水を確保していたからである。このことは、村としても帰村宣言の決め手のひとつであったとされる。それでは、人びとは自然の水をどのように利用しながら暮らしてきたのだろうか。

3. 山の神水道のある暮らし

川内村には近代的な上水道システムを整備していない。人びとは自家井戸からモーターで水を汲み上げたり、山の沢水から水を引いて生活全般に利用してきた。石川益夫らの研究グループが調査したところによると、川内村において、地下水が生活利用となったのはそれほど古いことで

はないという。井戸を掘りはじめたのは、昭和に入ってからで、それまでは用水や沢水といった表流水を利用していた（石川・小迫・鈴木ほか, 2004）。近代化のなかで、表流水から地下水へと水源が変化することになったのである。そのような状

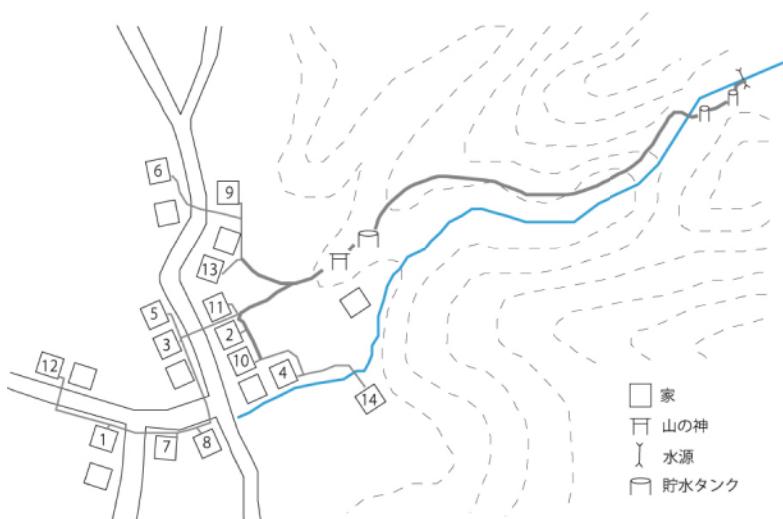


図2-1 山の神水道と沢集落

況のなかでも現在も沢の水を使い続ける人びとが存在する。川内村で唯一となった沢の水を水源とした簡易水道組合である。本章でとりあげるのはこの「山の神水道組合」である。山の神が祀られた山の沢水を利用するため、山の神水道組合と名付けられた。そこには、山の神がこの水をいつまでも利用できるように守ってほしいとの願いが込められている。しかし、山の神への信仰は現在では大変弱くなっている。山の神を世話する70歳代の人物によれば、親の代までは祭りをして神楽を舞ったりしたというが、世話をする人たちも高齢化して活動は停滞している。

山の神水道組合は、1963（昭和38）年に設立された。図2-1に現在の山の神水道組合と沢集落との関係を示した。設立当時は20世帯が加入し、沢の水が供給されていた。それ以外には、3区公民館とポンプ小屋といった公共施設にも沢の水が供給された。現在は、その数も14軒に減ってはいるものの、人びとはこの水を利用し続けているのである。組合のなかには沢の水が設立された昭和38年生まれの組合員もいる。この沢水を飲んで育ったことが誇らしげに語られる。人びとは50年ものあいだこの水を使い続けていることになる。

この水道はすべて組合の人足でまかなった。20世帯の住民は総出で完成まで2ヶ月おこなったという。その作業は子どもの頃の記憶として語られる。山中にコンクリート製のタンクを設置するためにミカン箱に砂利積んで運んだものだという。山の神水道の水源は集落から1kmほどの山中にある。水源は、沢の水である。これを堰き止め、その水をコンクリ製のタンクに貯める。タンクのなかには炭や石、小石や砂利が入れられ、水がろ過される。水は、そこから山中に這わせた送水管を通り、山の神が祀られる本殿の裏手にある貯水タンクまで運ばれる。貯水タンクからは送水管がふた手に分かれて、各家に送られる。すべて水圧をかけて送られるので山中には複数の空気口や泥抜きが設けられている。山中の高低差をうまく利用しながら、よく考えられて設計がなされている。水道設置以来、年に1度、3人1組でタンクや水源の人足掃除があるし、年に1度は各戸総出で掃除がおこなわれてきた。年に1度の総出の掃除は花見の時期におこなうのが慣例となっている。掃除の後に全員で花見をすることが数少ない楽しみのひとつだったと語られる。

水道組合設立時の20世帯には、沢集落以外の住民も加入していた。設立時に個別の井戸などの水源をもたない人が集まってつくったものだからである。図2-1で表記したのは沢集落の21軒で、そのうち番号が与えられているのが現在の山の神水道の組合員である。沢集落以外の住民は脱退し、すべて沢集落の住民が利用することになっている。

ここで、表2-3に示した山の神水道組合の利用状況と帰村状況をみていく。現在の14軒の組合員のうち、半数の7軒が完全帰村をしている。ここでいう完全帰村とは、仮設・借り上げ住宅の返却したことを指す。組合員すべての家庭が山の神水道を利用し続けている。ただし、自家井戸を持っている家庭では使い水や稻苗の水やりや畑の散水に利用して

いる。注目したいことは、原発事故を経てもこの水を飲み続ける人がいることである。表の△の家庭ではつい最近に自家井戸を掘った。またこの表には入れなかつたが、2013 年度まではもう 1 軒飲用としても使い続けていたが、大病を患つたことで月に 1 度の人足掃除を担えなくなり、組合から脱退し、井戸を掘つた人もいる。最近になって自家井戸をつくる人がでてきたのは、村の政策ともかかわっている。村では原発事故後、放射性物質の混入の心配から、表流水の飲用を避けるようにとの指導をしており、自家井戸のない家庭には、上限 100 万円まで補助金をだして支援する制度をつくつてゐるのである。しかし、ここでは、それにもかかわらず、この水を飲み続ける人がいることに注目しておきたい。その人びとからは、新しい井戸をつくるのではなく、この水を飲み続けなければいけないと語られる。この主張を裏付けるように、他の生活組織を解散していくなかでも、人びとは山の神水道組合を存続させようとしている。なぜ人びとはこの水を利用し続け、組織を維持しようとしているのだろうか。

表 2-3 山の神水道組合員の利用状況と帰村状況（2014 年 8 月現在）

	山の神水道使用用途	自家井戸	帰村状況
1	使い水・畑	○	完全帰村
2	使い水・畑	○	二地域居住
3	使い水・畑	○	完全帰村
4	使い水・畑	○	完全帰村
5	使い水・畑	○	二地域居住
6	使い水・畑	○	完全帰村
7	飲用・生活用水・使い水・畑	×	二地域居住
8	使い水・畑	○	二地域居住
9	飲用・生活用水・使い水・畑	×	二地域居住
10	使い水・畑	○	完全帰村
11	(飲用・生活用水)使い水・畑	△	完全帰村
12	使い水・畑	○	完全帰村
13	使い水・畑	○	二地域居住
14	使い水・畑	○	二地域居住

出典：聞きとりをもとに筆者作成

4. 山の神水道組合の意味

人びとが山の神水道組合を維持し続ける理由を次の三点に焦点をあててみていくことにしたい。

4. 1. 生活組織としての位置づけ

先に述べたように、原発事故後、帰村者はおよそ半数に留まっている。そのような帰村状況であるから、地域コミュニティにおけるさまざまな生活組織も機能しているとはいひ難い。ここでは人びとの生活組織の震災後の状況とそのなかでの水道組合の位置づけをみていくことにしたい。人びとに身近な生活組織の単位としてあげられるのは、行政区、その下部組織としての集落（部落）、葬式の手伝い組合、山の神水道組合の4つである。それぞれ追ってみていこう。

山の神水道組合の組合員 14 軒が暮らすのは第3行政区である。この行政区の下に十数軒程度で構成される集落がある。人びとはこれを「沢部落」と呼んでいる。すなわち、人びとにとって、沢集落とはもっとも身近な生活組織の単位である。しかしながら、震災前にはすでに住民の自治組織という側面がたいへん弱くなっていたという。高齢化と過疎化が深刻な地域課題となっていたからである。以前は、新年会をおこなったり、旅行にいくこともあったというが、そのようなこともなくなってしまった。かつては回覧板を回していたというが、それも震災前に防災無線が整備されたことによってなくなった。近所の人びとと顔をあわせる機会すら限られることになったのである。身近な組織でさえもこのような状況であったから、行政区は人びとにとって心理的に距離のある組織であった。行政区は行政との伝達機能を果たすのみで、区内の課題を協議する機関として、あるいは、区民相互の親睦を深める機会も失われていたという。したがって、震災という危機を迎えるとそれらの組織は機能不全に陥ることになったのである。

震災後は、行政区として自主的に集まる機会はない。区費についても震災後は徴収されていない。行政側から震災や復興にかかわる伝達機関としての役割もほとんど果たせていない。村の広報誌も郵送に切り替わっている。帰村が約半数の人にとどまる状況下では、当然のことであるかもしれない。この状況は集落とて同じである。自治組織としての機能は完全に失うことになったのである。

一方で、震災前から、かろうじて地域の人たちと顔をあわせる場としてあったのは、葬式の場と水道組合の掃除の場であった。川内村では平成に入ってからも土葬が続けられていた地域である。したがって、地域社会が葬式の運営を担っていた。葬式は各家で行っていたため地域で準備をする必要があった。葬式の手伝い組織はイツキ組合（斎組）

と呼ばれる。イツキ組の構成員の範域は、班や水道組合のそれとは異なる。水道組合の組合員の多くは、林ノ下組イツキ組合の構成員であった。それぞれの生活組織で構成員が少しずつズレているのである。このイツキ組合では、葬式の備品としてテントや机などの設営器具に必要なものから、ガス台、コンロなどの調理器具、食器類まで一式揃うまでは組合員から月額 1,000 円程度の会費を集め、買い揃えていた。それらを保管する倉庫を年額 5,000 円組合で借りて管理をしていたのである。しかし、20 年ほど前からは家で葬式をやる家庭も少なくなり、農協の葬祭場や村外の葬儀場を借りる人が増えていた。そこに震災と原発事故が起きた。帰村がままならない人もいる。2013 年 9 月にイツキ組合を解散することになった。解散を決めたのは、水道組合の草刈り掃除の場である。イツキ組合員のうち、水道組合員でない家は 3 戸あった。そこでその組合員も招集して解散を決めた。直接の決め手となったのは、組合費の残高が少なくなり倉庫を借りることもできなくなるためであったが、震災による影響が大きい。このように合理化の機運が組織内部からも高まるからである。イツキ組合の解散にあたっては、備品を組合員で各々に買い取ることにし、その費用で倉庫の家賃を払い、残金はみなに平等に分配した。

さて、このようにみてくると、ここまで述べてきた生活組織は実質的に解散状態にあるといつてもよいだろう。とすると、山の神水道組合の位置づけも理解できるのではないだろうか。震災以前もそうであったが、月に 1 度の 3 人 1 組の水道掃除、年に 1 度総出の水道掃除と草刈りの場が数少ない顔をあわせる機会であったのである。総出の水道掃除や草刈りの場は、イツキ組合の解散を相談したように、情報交換をしたり、身近な課題についての協議をする場であった。月に 1 度の掃除当番とはいうのはたいした役割を果たしていないようにもみえるが、それでも月ごとに必ず誰かが顔を合わせることが重要なのであった。他の生活組織ではそのような機会がなかったからである。そこでは世間話に混じって、組合員の健康状態の話や身の回りの話がなされる。それが大事であるというのである。また、水道組合では次の人には当番を伝えるため、水道組合の回覧板を回している。この回覧板を回す行為が地区内の情報伝達の役割を果たしていた。みてきたように、山の神水道組合は震災以後も人びとにとて必要な生活組織としてあり続けているのである。

ではなぜ水道組合なのかというと、水道組合という組織が沢水の利用を通じて、人びとの生産と生活という包括的な機能を担う組織であったからである。人びとは、原発事故後もなお、そこに暮らす限り、沢の水は生産と生活に必要である。とはいって、沢水の管理を担っていくことは決して簡単なことではなかった。震災後は、全村避難を余儀なくされ、帰村宣言をした後も、組合員全員が帰村しているわけではないからである。掃

除当番は休日におこなわれる。なかには家族と離散状態にある人もいる。たまの休みの日くらいは家族のもとに行きたいと考えることはごく当然のことだからである。被災する前は地域社会の活動を優先してきた人びとにとっても、被災した状況のなかでは私的なことを優先せざるを得なかった。このような状況を理解して、組合は管理を存続させるための仕組みづくりに乗り出していったのである。

4. 2. 管理を維持するための工夫

山の神水道組合は原発事故後、次の3点の工夫をみせる。ひとつは、掃除当番の頻度を月に1回から2ヶ月に1回としたこと。ふたつ目は、ひとり暮らしの女性を役職につけることを免除すること。三つ目は、これまでと同じように輪番制を続けるという判断である。

そのことを確認するために震災前後の山の神水道組合の活動状況をみていく。震災前の2011年1月から2014年3月までの「水道当番表」を表2-4にまとめた。これによれば、震災が起きてから、2012年の7月21日の草刈りまで1年4ヶ月の間一時的であれ、活動を休止してしたように見える。しかしながら、さきにも述べたように村が帰村宣言をするより前に帰ってくる人は少なくなかった。避難してから10日後に帰ってきたのは、山の神水道組合の中心的役割を担ってきた人物である。この家庭では、息子と3人暮らしだったというが、避難して10日には夫婦で帰ってきた。息子は自らが被災者でありながらも、ビックパレットふくしまでボランティア活動を続けていた。

この家庭では山の神水道組合の水を飲用水から生活用水すべてに利用してきた。いくら放射性物質の混入の心配があるといっても、村で暮らしていくには沢の水が欠かせなかったからである。ゆえに、組織として管理をすることが一時的に止まったが、この夫婦が折を見てタンクの泥抜きなどを行ってきたのである。村内でももっとも早い時期に帰村していたこの夫婦の家は、一時帰村する人たちの寄り合い場所となった。そこには地区内の誰がどこに避難しているかということや、誰が戻ってきてているのかといった情報が集められた。地区内の帰村者も徐々に増えていった。7月21日には震災後はじめて組合としての掃除をした。水源までの山道の草刈りも行った。その場で組合員と相談し、水道の管理を再開させることにした。その後は毎月の掃除が再開されたが、2013年の8月より2ヶ月に1度の掃除とした。これは帰村して1年掃除を再開してみたが、半数の組合員は完全帰村をしておらず、掃除の度に避難先から通う者もいた。高齢者がほとんどであるからいままで以上の負担となる。今までのようなペースで管理を担わせると、脱退する者がでるかもしれない。それは避けたいとの考えで、組合員の負担を軽減するために2ヶ月に1度の掃除当番としたのである。これがひとつ目の工夫である。

表2-4 山の神水道組合「水道当番表」(2011年1月～2014年3月)

日付		記事
2011	01--	水取水口ノ木ノ葉取り清する。異常なし。
	0227	異常なし。
東日本大震災・原発事故発生		
2012	0721	全員出後(1年4ヶ月)掃除する。草刈りも行う。異常なし。
	0826	取水口落葉泥掃除。各タンク清掃する。異常なし。
	0928	取水口落葉泥掃除。第1タンク第2タンク内清掃する。水量あり。異常なし。
	1027	取口上下タンク掃除。異常ナシ。
	1130	取水口各タンク掃除。異常ナシ。
	1230	取水口、各タンク掃除。異常なし。
2013	0223	取水口各タンク掃除。異常なし。
	0328	水量少ない。落葉取扱う。各タンク内泥掃除OK。第2タンク内2本共異常なし。
	0428	全タンク清掃。異常ナシ。
	0526	タンク清掃。異常なし。
	0623	取水口、各タンク清掃。異常なし。水量が少ない状況
「8月より2ヶ月間とする」記載あり		
	0925	木ノ葉取り除く。タンク清掃する。異常なし。
	1025	第1タンク第2タンク共に異常なし。雨多いので水量あり。
	1127	取水口木の葉第1タンク内泥流す。第2タンク内泥掃除。水量あり異常なし。
2014	0125	入り口木の葉等取り。第1タンクの水抜き5回。第2タンクのドロ流し。
	0330	取水口。タンク。異常なし。

出典：聞きとりをもとに筆者作成

2014年4月27日には震災後はじめての組合員総出の掃除が実施された。避難先からわざわざ駆けつける組合員も少なくなかった。都合がつかない組合員は代理のものを参加させた。一人も欠けることなく全員が参加したのである。そのあとの総会の場で、今後の方針として、ひとり暮らしの女性を役職につけることを免除することが決められた。この組合では2年間組合長を輪番制で務めることになっている。組合長となれば、連絡調整から雑務など、組合にかかわる仕事を担わなければならない。それなりの負担となる。これも脱退者をだすことなく、組合を維持していくための工夫として考えられたものである。全員からの賛同を得た。これがふたつの工夫である。

三つ目の工夫はこの日の場でのやりとりにある。ある組合員から今後は、組合長を輪番制で回すのではなく、山の神の世話係でこの組合の中心的人物を務めてきた人物に「永代」として永久に組合長をしてもらってはどうかという提案がなされたのである。これは組織の合理化のひとつと考えていいだろう。震災後の状況をみれば当然であったのかもしれない。ゆえにみなも概ね賛成意見を持ったのである。しかし、この人物はそれはダメだと主張した。これからも輪番で回していくことが確認されたのである。なぜこの人物はそれを否定したのだろうか。この人物は永代として組合長を担うことが嫌だったから拒否したわけではない。なぜかといえば、「みんなで番番（筆者注：順番）でやらなければ組合が壊れちゃう」からである。すなわち、組織を存続していくためのルールとして、役職は輪番制でなければならないと判断しているのである。これを特定の人物に任せてしまうと、脱退する人が増えてしまう。ある種の相互規制として、この仕組を維持していく必要性が語られるのである。

以上3点にみてきたように、山の神の水道組合では震災後も組織を存続させるための工夫をみせてきた。それはルール改正が伴うようなものであった。ここで重要なことは、これらの3点の工夫に共通する考え方にある。そこには、組合員の平等性に徹底的に配慮していることである。一人暮らしの女性を役職から免除するのも、震災後の状況下であるハンディを背負ったことへの配慮があるからである。そして沢の水の管理を担う仕事は平等に輪番制で担わなければならないということである。このような考えは、組合の若い人びとにも共有されたものである。そこで象徴的に語られるのは、「この水を飲み続けなければならない」という言葉である。どういうことだろうか。

4. 3. 新たな井戸を掘らないという覚悟

組合員のなかでもっとも若い40歳のこの人物は新たな井戸をつくらないという。震災後、飲料水の放射性汚染対策として、村では上限100万円の井戸設置の補助金を創設した。したがって、この人物のもとにも村から補助制度を活用して新しい井戸をつくるように連絡がきた。しかし、この人物は新しい井戸をつくってしまってはダメだと語るのである。なぜこの人物は放射能汚染が疑われる沢の水を飲み続けると語るのだろうか。

震災が起きた後、この家族は離散状態となった。震災前は3世代の家族で暮らしていた。震災後、奥さんと子どもを連れて奥さんの姉の居る東京都に避難した。奥さんは妊娠で出産間近だったからである。母親は埼玉県に避難したが環境の変化に慣れず、1年後には村に戻ってきた。祖母は高齢のため近接する小野町の施設に入っている。この人物自身は1ヶ月後には川内村に戻ってきた。仕事もあったからだ。かれは自営業で電気工事の仕事をしている。奥さんが出産をしてからはいわき市の借り上げ住宅に移ったが、

仕事のために毎日川内村に通っている。原発事故の1ヶ月後から現在も沢の水を飲み続けていることになる。かれの友達からはなぜ20キロ圏内の山から流れてきた水を飲んでいるのか心配されるという。あまりにも周りが心配するため検査をしたこともある。沢の水の放射能検査では放射性物質は一切検出されなかった。長崎大学の放射能検出調査に協力して、家の水道の蛇口にフィルターをつけて測定したこともある。フィルターは黒くなり、微量の放射性物質は干出された。ただ基準値を上回るわけではなかった。その後も測定調査をすすめられたが断った。沢の水を飲み続けることはリスクのあることだという自覚は持っている。山の神水道の水からは放射性物質が検出されていないが、その理由は、放射性物質は水にとけだす性質をもっていないからだという。ただし、固形物には付着するため、砂や泥からは放射性物質は検出される。山の神水道の貯水タンクの底には砂がたまる。その砂を測定すれば、放射性物質が検出されることもわかっているという。しかし、測定はしないと話す。しちゃダメだと考えているのである。なぜこのような判断をしているのだろうか。その理由は、もし測定して放射性物質が検出されてしまえば、いくら微量であっても、この水を飲むことを避ける可能性が生まれてしまうからである。そうすると、山の神水道を飲まない人、利用しない人ができるおそれがある。となれば、組合は壊れてしまう。だからこそ、かれはたとえ山の神水道の水を飲む人が一人になっても飲み続ける覚悟を持っていると語るのである。このようにみると、かれが山の神水道の水を飲み続ける理由は単に沢の水そのものに価値をおいていくからではないことが理解できるだろう。水資源の価値ではなく、山の神水道を維持してきた人びとの存在にこそ価値をおいているのである。

では、なぜここまでこの組合を維持することが必要なのだろうか。かれによれば、被災経験を得てより強くこの組合の必要性を感じることになったという。どういうことだろうか。震災が起きた時に助けてくれるのは、国や県や村といった行政機関ではなく、地域の人であること痛感したという。たとえば、この人物は避難の際には犬をおいたままにしていた。その餌やりを頼めるのは村に残った近所の人だったのである。些細なことのようにみえるが、日常生活のありふれたことだからこそ、それを頼める人間関係がこれから先も必要だと考えているのである。沢集落では先に述べたように、さまざまな生活組織が震災を契機に機能不全に陥ってしまった。つまり、地域はもうだめになっていると危機感を感じていたのである。だからこそ、帰村して生活を立て直していくなかでこの水道組合が地域の生活の受け皿として必要だと考えているのである。そのうえで、かれは自分の立場をよく理解している。組合員のほとんどは高齢者である。人足の掃除のときにも、年配者を心配してもう無理せず若いものに任せてくれたらいいといつていが、代理を立ててまで参加する高齢者の人たちの思いをみて、なんとしてもこの組織

を維持していかなければいけないと感じている。高齢の人びとがそこまでして、人足の義務を果たすのは、この組織が川内村での生活の再スタートに不可欠だと認識されているからである。だからこそ、若い世代のひとりとして、組合の人になにかあれば助けたいし、面倒をみなければならぬと感じている。この人物は自営業者であるから避難先で仕事ができないわけではない。それでも川内村に通い続けるのはこの水道組合の存在があるからである。地域の人びとの関係性を断ち切らないというかれの覚悟は、沢の水を飲み続ける態度に裏打ちされているのである。

5. 結語

本章では、地域の水資源をめぐって地域社会に立ち現れる地域住民規範とはどのようなものであるのかを理解しようとした。事例とした福島県川内村の沢集落では、原発事故災害後に住民が離散状態となったことから生活組織の合理化を進めてきた。そのような状況のなかで、人びとは何ゆえに水道組合を存続させるのか、その理由を明らかにしてきた。その理由は、この水道組合が住民の生活を包括する生活組織としての受け皿に適合していたからである。

事例の分析でみえてきた地域住民規範の特質は次の二点にまとめられた。ひとつは、この組織が沢水の利用と管理を通じて構成員である住民の生産と生活にかかる包括的な機能を担ってきたことである。二つ目は、構成員の平等性に徹底的に配慮した組織であったことである。そのことは、震災後の組合のルール変更によくあらわれていた。人びとはそれらの工夫をすることで、この水道組合を基盤としてこれから村での生産と生活を作り立たせようとしているのである。こうした考えを象徴的にあらわしていたのが、放射能の混入が疑われる沢の水を飲み続けるという主張である。人びとにとって、この水を利用し続けることは、この組織の人間関係を維持することと同義だったからである。

このように山の神の水道組合は、構成員の平等性に配慮し、包括的機能を担ってきた生活保全組織であったからこそ、人びとは水道組合を存続させようとしているのである。

第三章 地域の洗い場の観光化をめぐる住民組織の論理 —秋田県六郷地区と富山県生地地区における清水の管理組織の対応から—

本章では、地域住民規範が観光政策とどのように結びついていくのかに注目するため、秋田県美郷町六郷地区と富山県黒部市生地地区における観光の事例をとりあげる。二つの事例をとりあげる理由は、観光化による地域住民の対応が対照的に異なっているからである。すなわち、地域の洗い場の観光化によって、六郷地区では地元住民の利用が失われることになり、生地地区では地元住民の利用と観光をうまく両立させ、観光の独自性を形成している。なぜこのような対照的な結果になったのか、その理由を検討していく。

1. 洗い場の管理組織とは

近年、地域の自然環境を観光資源として活用することが期待されつつある⁽¹⁾。本章が事例とするのも地域住民によって利用がなされてきた湧き水や井戸といった地域の水資源である。それらはかつて各地で生活用水として利用がなされてきたが、上水道システムの普及によって利用機会が減少し続けている。そのことによって永らく水資源を管理してきた住民による管理組織は弱体化し、水環境の悪化を招いてきた（宮本, 1980；鳥越・嘉田編, 1984；菅, 2001）。人びとが水資源への関心を失うと水環境の汚れにも鈍感になってしまうからである。

そんな状況に歯止めをかけようと、行政ではこれらの資源を新たに観光資源として位置づけることによって、自然環境保全と地域活性化を目指んできた。たとえば環境庁（現 環境省）が選定する「名水百選」はその典型である。そのことは「単に『清涼な』水ではなく、『地域住民の生活にとけ込み、住民自身の手によって保全活動がなされてきた身近な』水をその選定基準にした」（川久保・佐藤・國澤, 1999: 37）ことからも明らかであろう。本章で取り上げる二つの水場も 1985（昭和 60）年の環境庁の名水百選に選定されている。

名水への人びとの関心が高まるなかで、他方ではこのような自然利用の機会の創出は、また新たな課題を地元に担わせることになった。かつての生活資源であった地域の水資源は地域社会がその管理主体を担ってきたのであるが、上水道システムの導入によってその役割は後退し、管理組織は弱体化しているからである。そのことによって、水場の環境が悪化したり、観光事業が停滞することにもなっている。そのような課題に対して、行政は通常、既存の管理組織を強化させる方策を練ったり、新たにボランティアグループを結成する対応をとる。本章で取り上げる二つの事例地でも同様の動きがある。

ところがこの二つの事例地では地元の反応が対照的に異なっている。一方の事例は管理

組織が弱体化していることを受けて、行政がその管理を担ったものである。これは地元としても歓迎したことであったが、住民から違和感が発せられることになった。もう一方は、弱体化しているがゆえに周囲から管理組織を強化しようとする方策が提示されているにもかかわらず、それを拒んで頑なに管理組織を維持し続けている事例である。すなわち、この二つの事例では、一方は地元が組織強化策に乗り、もう一方では強化策に乗らない判断をしたわけである。何ゆえに対照的に異なる対応が生じたのかその理由を明らかにすることが本章の目的である。これらの事例の分析を通じて、地域の水資源の観光化をする際に、住民による管理組織はどのような役割を担うことができるのかということを考えてみたい。

ところで、このような地域社会の資源管理の仕組みは環境社会学ではコモンズ論として議論されてきた（たとえば、藤村, 1996；嘉田, 1997；井上・宮内編, 2001；井上, 2004；菅, 2006；宮内編, 2006；など）。コモンズとは「自然資源の共同管理制度、および共同管理の対象である資源そのもの」（井上, 2001：11）のことを指す。本章本章で論じる地域の水資源もコモンズにあたる。近年、地域社会によるコモンズの資源管理の仕組みが学問的にも実践的にも注目されるのは、従来の行政の資源管理とは異なる環境保全施策の可能性を示唆させるからである。コモンズ研究者の井上真（2001）は、地域社会によるコモンズの管理制度を次のように分類している。

ひとつは「タイトなローカル・コモンズ（制度）」と名付け、資源利用にある集団内で規律が定められ明確な権利・義務関係が伴った制度のことである。もうひとつは、「タイトなローカル・コモンズ（制度）」として、利用規制が存在せず集団のメンバーであれば比較的自由に利用できる制度のことを指す。コモンズ論では、タイトなコモンズが評価を受けてきた。なぜなら、「コモンズの悲劇」はルースなコモンズにおいて発生するものと考えられてきたからである（井上, 2001：13）。したがって、こんにちのコモンズ研究では、いかに合理的な資源管理制度をつくるのかが議論の中心となっている⁽²⁾（たとえば、井上, 2001；室田編, 2009；三俣・菅・井上編, 2010；間宮・廣川編, 2013）。本章でとりあげる二つの事例地においても、管理組織の弱体化という課題を受けて、タイトなコモンズの制度設計を目指した方策が提示されていることになる。ところが、じっさいにフィールドに目を向けてみると、コモンズ研究ではあまり評価されてこなかったルースなコモンズがみられる⁽³⁾。一見するとたいへん非合理にみえるが、なぜ人びとはルースなコモンズを維持しているのだろうか。そこで、本章ではルースなコモンズを維持する住民組織の論理に注目して事例をみていくことにしたい。

2. 行政に資源管理を任せた管理組織

2. 1. 清水のまち六郷

まずひとつ目の事例として取り上げるのは秋田県美郷町六郷地区である。六郷地区には120箇所を超える清水（シズ）があるといわれており、人びとの生活に利用されてきた。このようにまとまった数で清水が残されているのは全国的にも珍しく、1985（昭和60）年には「六郷湧水群」として環境庁の名水百選に選定された。それを契機として行政は清水の観光化に乗り出していく。具体的には、清水の管理を行政が担っていくようになった。ちょうどその頃には、自家井戸を堀る住民も増えはじめ、清水の利用者が減りつつあった。住民たちにとっては、使用機會の低下した清水の管理が徐々に負担となっていた。したがって、清水の管理を行政が担うことは、地元住民としても歓迎できることであった。ところが、それからしばらくすると住民から違和感が発せられ、しまいには地元住民が利用しなくなってしまったのである。なぜこのような結末となってしまったのだろうか。本節ではその理由をみていくことにしよう。

美郷町は2004（平成16）年11月に平成の大合併によって仙北郡の南東部の千畠町と六郷町と仙南村の三町村の合併によって生まれた人口21,000人余りの小さな町である。六郷地区とは旧六郷町を指し、1778世帯、人口は5427人である（平成22年国勢調査小地域集計、総務省統計局より）。六郷地区には120箇所を超える清水（シズ）があるといわれている。町の中心部には上水道が整備されていないため、住民は地域内の清水を利用してきた。現在では、個人宅の敷地内から地下水を汲み上げて利用している家庭も多い。水深はそれほど深くなく、数メートルの浅井戸であることが多い。深く掘らなくても豊かな水量が湧出することが六郷の特徴である。

旧六郷町では中心部に上水道を導入しない代わりにはやくから水源の保全に取り組んできた⁽⁴⁾。町内の清水は上流部に位置する広大な広葉樹林を水源としていたのだが、昭和30年代には、開田のため田沢疏水を完成させ、広葉樹林をすべて伐採したことがあった。これを境にして清水の湧水量が減少し、なかには枯渇する清水もあった。それ以降、水源を守るために涵養池をつくったり、植樹に取り組んでいる（六郷町史編纂委員会編, 2004）。人びとの生活資源としての利用と水源林の保全という行政施策の後ろ盾もあって数多くの清水が今日まで失われずに残ることになったのである。

2. 2. 清水とともにある暮らし

では住民はどのような利用をしてきたのだろうか。六郷の清水のなかで、もっとも湧出量が多く、毎秒530リットルの湧出量を誇る御台所清水をみていく（肥田, 1988）。御台

所清水のある本道町はひとつの町内会を構成しており、世帯数は137、人口420人である（平成22年国勢調査小地域集計（総務省統計局）より）。主にこの町内の人びとに利用されてきた。六郷の数ある清水のうちで、もっとも利用者の多い清水のひとつである。

図3-1に御台所清水の模式図を示した。住民はこの清水を主として飲用・炊事・洗濯に利用してきた。清水は石垣で囲まれ、石垣の下から水が湧き出しており、下部の水路に流れ出る。清水には四ツ橋状に石の橋が掛けられており、それぞれが洗い場となる。毎日夕方になると5、6人が同時に利用するため足場が複数必要であったという。それぞれの足場は用途が決められている。石垣の下からの水の湧出口にもっとも近い足場②は、飲用に水を汲む場所である。そこには野菜や飲み物を冷やすこともある。その左側の足場④は調理場となる。そこで魚をさばいたりすることになる。かつては木の足場だったが、石の足場になってからはこの石がまな板代わりになる。一度タワシで石を洗ってから野菜を切ったり、魚をさばく。料理の下ごしらえをしておくのである。続いて、その次の足場⑤は清水の流出口であるから、洗濯場であった。その最下流部ではかつてはおむつの洗い場であった。いまでも農具など汚れたものは下流で洗うことがルールとなっている。①の場所には味噌樽や漬物樽が沈めてあったという。現在でも近くの利用者の漬物樽が③の場所に沈められている。この場所に漬物樽を沈めておく理由は、漬物の保存がよく効くようになるからということである。地上で保存しておくと、賞味期限が3日ほどであるというが、清水のなかで冷やしておくと1週間は保存が効くようになるというのである。近隣の人びとは清水を冷蔵庫代わりにも利用してきた。したがって、食事の支度の時間になると、多くの人でぎわう空間だったのである。

この御台所清水は、利用者の多い清水であったが、とりたてて管理をしてきたという認識はないものだという。じつさいに清水の利用組合や管理組織がつくられているわけではないし、町内会が関与しているわけでもない。よく利用する人たちが集まって、掃除などをってきた。したがって、ルースな管理制度によって清水は維持してきたということになる。しかし、だからといって、勝手気ままな利用がなされてきたわけではない。民俗学者の菅豊によるルースな管理組織の議論を参照してみよう。

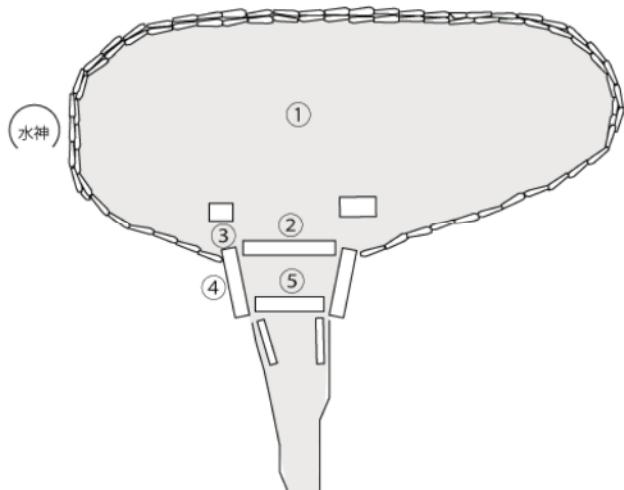


図3-1 御台所清水模式図

新潟県を流れる清流、大川をめぐる地域社会の管理の仕組みを分析した菅豊は、大川で男衆によって伝統的に行われてきたサケ漁はその仕組が厳格であるのに対して、女衆が河原で取り組む菜園づくりには、厳格な組織もなければ、はっきりとした規制がないのだという。ところが、そこには「昔から受け継がれている曖昧な不文律というゆるやかな仕組み=“決まり”程度」(菅, 1999 : 75) のものもあり、それが利用者同士を結びつけ、その結果、人びとの行動を律しているのだと指摘している。菅によれば、「女衆の菜園づくりは、単に作物という産物を得る行為ではなく、人と人とがつきあう行為」(菅, 1995 ; 76) なのである。この菅の指摘を受けて、事例をながめてみると、清水にも利用規範の存在を見出すことができるし、それぞれの清水には住民から一目置かれる女性の存在に気付かされる。各清水において、そのような人物が利用規範の手本となっていた。それは清水をもっとも利用をし、率先して管理を担ってきた世話人的存在である⁽⁵⁾。

御台所清水を例にあげると、清水の隣に住んでいたおばあさんである。この人物は隣に暮らしているわけであるから、もっとも清水をよく利用し、もっとも掃除をしていた人物であるという。清水に祀られた水神様も主としてこの人物がお世話をしていた。お正月には、酒、餅、昆布、ミカン、南天、櫻、松がお供えされていた。この人物は利用者の人たちからは清水の世話人として認められた存在であった。決められた頻度で掃除がなされるわけではなかったが、この人物の見定めで掃除がなされるときには利用者に声が掛けられることがあった。それでも月に2、3回程度掃除があり、おばあさんたちが集まって掃除をし、掃除の後には御座を敷いて団欒したものだという。このように組織的に管理されてきたわけではないし、その構成員も曖昧なものである。しかし、だからこそ、この世話人の判断に信頼が置かれてきたのである。

世話人は、日々の清水の利用のなかで汚れ具合を見極めていった。汚れが目立つようになれば、掃除をする。世話人から声が掛けられれば、利用者は断ることはできなかった。掃除の声がかかれば各戸から必ず一人は参加したものだという。それは強制のような規制の意味合いというよりも、その人物に協力しなければならないという気持ちが強いものだったという。先の菅豊の指摘を踏まえれば、人びとにとって清水は単なる資源利用の場なのではなく、人間関係を維持する場として機能していたと理解できるだろう。しかし、次第に利用者は高齢化していくことになった。また過疎化が進んでおり他所に転出する人も少なくなかった。御台所清水では、世話役を務めてきた女性が亡くなると清水をどのように管理していくのかが課題となった。その後は、暫定的にこの人物の息子さん夫婦が後を引く継ぐかたちで月に1、2回程度の掃除を行なっている。「親がやってきたことを手伝いながらという気持ち」なのだという。

みてきたような現象は御台所清水に限ったことではない。他の清水でも組織だった管理

はみられない。近くにある久米清水でも近隣住民のあいだで利用をされており、よくお世話を一人のおばあさんがその管理を担ってきた。ところが、そのおばあさんが亡くなってしまふと、この清水の管理をどのように担っていくのかが課題となった。もっとも亡くなったおばあさんの息子夫婦が率先してその掃除を担ってきてはいたのであるが、負担は少なくなかった。清水の管理の扱い手不足という課題は、ほとんどの清水において共通に抱えていた課題であったのである。

2. 3. 地域の財産としての清水

このような地元住民の清水へのかかわりの変化とは相反するように、外部の人びとから清水への熱いまなざしが注がれることになった。そのきっかけは名水百選の選定である。秋田県で唯一の名水百選に選定されてこともある、行政は清水を観光資源として売り出していくことを考えていく。じっさいに六郷を訪れた観光客が清水を見て回れるように、14箇所の清水の案内マップを作成し、清水を見学できるコースをつくった。町の観光協会では観光客を誘致しようと、無料のガイドツアーを企画した。ガイドは町内からボランティアを募って運営をしている。このように行政は清水の観光化に乗り出していったのである。

しかし、住民による清水の管理状況をみればなんらかの対応をする必要があった。管理者は疲弊していたり、清水によっては管理者が不在とみられていたからである。そこで行政では、17箇所個の清水の掃除を清掃業者に委託することにした。清水の管理を外部者に担わせることにしたのである。これは住民に負担が軽減されることから歓迎できることでもあったという。ところが、この清掃業者の導入については、住民に説明がなく突然実施されることになった。住民は業者が勝手に掃除をしている様子を見て、はじめて行政の依頼で取り組まれていることであると理解することになったのである。

行政からなぜ事前の説明がなかつたか地元では理由はわかっていない。しかし、次のように理解をしている。この地区の自治会は当時解散をしていた。行政の目には組織だった活動ではなく、ごくわずかのボランティアが清掃活動をやっていると認識されていたのだろう。六郷地区では過疎化と高齢化で人材が不足していることは誰の目にも明らかであった。行政の対応は、住民の負担を軽減することにも配慮した対応なのであった。

2. 4. 清水の管理をめぐる住民の違和感

行政による清掃業者への委託によって、御台所清水をはじめとした17箇所の清水には清掃業者が毎日訪れることになった。住民はこのことを評価をしながらも、次第に違和感が表出されていくようになった。住民の違和感は大きくは二つに分けられる。まずひとつは、

清水の掃除そのものへの違和感である。もうひとつは、清水の観光化の流れのなかで、慣れ親しんできた清水が歴史的価値を与えられていくことへの違和感である。

ひとつ目の清水の管理への違和感についてみていく。行政による清掃業者への委託によって、御台所清水をはじめとした17箇所の清水には清掃業者が毎日訪れるようになった。このことは負担を軽減することで歓迎できることであった。しかし、だからといって、清掃業者による管理を手放して評価することはできなかった。というのは、清掃業者による管理は次の点で住民による管理と大きく異なるからである。住民が清水の掃除に取り組んできたのは、清水を利用が生活に必要だったからである。ところが、清掃業者による掃除は住民の利用を前提としているようにみえた。それはまるで清水を見栄え良くするためのもので、清水を観光客に見せることを前提としているようであった。

じっさいに、清掃業者は2時間のあいだに17箇所の清水をまわって掃除をしなければならない。業者には清掃の質よりも量をこなすことが課せられているのである。住民はそれぞれの清水をちゃんと掃除しようとすれば、2時間はかかると口にする。住民いわく「時間かけないときれいにならない。ただいましているだけ」と手厳しい。いくつかの清水では清掃業者が簡易的な掃除を行なった後に、いまでも住民が掃除をする姿がみられる。

久米清水を利用する住民は業者の掃除が気に入らないため、毎回掃除の仕方を教えるのだという。業者がする掃除は、一旦水を抜いて清水を掃除する。しかしそれでは石についた藻などの汚れは落ちにくい。水がたまつた状態で掃除をしなければきれいにならないのである。しかも清水の清掃は行政による委託業務であるから、毎年入札で業者が決まる。毎年業者が変わるために、年度のはじめには一から掃除の仕方を教えることにしており。しかし、それでも満足できるものにはならない。というのは、やはり清水の掃除とは、ただ単に労働として掃除をすればよいというものではなくて、日々の清水の利用に感謝の気持ち込めなければできないようなものなのだという。しかし、清掃業者のする掃除は、観光資源として観光客の利用を前提としたものであり、住民の利用はまるで想定されていないようにみえた。このことに人びとは強い違和感を表出させたのである。

もうひとつの違和感は、清水の観光化に伴う清水への価値付けに対してのものである。清水には、住民自身の清水への個別具体的なかかわりとはまるで異なる歴史的事実に基づいた価値が付与されることになったのである。人びとはこれに違和感を持っている。そのことを示すように、観光客にみせているのはニセモノであるのだと述べている。これはどういうことだろうか。

まず観光客に案内をするガイド役は当初地元で生まれ育った人ではない人たちばかりであった。清水を利用していると、ガイドツアーとバッティングすることもある。そこで耳を傾けると、あることないこと、嘘のようなことをべらべら話していたのだという。清水

のガイドで述べられることは、それぞれの清水にまつわる歴史的な価値である。御台所清水を例にあげよう。御台所清水は観光パンフレットでも大きく取り上げられるほどの六郷を代表する清水である。その清水は次のように解説がなされる。「鷹狩にいらした佐竹の殿様が料理用にこの水を使われたことからこういわれている」と。佐竹の殿様というのは久保田藩二代の佐竹義隆（号：鑑照）である（六郷町史編纂委員会編, 2004）。住民は歴史的由来が事実かどうかはわからない。しかし、少なくとも自身の親や家族から伝え聞いた話とは全く異なっている。じつはその歴史的経緯もさることながら、この清水の呼び名 자체が愛着を持って接してきたそれとは異なっているのである。六郷地区の清水はそれぞれ形を模したものであったり、清水のとなりの家の屋号にちなんだ名前がつけられていることが多い。たとえば、「ふくべ清水」、「クマケ清水」といった具合である。「ふくべ」、すなわちひょうたんの形をした清水のことを指していたり、「クマケ」というのは世話役の人の屋号「熊家」であることに由来している。この御台所清水も、住民のあいだでは次のように呼ばれていた。それは「奥の清水（シズ）」である。その名が示すように、通りから少し奥まったところにある清水であったからである。いまの呼び名である「御台所清水」は、それまでは誰も呼んだこともなく、看板が設置されてみな驚いたというのである。こうして六郷地区の清水には観光資源としての魅力を引き出すために歴史的価値が付与されることになった。そのことによって住民とのかつての清水のかかわりまでもが断ち切られ、「なにもかも変わってしまった気持ちがする」と人びとは不満を示すようになったのである。

このように住民からすれば、行政による管理強化策は、あたかも外部の観光客の利用を前提としたもののようにみえた。そのことによって、住民は自分たちの利用は歓迎されていないように感じ、次第に住民の利用が離れていくことになった。

それでも御台所清水では亡くなった世話人の息子夫妻が清水とのかかわりを絶やさないように務めている。この人物はいまでもナスの漬物を清水に沈めて、毎日のように利用をしている。しかし、現在でも観光ガイドが観光客を連れて清水にやってくると、見た目が悪いといってその漬物カゴをどかされる。洗い物のカゴも横に避けられて、観光客の写真撮影が行われている。それを遠目でみつつも、トラブルになるからなにもいわないようにしている。邪魔者扱いをされてもなお、清水とのかかわりだけは絶やすことはできない。決して絶やしてはいけないと考えている。それは代々この家が清水との付き合いを続けてきたからであり、かかわりを絶やしてしまっては亡くなった母親に顔向けできないからである。

久米清水や御台所清水をはじめとした六郷地区の清水は、その管理が住民から行政へと移ったことによって住民の利用を失うことになった。そのことによって、むしろ清水は住民が管理していた頃よりも汚れることになった。前出の人物は汚れた御台所清水をみて「い

まこのシズを見られるのはイヤだ」と述べる。住民が管理をしていたころは清水の底にある石ころひとつひとつが輝いていた。いまは苔が生えて色さえみえなくなってしまったからである。「シズはみせものではない、使うもんや」と住民が述べるのは、あくまで清水は生活資源であると住民が考えているからである。その清水がまるでみせもののように観光資源化してしまったことに不満を募らせている。

みてきたように、六郷の清水は観光化にともなって洗い場の管理組織を強化する対応がなされた。住民の管理から行政へと管理主体が変わることになり、その対応自体は住民も歓迎したことであった。ところが、行政による管理は、観光客の利用を前提とするものであった。また、清水の観光化に伴って、清水には馴染みのない歴史的価値が付与され、住民の利用が遠ざかってしまったのである。このように行政の善意は、結果的に住民の管理を奪うことになり、住民の利用も失われることになった。そして、住民が利用しない清水はむしろ汚れ、観光資源としての魅力を失うことになったのである。

3. 高齢者が頑なに維持し続ける管理組織

3. 1. 清水のまち生地

もうひとつの事例地は富山県黒部市生地地区である。生地地区は標高 3,000 メートル級の北アルプスを水源とする黒部川の扇状地の左岸に位置している。富山湾に面しながらもこの地区では豊富な淡水が湧出している。生地地区でも湧水のことは「清水（しうず）」と呼ばれている。生地地区には 1,523 世帯数、4,065 人が暮らしている（2014（平成 26）年 6 月末現在）。生地地区は 7 つの自治会（自治振興会）で構成されている。

生地地区には、約 600 の清水が湧出するといわれ、そのうちの 20 箇所が生地を代表する清水として観光マップにも登場している。そのなかの 11 箇所で共同の洗い場として現在もなお利用がされ続けている。ここではもっとも利用者の多い「清水庵の清水」に焦点をあてる。生地地区の清水が抱える課題とそれへの対応を典型的にあらわしていると考えられるからである。

生地地区の清水の利用の特徴は、洗い場としての利用である。地元の人びとは湧水を汲むといった利用に限らず、洗濯物の洗い場として利用し続けているのである。

生地地区の湧水も前節でみてきた六郷地区とおなじように 1985 年の環境省の名水百選に選出されている。それを契機に行政が観光を取り組んでいくことになった。生地地区的清水では、観光客と地元住民が相まみれて清水利用している光景を見ることができる。「清水庵の清水」の利用者数を 1 日調査した斧澤未知子によれば、のべ利用者はじつに 105 人と報告されている（斧澤・吉住・鈴木ほか, 2008）。生地の清水はたいへんにぎやかな水

場である。そのにぎやかさを背後で支えているのは住民の管理組織の存在である。六郷地区と異なるのは組織だった住民の管理組織があることである。とはいえ、課題は山積している。その管理組織の構成員の数は減少し続けているし、現役の構成員はなんと平均年齢70歳代の高齢の女性たちだからである。つまり、組織としては衰退し続けているのである。にもかかわらず、この構成員の人びとは、周辺の人びとによる組織強化への動きに対して、積極的ではない。なぜ人びとは頑なにこの弱体した組織を維持しようとしているのであるうか。本節では、この理由を水場の観光化とのかかわりのなかでみていくことにしたい。

3. 2. 共同洗い場としての清水

「清水庵の清水」は生地地区の大町町内にある。大町町内には97軒228人が暮らしている（2014（平成26）年6月末現在）。この「清水庵の清水」では1983（昭和58）年に洗い場組合が結成されている。その名を「清水庵の清水の会」という。もっとも、それ以前にも清水は存在し、住民に利用され管理されてきたが、組織だった管理がなされていたわけではなかった。昭和58年に結成した理由は、かつての清水の湧水量が減少したことによる。その原因はおなじ黒部川の扇状地の上流部に企業の工場ができたからだと地元では理解されている。そこで清水の水深を深く掘り直すことが計画されたのである。100mの深さに掘り直して、ステンレス製の水槽を新たに設置した。以前の水槽はコンクリート製だったが、藻がこびりついて掃除に苦労した。ステンレス製にすることによって掃除の負担を軽減しようとしたのである。これらの計画の費用はすべて組合員の持ち出しでまかなった⁽⁶⁾。一軒あたりおよそ2万円の出費だったと記憶されている。清水の向かいには「洗場使用者」として組合員の名前が明記された看板が掲げられている。そこには組合結成時の組合員の人数が書かれている。組合は8班に分かれている。1班は9名、2班10名、3班14名、4班15名、5班15名、6班6名、7班4名、8班15名。合計、88名である。すなわち、昭和58年の結成時には88軒が組合に加入していたことになる。大町町内には現在97軒あり、昭和58年当時はもっと多かったと予想されるものの、ほとんどの家庭が加入していたと考えられる。ここで、なぜ町内会の全戸が加入しなかったかという疑問が生じるかもしれない。しかし、当時はすでに個別に清水を持つ家庭もあり、清水の掘り直しで2万円の負担を全戸に強いることはできなかったといわれている。使いたい人が協力しあって掘り直したものなのである。

洗い場の利用をみていこう。先にのべたように清水では主として飲用のための水汲みと洗濯をする洗い場として利用されている。水を汲むのは組合員に限らず誰でも利用することができる。住民だけでなく遠方からも沢山の人が水を汲みにくることが許されているのは地元の人びとにこのような理解があるからである。洗濯の利用は基本的には組合員に限

っているという。ただ、じっさいには、遠方から水を汲みに来た人がちょっとした洗濯をすることもあるし、組合員ではない地元の人が雑巾を洗うこともある。しかし、それを咎めるようなことはないし、規制が働くこともない。

続いて、洗い場の管理をみていく。組合員は輪番で掃除をする。掃除は、毎週の土曜日の朝 8 時から 30 分ほど行われる。掃除の当番は 3 軒で 1 組の輪番制である。1 軒から 1 人が参加し、3 人で行う。組合員は女性で構成されている。湧き出す水を止めてステンレスの水槽をきれいに洗い上げることがその仕事である。いくらステンレス製といっても水槽には直射日光が当たるため 1 週間もすれば藻がつくのだという。「清水で洗濯をすると心も洗われる気がして気持ちがいい」とある組合員が話すように、誰もが気持ちよく洗濯ができるように週に 1 度の掃除は心を込めて行っているという。掃除への参加は義務や規制の伴うようなものではなく、女性が 3 人で楽しみながら取り組んでいると語られる。このような洗い場の利用と管理の実態を理解すれば、生地地区における洗い場もルースなコモンズと呼ぶことができるだろう。

ところで、洗濯の利用者である組合員の構成単位は家であると先に述べた。興味深いのは、家の構成員として次のような理解をしていることである。どういうことかというと、ある家が他所に転出することになれば、その家への新しい転入者を構成員としてみなすという考え方である。生地地区は昔ながらの漁村であるため道路幅がたいへん狭い。車が進入できない道路も多く不便である。そのことが理由となって、近隣の広い土地に引っ越す家が後を絶たない。すなわち、このような対応は過疎化が進むなかで組合を維持するための工夫とも考えられるものである。「清水庵の清水の会」でも、過疎化と組合員の高齢化は深刻で、組織の弱体化が課題となっている。

3. 3. 管理組織の弱体化と清水の観光化

そのことは現在の組合員の数からもよくわかる。結成当時と 2012 年の状況を表 3-1 にまとめた。班ごとにその数は大きく減少していることが理解できるだろう。この組合員数とはすなわち、洗い場の掃除当番の参加者をあらわしている。24 人となった現在ではそれが 2 ヶ月に 1 度当番が回ってくるようになっている。現在も 2012 年の人数と変動はない。なぜこれだけ人数が減少したかというと、構成員の高齢化によって脱退したり、あるいは他所へ引越しする人が増加したからである。もっとも、この組合員の資格は家にあると述べたように、じっさいには組合員の資格を持つ家は 24 軒以上ある。しかしながら、掃除当番が負担になってそれを放棄しているのが現状なのである。年配の女性が脱退して、代わりに家の若い女性が加入することはたいへん稀である。もっとも、この掃除は、構成員の義務として強制させていくこともできるだろう。しかし、それはしたくないのだという。

その理由はすぐ後で確認する。このような考え方をもっているため、現在の組合員の平均年齢はなんと70歳代である。組合員の最高齢者は80歳。すべて女性で構成されている。それでは、組合では脱退が止まらない状況に対してどのような対応をしてきたのだろうか。

1995（平成7）年の5月18日には会長名で組合員に向けて次のような文書が配布されている。そこでは、この頃から町内でも顕著となっ

てきた過疎化の影響によって掃除当番が少数の特定の人びとに限られていることが述べられている。そして、「『なーんも、つことらんがいぜ（筆者注：なにも使ってはないではないか）』『お茶の水ちょっとりもろとるだけながいぜ（筆者注：お茶をいれる水を少しだけ汲んでいるだけではないか）』などと利用の仕方もいろいろあるでしょうか、豊富に湧き出る大資源の恵みはお互いの心のよりどころであり、そして我々のかけがえのない大きな財産」であるとして、洗い場の維持管理や清掃への積極的な協力を呼びかけているのである。これらの呼びかけによって多少の若い人が参加することもあったが、うまくいくことはなかった。組合員は「嫌々ではうまくいかないからだ」と述べる。どういうことかというと、洗い場は「気持ちがないと管理ができない」ものなのであって、「いやいやではきれいにならない」ものなのである。すなわち、義務感で掃除に参加してもらっても心が入らないからきれいに掃除はできないのである。じっさいに、洗い場をみると誰が掃除したのかすぐわかるという。嫌々でやると、どうしても不十分になってしまって、アラが見つかる。それでは、また誰かが掃除をすることになってしまい二度手間になる。嫌々やるならば、やってもらいたくないと断言されるのである。このような意見は特殊な意見ではなく、掃除当番を担っている組合員に共有されたものである。このような考えをみると、むしろ組合員らは新規参入者を暗に拒んでいるかのようにもみえる。組織の執行部と現場では齟齬が生じているのである。

ここで「清水庵の清水の会」の組織体制を確認しておこう。組合は会長と会計の二名が役員を務めるかたちをとる。ともに男性である。しかし、初代会長が亡くなると組織としての体裁を失っていく。二代目会長が選ばれるが実質的な役割を果たすことなかった。その後、会計だけはしっかりとるようにとのことで、大町自治会長が兼務することになった。

表3-1 「清水庵の清水の会」組合員の数（人）

班	1983(昭和 58)年	2012(平成 24)年
1	9	3
2	10	5
3	14	6
4	15	3
5	15	3
6	6	-
7	4	3
8	15	3
9	-	-

いつの間にか会長が不在となったのである。会長は自治会長が兼ねていると話す組合員もいるが、全員に共有されているわけではない。実質的には組織としては機能不全に陥っているのである。しかし、現場での掃除当番は変わらず続けられている。現場ではどうなっているのだろうか。この組織を注意深くみていくと、掃除当番を務める組合員の間で世話役的な人物の存在に気づくことになる。これは名称もはっきりしたものはないし、正式な役職が与えられているわけではない。ここでは便宜的に世話役と呼んでおこう。しかし、誰もが一目置く人物が存在しているのである。

3. 4. 洗い場組合における世話人の存在

現在の世話役と呼ばれている女性は自身のことを三代目だと考えている。その前には3人の女性が世話役を担ってきたのである。初代は2人の女性が世話役を務めてきた。「清水庵の清水の会」結成の前の段階である。掘り直す前の清水を利用する女性たちを束ねて掃除当番をつくり洗い場を管理してきた。その世話役をやってきたのである。この2人の女性が亡くなり、ちょうど組合の結成の時期に二代目として別の女性が担ってきた。15年ほど前から現在の世話役の女性がその役割を担っている。この世話役の役割は掃除当番を取り仕切ることである。また清水が観光資源としてメディアに注目されはじめると、その対応にも追われることになった。世話役の女性は、世話役の先輩たちからこの“清水の責任者”としての仕事を引き継ぐようにいわれてきた。つまり、この役は民主的に選ばれたものではない。世話役が後継者を指名するものである。互選で選ばれる会長とは異なる位置づけがなされたものなのである。しかし、世話役は組合員から絶大の信頼を得ている。それは会長や会計役へのそれとは比較にならないほどである。先に述べたように、組織の執行部と現場で生じた齟齬とは、洗い場の管理およびこの組織体制にかかわることである。清水への観光化のながれのなかで考えに違いが生まれるようになっていったのである。

生地地区の清水が観光資源として注目されるのは昭和60年の名水百選の選定を契機としている。それ以来、黒部市では住民の協力を得て共同洗い場の11箇所を含む18の清水を一般に公開している。なかには5箇所の個人所有の清水が含まれる。いずれにせよ、黒部市の要請によって各清水を公開するようになったのである（川久保・佐藤・國澤, 1999）。これが清水の観光資源化のはじまりである。黒部市にとって、清水は一般に公開を前提とするものであるから清水の整備に乗り出していく。1986年には、黒部市教育委員会が文化庁の補助金によって各清水に「とやまの名水」というポールの設置。1992年には、農水省の補助金によって各清水にナンバープレートが設置された（川久保・佐藤・國澤, 1999）。黒部市商工観光課では名水マップを作成し、スタンプラリーツアーやまち歩きガイドを行っている。このような清水の観光資源化は地元の利用者にとって困惑するものであった。

清水庵の清水も例外ではない。洗い場を利用しているときに観光客がやってくれれば気持ちのいいものではない。洗いものを中断してそそくさと逃げ帰る人もいる。観光客からは物珍しいまなざしを向けられるし、写真をとられることが困るからである。しかし清水の観光化に全面的に反対しているわけではない。行政から依頼を受ければ、観光客への説明などに協力することもあるし、各種のメディアからの取材に対応したり、TV番組に出演することも少なくなかった。生地地区がそうであるように、黒部市では過疎化が進んでいる。生地の名水をきっかけにして誰か移り住みたい人がいればいいなあと話す人もいる。行政側は清水の観光化によって交流人口の増加を目指すのに対して、地元の人びとが清水の観光化を肯定するのは、定住人口の増加への期待があるからである。両者にはこの違いがあることに注目しておこう。では清水の観光化に対する組合内部での考え方の相違はどこにあるのだろうか。

3. 5. 管理組織を維持することの意味

組合の執行部は清水の観光化への動きにも協力的な姿勢をとっている。そのことは 1990（平成 2）年 7 月 28 日に組合員に配布された報告資料からも確認できる。生地地区の名水の保存、PR 事業を行う「清水の里保存会」に加入したことが報告されている。「清水の里保存会」は生地にある清水の管理をする住民組織によって構成される。清水の保全と観光化を目指して設立された団体である。月 1 回の各清水の掃除と毎年 8 月 14 日に「生地名水まつり」というイベントを実施している。この日は、黒部観光ボランティアガイドによって各清水を案内する「生地まち歩き」が行われたり、生地鼻灯台が無料開放されたり、夜には盆踊りが開かれたりする。外部からの観光客の集客を目指した観光イベントである。この会は PR イベントや各地の名水研修、名水案内看板設置などを行う。この年は会から名水飲用杓が各清水に設置された。観光客の飲用のためのものである。執行部は会のこうした観光化の動きを下支えしている。したがって、執行部では清水の持続的な管理体制のどう整備していくのかが検討事項となっていくのである。その考えは現在の執行部にも引き継がれている。2013（平成 25）年の 4 月 10 日、大町自治会の総会にて洗い場の維持管理についての議題がだされた。組合での集まりがないことから自治会の総会にて議論しようと考えられたのである。議事録によれば、2012 年度の総会でも問題提起がだされたが、改善がされていないため、再度議題にかけたことが述べられている。問題とされるのは、洗い場の掃除当番が数十年前の担当割であり、現実とはかけ離れて不公平感がでていること。利用者の高齢化が進み、労力不足が深刻なことである。このような問題は生地地区の他の清水の管理組織でも抱えるものであり、町内会で支援するように方針が変わってきている。大町町内でもそのように自治会で担当を決めて維持する方針に変えていきたいと提案がな

されている。それだけでなく、関係団体にボランティアでの清掃活動を呼びかけていくことも提案された。具体的には、「まち歩き団体」、生地地区にある「漁村ミュージアム協議会」、近隣の「小学校」からボランティアを募り、掃除当番を担ってもらおうと考えられたのである。

これらの執行部からの提案に対して、またしても住民からの協力を得ることはできなかった。現場で掃除当番を担う組合員もこのような執行部の対応をありがたいと評価するものの、積極的ではない。なぜだろか。その理由は二つある。

まずひとつは、先に述べたように「嫌々取り組まれても、洗い場はきれいにならない」からである。じっさいに町内の課題として自治会が問題提起してくれたことは評価できるが、だからといって義務感で務まるような仕事ではないと理解しているからである。それは洗い場を管理する者であれば理解できるはずだという。洗い場の掃除当番をする者は、長年の間、生活に欠かせないものとしてこの清水と接してきた。それゆえ、組合員にとって清水は擬人化した存在であり、感謝の気持ちを抱かせる存在なのである。その感謝の念があるからこそ、苦にならずに掃除の当番を担うことができるのだという。その感謝の気持ちなしに、いくら町内の課題とはいえ、善意や義務だけで取り組めるものではないと考えられている。すなわち、洗い場の管理とは、利用を伴って担うべきものなのであり、擬人化した清水との付き合いの先に成立するものなのである。

もうひとつは、管理組織は洗い場の観光資源化への防波堤としての役割を担っていると考えられているからである。このように述べるとやや唐突にきこえるかもしれない。しかし組合員は、管理の担い手が不足しているという周囲の危機感とは異なった危機感を持っている。それはすなわち、洗い場を利用する者の減少である。利用者と管理者は同一人物であるから一見すると同じ問題のようにきこえるかもしれない。ところが、洗い場を利用する組合員が減少していることこそが問題だと考えているのである。どういうことかといえば、清水庵の清水は、飲み水を汲んだり、洗い場として生活に利用する場所として維持したいと考えている。現在も洗い場は女性の社交場であり、人間関係を豊かにする場所なのである。組合員は清水の観光化に否定的ではない。だが、自分たちの手が離れてしまい単に観光客の水汲み場と化してしまうことは避けたいと考えている。清水の観光化によつて、そのような空間に変わってしまうことには強い危機感を持っているのである。ゆえに、生活資源として清水とかかわり続けているいまの組合員を維持したいと考えているのである。このことは最近の次の対応からも確認できる。

2014（平成 26）年に入って、1 班の掃除当番 3 人のうち 1 人が骨を折る怪我をして、掃除に参加できなくなった。そこに今まで未会員だった人物を 1 人補充させたのである。この人物は大町自治会の構成員でもないし、町内に住む人物でもない。ではなぜこの人物

だったのだろうか。組織強化に熱心だった自治会の役員でもなく、なぜよその人なのだろうか。その答えは、この人物が洗い場としての清水とのかかわりを維持できる人物であると認められたからである。この人物は生地地区のまちづくり団体「生地 あいの会⁽⁷⁾」の1人である。長年この清水で雑巾などを洗いにきており顔見知りの存在である。この人物の清水とのかかわりを評価し、組合に入つてもらうことになったのである。この人物は、居住地からすれば、よその人であるが清水とのかかわりからみればよその人ではなかった。組織の構成員が認める清水とのかかわりを満たした「地元の人」なのである。この人物であれば、清水との付き合いを守ってくれる。そのように考えられたのである。

このようにみれば、弱体した組織を頑なに維持しようとする組合員の考えも理解することができるであろう。組合員が周囲の組織強化の提案に積極的ではないのは、むやみやたらに人員を増やすことは洗い場にみられる規範を壊すことになってしまうからである。組合員の人びとは、洗い場の管理とは、利用を伴つて担うべきものであると考えている。清水の管理とはあくまで利用と一体なのであり、義務感でできるものではない。生活に欠かせない洗い場として、清水との擬人化したかかわりをしてこそ、組合員にとっての清水であり続けるのである。組合員が維持したいのは観光資源としての清水ではなく、あくまで生活資源としての清水である。それを維持するためには、洗い場としての利用し続ける組合員が管理の担い手でなければならなかつたのである。

4. 結語

本章では地元住民が伝統的に利用してきた水場が観光資源化していく二つの事例を取り上げ、地元の管理組織の対応を分析してきた。この二つの事例地において対照的に異なる住民対応が生じた理由を、ルースなコモンズを維持する住民組織の論理に注目して明らかにしてきた。

六郷地区と生地地区のどちらの水場においても、人びとは清水の利用と管理はセットとして捉えているということである。このことは環境社会学におけるコモンズ研究が示してきたように、人びとの利用にはしばしば管理の側面が含まれているからである（井上・宮内編, 2001）。つまり、人びとは清水を共同で占有しているのであり、そこに利用する権利を成立してきたのである⁽⁸⁾。ところが、六郷地区においては、行政は利用と管理は切り離せるものと理解していたため、結果的に住民から管理を奪うことになり、住民の利用が崩れてしまったのである。

そのうえで、見逃せないことは、二つの事例に共通していたように、清水という地域の水場は、女性の世話役が差配していたことである。この世話役型組織は、従来のコモンズ

論で評価されてきたタイトなコモンズではなかった。ルースなコモンズであるから、規制や拘束性の伴わない組織的にみれば安定性に欠く組織である。したがって、一見すると、もろくて弱い側面を持つ。しかしながら、地域の水場の観光化の際には、この組織をどのようにいかすかがポイントとなった。六郷地区では、この世話役型組織の存在を見逃すことになったわけである。その結果、住民の利用が離れ、かえって水場が汚れることにもつてしまっていたのであった。

それに対して、生地地区では、この世話役型組織を洗い場の担い手としてうまく観光との両立を図ってきた。この組織は、組織強化策をとる執行部に対して、組合員はそれとは異なる価値基準をもって、人員を獲得していた。人びとは単に労働力を投下するために新規加入者を求めていたのではなかった。生活資源として洗い場を充実させる人員を獲得させたいと考えているのであった。なぜなら、組合員にとって清水は生活に欠かせない生活資源なのであり、人間関係を豊かにする場所であると理解されているからである。ゆえに、新規加入者は住民の清水への利用規範を満たすかどうかが判断基準とされたのであった。観光化の流れのなかで、この世話役型組織をいかすことで現在もなおもっと多くの人びとが利用するにぎやかな空間として観光客を魅了し続けている。

本章では、地域社会内における洗い場という水辺空間では女性の世話役が差配していたことを明らかにしてきた。この世話役型組織は、地域社会におけるさまざまな生活組織のなかでも例外的にルースな組織形態をとっている。水場を観光化しようとすれば、不安定な管理組織であるからこそ、組織強化策をとったり、新たにリニューアルすることが検討されがちである。しかし、洗い場という空間はルースな管理組織だからこそ維持できていた側面がある。この世話役型組織をいかすかどうかが水場の観光化が成り立つかどうかの鍵を握っていることを本章では明らかにした。

注

- (1) グリーンツーリズムやエコツーリズムはその典型である。それは主に農山村の自然資源を対象としている（宮崎編, 2011）。
- (2) 「タイトなローカル・コモンズ」に注目する研究の関心について補足しておこう。かれらは環境保全に役に立つタイトな資源管理の制度設計に関心がある。したがって、タイトなローカル・コモンズを評価する研究は、現代社会を公・共・私の空間に分類したうえで、共的領域の制度的特徴を明らかにすることを目指している。というのは、環

境問題の多くは、歴史的にみると共的領域であった「山野河海」という自然空間で生じているからである。「住民や環境に対する配慮を欠いて進む公共事業やリゾート地などの乱開発など、危機的な状況に置かれたコモンズの現場では、その法的位置づけ、司法の判断が決定的な影響力を持つ」（三輪・三俣, 2010 : 233）のであるが、公法と私法から成り立っている現行の法制度ではコモンズに対応できない。室田はいう。「このように現代社会を『公・共・私』の鼎立する構造として捉える議論は、公法と私法という二分法を採る近代日本の法体系に照らせば、受け入れ難いといえるかもしれない」（室田, 2009 : vii）。しかしながら、かれらは「法と現場のありようは時に大きく食い違いを見せる」ことがあり、「‘国家法’と‘生ける法’」の「ズレの中にこそ、資源管理のための重要なヒントを見出すこと」（三俣・森元・室田, 2008 : 30）ができると述べている。ここでいう「生ける法」とは「在地に根付いてきた慣習」であり、地域社会が保持してきた資源管理の仕組みやローカル・ルールを指している。つまり、現行の法体系からはこぼれ落ちてしまう共的領域については、そこで作動するローカル・ルールに注目することで、公法と私法に対抗しうる、いわば共法としての位置づけを模索しているのである。だからこそ、地域社会が共的領域の担い手であることの「レジティマシーの根拠」（三輪・三俣, 2010 : 233）を示す必要があるがゆえに、管理組織は安定化が求められるし、タイトなローカル・コモンズの制度設計にこだわらなければならないのである。まとめておくと、「タイトなローカル・コモンズ」を評価する研究群は、地域社会の資源管理の仕組みに注目することで、現行の法体系に対抗しうる共法としての位置づけを視野にいれながら、より合理的な資源管理の制度設計を志向する立場であるといえるだろう。

- (3) 「ルースなローカル・コモンズ」注目する研究群（たとえば、藤村, 1996 ; 嘉田, 1997 ; 宮内, 1998, ; 古川, 2004 ; 菅, 1999）について補足しておく。この研究群は、コモンズの仕組みを分析することを通じて、人と自然とのかかわりを再考しようという関心にある。ゆえに、特定の空間の所有にかかわらず、資源とのかかわりのなかでみられる人間関係や権利関係を分析することによって人と自然とのかかわりの「重層性」や「濃淡」を見出してきた。そのなかで、かれらはルースなローカル・コモンズにみられる“曖昧さ”や“柔軟性”が地域社会の危機を回避する場面で有効に機能していることを見出してきた。たとえば古川彰は、地域社会が保持する柔軟さを次のように見出している。古川は滋賀県の知内村の文書記録から村の災害時には共有地の利用に弱者が優先されることを指摘している。知内村では、通常は総有の形態をとり、村民全員が利用できる梁漁を災害時には生活が困難になった村民のみが利用できるものとしたのである。古川はそれを「貧民漁業制」（古川, 2004 : 109）と名づけた。地域社会はこのような柔軟性を保持し

て村民の生活を保全してきたのである。もっとも鳥越皓之が指摘するように日本の共有地には、権利として弱者に優先的にコモンズの利用を許す「弱者生活権」(鳥越, 2001 : 10) があった。すなわち、コモンズは地域社会の人びとの生活保全のための空間として機能していたのである。このようにみると、タイトなコモンズ研究との違いが明らかになるだろう。タイトなコモンズ研究が、資源利用の持続性を重視するのに対して、ルースなコモンズ研究は、地域社会の持続性に注目しているのである。本章もルースなコモンズ研究の流れに位置づけられるものである。

- (4) 周辺地域の一部では鉄分が多く飲用に適さないため簡易水道が入っている。
- (5) 世話人的存在の選定について補足的に述べておく。便宜的に「世話人」という用語を用いたが、地元でこのような役職があるわけでもない。したがって、正式な会合などによって民主的に選ばれたものでもない。清水のある土地の所有権を有する者が世話人になっている場合が少なくないが、所有権有無がその理由となるわけではない。世話人として住民間で一目置かれる存在となるのは、清水の利用と管理を率先して担っていく態度であるという。
- (6) 看板によれば、組合員の会費のほか 11 件の寄附があったことが示されている。
- (7) 2001 年に設立された生地地区のまちづくり団体である。大町町内の空き家を活用して休憩処を運営している。
- (8) これを理解するには「共同占有権」(鳥越, 1997) の議論が参考になる。「共同占有権」とは、特定の地域に居住する住民が共同で一定の空間に働きかけることで、その空間を利用したり、法的な所有権を制限することができる権利のことである。この考え方は、農村社会学が議論してきた総有権を土台としている。

第四章 観光まちづくりのもたらす地域葛藤

—「観光地ではない」と主張する滋賀県高島市針江集落の実践から—

本章では、地域住民規範と観光客との関係に注目する。具体的には、観光をめぐって生じた地域の葛藤に焦点を当て、観光に取り組む人びとが、地域の葛藤を解消させるためにとった観光実践の軌道修正に地域住民規範がどのようにいかされたのかをみていく。

1. なぜ観光地であることを否定するのか

「ここは観光地ではありません」。これは、年間1万人近い観光客が訪れる集落のあちこちに掲げられた看板に書かれた文言である。本章が事例としてとりあげる滋賀県高島市針江集落では、住民が主体的な観光にとりくみ、魅力的な空間をつくっている。にもかかわらず、そのことを否定するようなメッセージが発せられているのである。この矛盾したメッセージをどのように理解すればいいのであろうか。

というのも、本章は次のような関心があるからである。すなわち、近年、コミュニティレベルでの観光が地方地域の“生き残り策”として注目を集めているのであるが⁽¹⁾、どうにも行き詰まりをみせている地域が少なくないからである。

もっとも観光はいつの時代も地域社会に困難を強いるものであった。その中心的な課題は、観光人類学において議論されてきた異なる二つの主体をめぐる課題である。すなわち、観光地側となるホストと観光客であるゲストによる「ホスト-ゲスト」関係(スミス編, 1991)であったといえよう。このような観光人類学による指摘を待たずとも、民俗学者の宮本常一は次のように指摘している。いわく、「今日観光ブームといわれているが、観光客がいつたいどれほど観光地に住む人たちの邪魔をしないで寄与しているであろうか。その生活を破壊する側にまわってはいても、その生活を助ける側にまわっているものは少ない」(宮本, 1964: 284)と。観光は「観光客と地元の人たちの生活の差が少ないとときにはじめて地元の者が圧迫感をもつことなしに受け入れられることができるものなのである」(宮本, 1964: 309)と述べている。このように観光の現場では、ホストである地域社会の人びとと観光客とが対等ではない力関係におかれることになり、地域社会の人びとはゲストである観光客の要望にこたえようとしていくのである。

このような観光がもたらす課題を克服するために、1980年代ごろに登場したのが「オルタナティブ・ツーリズム」である⁽²⁾。それは、対等ではないホスト-ゲスト関係を自省して、相互に対等な立場で交流を目指したものであった。しかしながら、こうした「オルタナテ

ィブ・ツーリズム」もまた「都市の論理の一方的な押し付け」といった批判がつきまとるものとなった（たとえば立川, 2005；古川・松田, 2003；矢部, 2005など）。それらは、ホスト社会を「論理で定式化しそれに意味を与えて消費する」（古川・松田, 2003: 21）近代観光そのものであったからである。

そこで、こうした従来型の観光では捉えきれなかったホスト社会が主体となる観光が模索されることになる。とりわけ注目されるのは近年うまれた「観光まちづくり」という考え方である⁽³⁾。

「観光まちづくり」は、文字通り観光によるまちづくりのことである（安村, 2006: 120）。観光社会学者の安村克己によれば、観光まちづくりの本質は、「内発性」と「持続可能性」の二点に整理できるという。すなわち、「内発性」とは、観光まちづくりが外部に依存せず、自力で内部から実践されることを指し（鶴見, 1996）、もう一方の「持続可能性」とは、観光まちづくりが地域の経済活性化を唯一の目標とせず、「まちの生態系」や文化を保全したり再構成したりして、「まち」の経済、自然、社会文化の社会構成にバランスがとれた持続可能な地域社会を構築することであるという（安村, 2010: 174）。強調されることは「地域住民主体」のまちづくりであることである（安村, 2006: 7）。このように、地域住民主体であることによって「ホスト－ゲスト」関係あるいは「観光のまなざし」（アーリ, 1995）がもたらす課題からの克服を目指し、従来の観光地とは異なる観光地づくりが期待されているのである。

しかしながら、観光まちづくりの成功例といわれるような地域においてさえも「観光のまなざしがより強く注がれるにつれ、従来からある観光地との差異が薄まり、いわゆる俗化が懸念され」（堀野, 2004: 118）たり、その地域の環境や文化が観光客の評価を受けるために観光商品として再構成されるなかで、環境や文化の喪失や破壊を招くことがあるといった指摘がある（安村, 2006: 20）。すなわち、観光のまなざしを克服するために、地域住民主体で観光地としての画一化に陥らないような努力がなされているにもかかわらず、皮肉なことに観光地としての画一化という課題に立ち戻ってしまうのである。

この課題を、やや極端ではあるが、いわゆる「観光」を否定している事例を通じて検討してみたい⁽⁴⁾。というのも、ここでとりあげる事例地では、一見すると住民が主体的な観光をすすめながら、「ここは観光地ではありません」と観光を否定する主張とともに、集落を「決して大衆的な観光地にはしない」と述べているからである。そこで、かれらの矛盾した主張を手がかりとして、本章の事例地が観光地としての画一化に陥らない理由を明らかにすることを本章の目的としたい。

なお、本章の事例地の人びとは、「ここは観光地ではありません」という表現にあるよう

に、かれらがすすめていることは、観光ではなく、ある目的のための活動であると主張する。そして、人びとは、観光客のことを見学者と呼ぶ。これも意図があつてのことである。したがつて、本章もかれらにならつた表記をしていく⁽⁵⁾。

2. 針江集落の概要と観光への経緯

2. 1. 針江集落の歴史的・地理的概要

本章でとりあげる滋賀県高島市新旭町針江集落は琵琶湖の北西部に位置し、琵琶湖畔に近接したおよそ 170 戸、660 人の集落である。集落面積は 60ha で、規模の大きな農村集落である。現在の屋敷が密集する地域は中世後期以来一貫して集落の中心であったという。

明治期の針江村の状況を明治 13 (1880) 年の『滋賀県物産誌』にみる。それによると、人口は 126 軒 622 人で、そのうちの 111 軒が農業に従事していた。また、工業は 7 軒、商業 8 軒であった。農業に従事する者は、その傍らで漁業、物品の運漕、および採樵をしてきた。また、女性は木綿縮を織ってきたようである。面積は、121 町 6 反 7 畝 11 歩で、そのうち田地は 58 町 4 反 3 畝 25 歩で、米穀を最も多く生産してきた (滋賀県市町村沿革史編さん委員会、1962)。このように集落の生業は、農業を中心に漁業や戦後の一時期には高島縮の伝統を受けたクレープ織物業を営んできた。農業センサスによると 1970 年には 103 軒あった農家も 2000 年には 33 軒に減少している。現在の漁業従事者の数もわずか 4 人ほどで、集落内の織物工場のほとんどが閉鎖している。そのため戸数の約 7 割が集落の外に勤めに出るようになっている。

続いて、地理的条件をみていく。集落は比良山系から流れる安曇川の扇状地の北部にあたり、古くから水に恵まれた地域であった。中世には比叡山延暦寺の重要荘園木津荘内に属する。室町初期の帳簿類が残されており、それによれば、応永年間 (1394~1428) までにかなりの程度まで田地化が進められていた。近世の記録が教えるところでは、「水場」とよばれる耕地とそれらを埋め立て耕地化した「発」と呼ばれる地域があり、これらの場所は収穫高が不安定であったために、他所とは異なる年貢率が設定されていた (高島市新旭地域のヨシ群落および針江大川流域の文化的景観保存活用委員会編、2010)。また、大正 13 (1924) 年の『農業水利及土地利用調査書』によると、針江集落一帯は「湧出地点在シ一帯地下水高ク排水設備不適ニ依レリ」という状態で、土地は水はけが悪く、田植えや稻刈りでは田舟を使って作業した。大雨になれば、琵琶湖の水位が上がって田畠が水につかることも少なくなかった。

このように湧水が豊富な地域であるから、針江集落の人びとは、古くから鉄管を地中 23

m前後の深さに打ち込んで自噴した水を利用してきた。人びとはこの水を「生水（しょうず）」と呼び、「カバタ」という湧水施設を設けて、いわば台所として利用してきた。水温は年中13°Cと一定で、夏は冷たく冬は温かいという。カバタは漢字で「川端」と表記するもので、文字通り川の端、つまり水路に面したものであるという。集落の中心には針江大川が流れしており、集落の入り口で複数に枝分かれし、各戸のカバタに流れ込んでいる。

針江集落では、170戸のうちのじつに110戸でカバタが利用されている。上水道が整備された現在においては、こうした伝統的な湧水利用は衰退するのが一般的であるが、現在もカバタを設置する家がわずかながらも増えている⁽⁶⁾。

それでは、人びとが利用するカバタとはいっていどのようなものなのだろうか。

2. 2. カバタの利用と管理

わが国の歴史を振り返ってみれば、上水道が普及する以前には、一般には湧水や川の水が利用されてきた。古代から井戸はみられたが広く行きわたるのは明治以降といわれている。滋賀県内においても、もともとは飲用水として利用してきたとみられる湧水や川の水を利用した水場や洗い場がいまでも数多く見られる。それらは、「ミズヤ」、「カワト」、「カバタ」などと呼ばれ、共同利用空間にみられるものであるが、針江集落のカバタは各家の台所として、私有地にあることが特徴である。

針江集落に存在するカバタは2種類の形態がある。ひとつは母屋内の台所空間に配置された「内カバタ」である。もうひとつは母屋から離れて小屋掛けで設置された「外カバタ」である。その多くが水路に面している。



写真4-1 カバタの内部構造

カバタの内部構造は次のようになる（写真4-1）。カバタは、2つか3つの水槽が連なったものである。まず、湧水が湧き出した湧出口および水槽は、「モトイケ」と呼ばれ、飲用水として利用される。湧出口からは家屋内の蛇口へとパイプでつながれ生活用水に利用される。二つ目の水槽は、「ツボイケ」と呼ばれ、洗面の利用や野菜を冷やしたり、食器類のすすぎ洗いがなされる。三つ目の全体を取り囲む大きな水槽は、洗い

場として利用される。この大きな水槽は「ハタイケ」と呼ばれ、コイが飼われている。コイは食事の調理屑を食べたり、よく動き回るのでゴミや泥がたまることなく、カバタをきれいに保つために欠かせないものだという。

各家のカバタの日常的な利用について、時間軸を追って示していこう。朝の6時頃から9時頃までは台所として朝食の準備に利用される。午前中は洗面や家の掃除のための布巾や雑巾洗いがなされる。漁師のいる家では、早朝の漁でとれた魚のイクスになり、魚をさばく調理場にもなる。11時頃から13時頃までは昼食の準備となり、午後には、農機具の洗いがなされたり、田畠でとれた野菜などが冷蔵庫代わりに冷やされる。庭木や畠の散水に使われることもある。16時頃からは夕食の準備となる。また小屋掛けのカバタのある空間は、年中温度が一定であるので味噌や漬物、野菜の貯蔵庫としても利用されている。このようにカバタは一日中、所有者家族が利用する生活空間なのである。

続いて、カバタの管理をみていく。カバタの管理には集落の関与がみられる。集落総出でおこなうミゾ掃除とカワ掃除である。ミゾ掃除は、カバタの所有の有無にかかわらず、集落全戸から1名が参加して年1回おこなわれる。集落のほとんどの水路からの排水が集まる針江大川の掃除（藻刈り）は年4回おこなわれる。ミゾ掃除は11に分けられた組ごとに決められた範域で行い、カワ掃除は組単位で大川の上と下の2グループに分けて行われる。このように集落全体をつなぐ水路を通じて集落の関与がみられるのである。

一方、目に見えないかたちではあるものの、日常的な集落の関与として、カバタの利用をめぐる規範の存在があげられる。とりわけ、洗いの利用においては、すすぎ水と洗い水との使い分けが徹底されており、洗い水は直接水路に排水しないように対応がなされている。なぜなら各家のカバタは水路を通じてつながっているからである。

環境社会学者の牧野厚史は針江集落におけるカバタの特徴について、次のように述べている。すなわち、「水路の水を使うカバタは、用水と排水がセットになった仕組み」であるため、「水を使い続けるには下流の家に排水で迷惑をかけない気配りが必要」（牧野, 2007 : 147）であると。事実、集落内のある水路に上流から誤って農薬が流れ込んだ際には、下流にある家々のカバタに飼われたコイなどの魚が全滅するなどの被害がでたことがあった。このようなことが二度と起こらないように集落の人びとは排水には細心の注意を払っているのである⁽⁷⁾。

このように各家にあるカバタは個別の家が所有するため一見すると私的なものであるようみえるが、水路を通じて隣のカバタとつながり、ひいては地域社会全体とつながった共的な性格を帯びたものだといえよう。ゆえに、人びとはいくら私的な利用であろうとも、勝手気ままな利用は許されず、集落に迷惑をかけることのないよう排水の扱いには慎重に

なるのである。

それでは家のなかでは、主に誰がカバタを管理しているのであろうか。カバタは台所であるから、主に女性がその役割を担ってきた。ある女性によれば、「カバタは女性にとっての聖域であって、悲しいときはカバタで泣き、嬉しいときもカバタで泣く」といわれるほどであるという。実際に針江集落に嫁入りをする際にはまず、「嫁の仕事はこのカバタを守ることだ」といわれたものだという。

また、カバタを誤って汚すようなことがあれば厳しく咎められるものであった。ある男性は子どもの頃に、田畠の肥料として小便をためた桶をあやまってカバタに流してしまったことがあるという。親からはこっぴどくしかられたといい、塩をまいて清めたという。また別の女性はカバタには水神様が祀られていて、何か悪さをすると「ガワタロウ」に怒られるといわれ、女性は「下の病気になる」といわれてきたという。

このように、針江集落の人びとはカバタと密接なつきあいを続けてきた。ここにみたカバタの利用と管理のしくみは、社会的に高く評価され、針江集落は隣接する霜降集落とともに、2010年に国の重要文化的景観にも選定されている。

ともあれ、このような特徴あるカバタと人びとの暮らしが見学者の目当てとなっているのである。

2. 3. 観光化への経緯とそこで生じた問題

針江集落を訪れる見学者の数は右肩上がりで増加しており、年間1万人に達する勢いでいる（図4-1）。針江集落では行政の施策として観光がはじめられたわけでもなく、また、地域活性化を目的として集落として観光を始めたわけでもない。きっかけは、2004年に放送されたあるテレビ局のドキュメンタリー番組である。その番組では、カバタとともにある集落の人びとの暮らしが紹介され、反響を呼ぶことになった。番組放送後、そのカバタを一目見ようと静かな集落に

突然見知らぬ人々が訪れるようになったのである。そこではどのような問題が生じることになったのであろうか。

一言で言うならば、それは集落の住民と見学者との間での衝突である。まさに観光人類学が指摘してきた「ホスト－ゲスト」関係

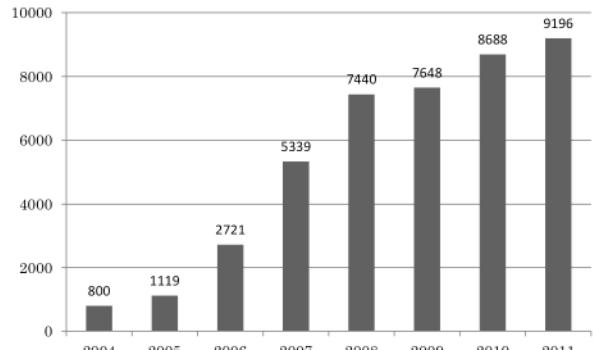


図4-1 見学者数の変化 (人/年)

の問題なのであった。集落を訪れる人びとの目的はテレビ番組で紹介されたカバタを見ることであった。

観光社会学者のディーン・マキアーネルは、現代観光の特徴として次のように述べている。すなわち、観光客はもはや演出された「擬似イベント」(ブーアスティン, 1974)と化した表舞台を見るだけでは満足せず、より真正なものを求めて「訪問先の社会の生活に入り込んだり、少なくともその舞台裏の一部を勝手にのぞきみたりする」(マキアーネル, 2012: 117) のだと。カバタのある人びとの生活領域さえも、観光の対象となるのである。当然ながらカバタは個人の屋敷地内にある。そのため見学者はカバタをひと目みようと勝手に屋敷地に立ち入ることになり、カバタの所有者である住民と見学者との間でトラブルが起ることになったのである。

具体的には、カバタが無断で利用され、荒らされることもあった。住民からは見知らぬ人が屋敷地に立ち入ることで、カバタが使えないことだけでなく、日常生活の維持への不安や治安の心配の声が次第に集まるようになっていった。大きなきっかけとなったことは、集落のはずれで子どもの誘拐未遂事件が目撃されたことである。このような問題に対して集落は何らかの対応を迫られることになったのである。

3. “集落を守るため”の活動

3. 1. 「針江生水の郷委員会」の設立

こうした集落全体にかかる問題に対してはしばしば自治会（ここでは針江区⁽⁸⁾、以下「区」と略記）が対応することがある。ところがここでは区としての対応を見送ることになる。なぜなら、区としては、少なからずカバタをみせることに反対する人、集落が騒がしくなることに反対する人がいるなかで、日常的なむら仕事にくわえて、集落を訪れる人びとに対応する仕事を住民に強いることはできないとの判断があったからである。とはいえ、次から次へと集落を訪れる見学者は増えていく。住民の不安は募る一方であった。そこで住民の有志が立ち上がり対応することになった。テレビ番組の放送から3ヶ月後のことである。そこで結成されたのが「針江生水の郷委員会」（以下、「生水の郷」と略記）である⁽⁹⁾。確認しておきたいことは、生水の郷は区の組織ではないことである。生水の郷は区とは独立した組織体としてしか立ちあげられなかつたのである⁽¹⁰⁾。

生水の郷の設立にあたっては回覧板を通じて集落の住民に呼びかけ、30～60代の26人の住民が集まった。60歳前後の住民が多く、複数の区長経験者も含まれていた。この呼びかけの中心となったのは50代後半のある世代の同期会である。集まった住民の多くは、集

落の50～65歳の住民でつくる「壮友会」のメンバーで、生水の郷の初代会長を務めたのは当時の「壮友会」の会長であった人物である。その後、会員数は増加し、2011年12月時点の会員数は80名である。各戸から1人の参加が基本とされているが、いまだ全戸参加には至っていない。それでも、総世帯170の半数弱からの協力はえられている。なお、生水の郷の会員は、その目的の性格から集落の住民に限られている。60代の自営業者（農業・商業）、会社員、主婦がその中心である。

それでは、生水の郷の結成の目的はどのようなものであったのだろうか。呼びかけ人のある人物は次のように語っている。

設立の目的は、針江を守ろう、ということでした。突然人がやってきましたので、まず子どもの安全が心配でした。次第に住民の方々からカバタが荒らされるのではないかということや、戸締りの心配の声があがりました。ただ、せっかくお客様がおみえになるのに喧嘩して帰ってもらうのは申し訳ない。それならば、針江の住民がお客様について案内をさせてもらおう、ということになりました。ただし、針江を決して観光地にはしたくないというおもいがありました。

この語りで注目されるのは二つのことである。ひとつは、集落を守るための活動であること、もうひとつは、訪れる見学者を排除するのではなく、受け入れることを決めたことである。しかしながら、ここでは観光地にするための組織ではないことを確認しておこう。

表4-1 見学コースの一覧

	見学コース	1人の参加料金	食事の有無
A	カバタとまちなみコース ボランティアガイドによる各家庭のカバタの見学、まちなかの散策。	1,000円	なし
B	里山湖畔コース 針江大川下流の船着き場の見学。琵琶湖湖岸の墓原の保全活動、在来種の魚を増やす取り組み「うおしまプロジェクト」の視察。	1,000円	なし
C	A+B 上記AコースとBコースの見学。	2,000円	なし
定期コース	A+B 上記AコースとBコースの見学に軽食が提供される。また、座談等で地元の人たちとの交流の時間がある。	2,500円	軽付き

（生水の郷委員会公式ホームページをもとに筆者作成）

それでは、この二つの目的を同時に達成するためにどのような工夫をしたのであろうか。

そこで考案されたのは、地元住民がカバタを案内する見学ツアーである。集落の住民の不安を軽減するために、見学者に生水の郷の人びとがガイド役として、集落内についてまわる方法が考えられたのである。そして、カバタを日常的に利用している住民が説明をしてまわることで、

カバタのある暮らしについてしっかりと伝えられるとも考えられたのである。つまり、生水の郷は集落を守るために、集落を訪れる人びとを見学ツアーに集約させ、その方法以外には、各家のカバタを見ることができないようにしたのである。とはいっても、生水の郷の人びとは、この見学ツアーに積極的であるかといえば、決してそうではなさそうなのである。そのことは、見学ツアーのしくみにもあらわれている。そのことを確認するために、ツアーの料金設定と告知方法の二点についてみていくことにしよう。

3. 2. 見学ツアーのしくみ

見学者は集落を訪れると、まず針江公民館の敷地につくられたプレハブ小屋の案内所にて見学ツアーの申し込みをすることになる。参加者は一定額を支払うと、生水の郷のボランティアガイドの案内で個人の敷地内にあるカバタを見学することができる⁽¹¹⁾。ボランティアガイドは、5～10人程度の見学者を1グループとして、集落内を案内する。見学ツアーは以下のように4種類ある（表4-1）。ここでは主に各家のカバタを見学するAコースをとりあげていく。ボランティアガイドによる説明を受けながら、およそ2kmの距離を90分で散策するコースである。

ここで注目したいのは、見学ツアーの料金である。1人あたりの参加料金は、決して安くない。しかし、この料金設定には明確な意図が込められたものであるという。それはすなわち、「ここは観光地ではありません」という意思のあらわれなのだとという。なるべくなら多くの人に来てもらうのは遠慮してもらいたいとの考えが反映されたものなのである。一般的な観光地の案内料金の相場は数百円程度であることを知りながら、あえて高額な料金を設定するのは、見学者にもそれだけの覚悟と責任をもってもらいたいと考えられているからである。

もうひとつは、見学者へ向けた情報発信が限られているということである。当然ながら集落が観光地であることをアピールするような広告や広報誌などはない。集落内にも観光案内板すらない。唯一の情報発信は生水の郷のホームページに限られている。

このように、見学者を獲得することについて積極的ではないのである。にもかかわらず、見学者は伸び続けている。とするならば、見学ツアーのあり方にヒントがありそうである。それでは、生水の郷によってどのようにツアーが運営されているのかみていくことにしよう。

3. 3. 空間と時間が管理された見学ツアー

先に述べたように、見学者が目当てにするカバタは各家の敷地内にあり、主として台所

として利用がなされてきたものである。見学者が訪れるまでは、住民はお互いのカバタがどのようなものであるのか知ることがなかった。カバタは人に見せるようなものではなく、プライベートな空間、すなわち「裏舞台」（マキアーネル, 2012）の領域にあるものであつたからである。ゆえに、いくらボランティアガイドが同行するといつても住民の生活空間を侵されるのには変わりがないことであった。それでは、いったいどのようにして住民の生活と見学ツアーの両立が図られているのであろうか。

その両立のためには見学者を管理する必要があった。生水の郷の考えを示しておこう。まず第一に、集落の人びとの生活を守るために見学者を見学ツアーに集約することにした。そして第二には、見学ツアーに選定されたカバタを持つ家々の生活を守ろうと考えたのである。それは、生水の郷による「空間の管理」と「時間の管理」にあらわれている。

それでは、「空間の管理」からみていくことにしよう（図4-2）。先に述べたように針江集落にあるカバタはすべてが屋敷地のなかにある。そのため見学コースの選定にあたっては、できるだけ住民の負担のないように、母屋とは独立して存在する外カバタを中心に決められたという。というのも、母屋のなかにある内カバタを見学者にみせようとすれば、住民に大きな負担を強いることになり、協力はえられにくいと考えられたからである。したがって、コースに選定されたカバタのほとんどが外カバタとなっている。そして、家族に負担を強いることのないように、なるべく子どもや若い人のいない家庭に協力を呼びかけることになったのである。

それでは、生水の郷は住民の協力をえるためにどのような工夫をしたのであろうか。まずひとつは、責任の所在を明確にしたことである。敷地内にカバタを持つ住民が不安がっていたことは見学者のカメラ撮影の問題であった。見学者がカバタを見てまわる際には撮影のために道具を触ったり、カバタの所有者がポーズをとらされたりすることが一番困ることだったからである。それならば、「見学者に針江の住民がついてカバタを見学させてく

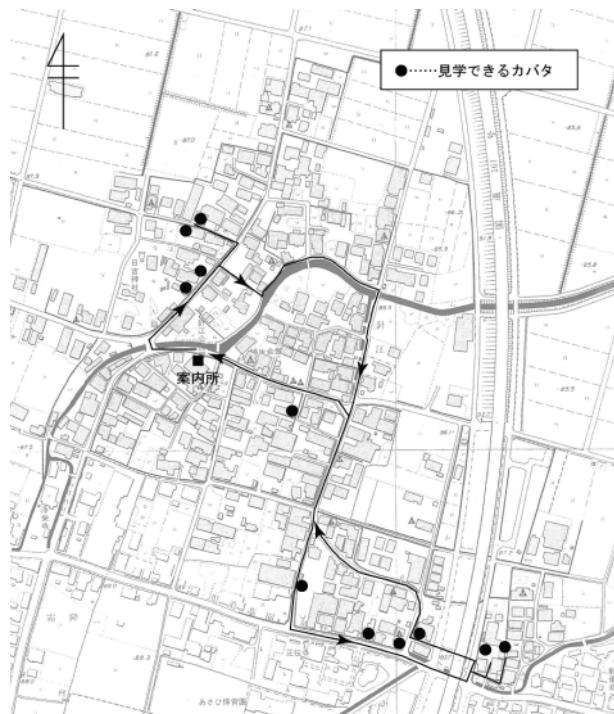


図4-2 見学コースAの基本パターン

ださい。そのかわり責任持ちます」と見学ツアーによって生じた問題はすべて生水の郷で対応することを説明し、「それなら私たちもできる限り協力します」と所有者から了解をえることができたという。

生水の郷の人びとはこのように責任の所在を明確にすることで「すんなりと協力してもらえた」、「声をかけて断られる家は一軒もなかった」という。もちろん各家々の住民の性格まで熟知した者同士であるから、「声をかけて断られるような家には声をかけなかった」というのが本音のところであろう。ともあれ、責任の所在を明確にすることで住民の協力をえることができたのである。

このように生水の郷はまずは、見学者から集落を守るために、見学できるカバタと見学できないカバタの空間的なすみ分けをすることで、見学者を管理しようとした。その上で、カバタの見学に協力した家々の生活を守る必要があった。協力した家々がカバタを利用する時間と見学の時間を区分し、時間を管理することで、負担を軽減するように考えたのである。以下にみていこう。

見学ツアーは9時から16時までと時間が決められている。そのうち12時から13時は休憩時間となる。つまり、所有者家族がカバタを台所として利用する時間帯を避ける配慮がなされているのである。こうした時間のルールのなかで見学ツアーは午前に1回（10時から11時30分まで）、午後2回（13時から14時30分、15時から16時まで）と指定されている。午後の2回目の実施時間は通常より短くなるが、見学者の了承のうえで駆け足での見学となる。実際には、事前予約なしに見学者が訪れることがあるためこのような時間通りにはならないこともある。それでも、カバタの所有者家族がカバタを利用する時間は必ず避けるようにしている。これが「時間の管理」である。

このように住民の生活に配慮して、見学者に制限をかけながら空間と時間を管理している。だからこそ、徹底的に個別の事情に配慮されたものである。

たとえば、テレビ番組で特集されて見学者から人気が高かったカバタでは、所有者家族の気疲れに配慮して、しばらくは見学を遠慮してもらおうと現在はコースから外されている。また、葬式や法事がある家は、その期間だけ見学コースから外すことになるし、介護者を抱える家は、特定の時間帯を避けるようにしたり、騒がしくならないような対応がなされる。もちろん見学者の人数の都合、時間の都合に応じて見学するカバタの数を増減させることもある。このように見学コースは個別の家の事情にあわせてそのつどアレンジされていくのである。

生水の郷によるこのような対応は、観光人類学者の橋本和也の指摘と部分的には一致するようもみえる。すなわち、生水の郷は観光から住民の生活を守るために「観光者（筆者

注：本章では見学者）と関わる時間・空間を日常的な生活時間・空間とは別なるもの」として「生活の次元から離れたところに『観光文化』を創出」（橋本，1999：233）してきたともいえるのである。

まとめておこう。針江集落における観光は、区が積極的に観光化へ乗り出したわけではなく、突如訪れる見学者に対応するために、区とは独立した住民組織として「針江生水の郷委員会」が立ち上がることになった。その目的は「集落の住民の生活を守る」ことであった。そのためには、集落を訪れる人びとを見学ツアーに集約させ、その方法以外には、各家のカバタを見ることができないよう空間の管理をした。その上で、カバタを見学することに協力する家々の生活を守るために、時間の管理をしてきた。このように、生水の郷は見学者への対応を見送った針江区や不安を抱える住民に迷惑をかけないように、見学者を管理しながらツアーをすすめていこうと努力を重ねてきたのである。

3. 4. 見学ツアーのもたらす地域葛藤

生水の郷によるこうした活動は、集落を守るためにはじめたことであるから、本来ならば集落の住民から歓迎されるはずであった。しかしながら、住民からは意外な反応が返ってくることになった。生水の郷の活動は住民から評価されるどころか、疑いの目を向けられることになってしまったのである。

というのも、生水の郷の活動は集落の大部分の人びとからすると、集落を守る側面と見学者を受け入れる側面のうちの見学者を受け入れる側面ばかりが目立ってみえてしまったからである。それは一見すると生水の郷の活動はあたかも観光を積極的に進めていこうとする姿勢にもみえるからである。実際に、集落を訪れる見学者数は右肩上がりの増加を示していた。したがって、生水の郷の活動に理解を示さない人びとからは、「静かな集落が騒々しくなった」ことへの不満があげられたり、「集落の空間を使って勝手に金儲けをしている」という見方をされることさえあった。このように生水の郷の活動は、集落の人びとに、静かな集落が観光地に変わってしまうのではないかという不安を抱かせることにもなったのである。一部の人びとからは心ない言葉をあびせられることもあり、泣きながら見学ツアーのガイドをすることもあったという。また、区としては、区が見送った見学者への対応を生水の郷が担っていることを理解しながらも、見学者が訪れる事によって、「住民が辛抱しているかのよう」な状況に不満を持っていたのである。

このように生水の郷による見学ツアーは新たに地域葛藤という課題を引き起こすことになった⁽¹²⁾。生水の郷と集落の人びとのあいだには、生水の郷の活動をめぐって、認識のズレが存在しているためである。そのことが象徴的にあらわれているのは、生水の郷と針江

区との関係である。生水の郷のある人物は設立当時を振り返って「区との関係はよくなかった」と述べている。一時期は敵対するような関係でもあったという。生水の郷の活動は、集落を守るためにはじめた活動であったにもかかわらず、針江区および多くの住民の目には、生水の郷があたかも積極的に観光にとりくんでいるかのように映っていたからである⁽¹³⁾。それでは、生水の郷は集落の人びととの認識のズレにどのように対応していったのであろうか。

4. 観光であることを否定する実践

4. 1. 生水の郷の一貫した姿勢

そのことを確認するために、生水の郷によるメディアへの取材対応とゲストである見学者へのもてなしの事例をみていくことにしよう。ここには生水の郷の一貫した姿勢を見ることができるからである。

まずは、生水の郷によるメディアへの対応を見る。針江集落では、多くの見学者が集落を訪れることになり、各方面から取材が殺到することになった。その取材の申し込みと対応も生水の郷が引き受けている。メディアからの取材にあたっては、事前に取材申込書を通じて取材を受けるかどうか判断をすることになっている。ここには明確な判断基準がある。それはすなわち、取材目的が観光地としての紹介なのか、それとも、生活の場としての紹介なのか、という点である。集落を観光地として紹介するのであれば、必ず断ることになる。というのは、観光ガイドブックのような観光地を紹介する媒体に掲載されてしまうと、あたかも生水の郷が集落を観光地として積極的に売りだそうとしていると区や集落の人びとに誤解されるおそれがあるからである。しかし、集落をカバタのある生活の場として「自分たちの先祖から引き継いだものをそっと紹介するもの」であれば、メディア関係者を見学ツアーに参加させてきちんと理解してもらうように対応している。

取材対応を終えた後は、雑誌などの活字媒体からの取材であれば、必ず事前に原稿を確認して校正するようにしている。また、テレビ番組の撮影では事前の申し込みを承諾していても、実際の撮影現場で、集落を観光地として紹介したり、集落を面白おかしく紹介するものであれば、撮影は中止させ、集落から出ていってもらうことになる。そのようなことはたびたびあったという。ここまで徹底させる理由は、区や集落の人びとに誤解を与えたり、迷惑をかけることはできないからである。ここは観光地ではないし、生水の郷の活動も観光ではない。メディアを通じて誤った情報が広まることのないように、細心の注意を払っているのである。

続いて、見学者へのもてなしの事例として、生水の郷が運営する定期ツアーをみていくことにしよう。なぜなら、定期ツアーでは、見学者に軽食を提供することになっているのであるが、そのもてなしをめぐっては紆余曲折があったからである。

定期ツアーをはじめた当初は、集落にある豆腐屋の湧水でつくられた豆腐を提供し、アユの醤油煮を土産に持ってかえってもらうだけのものであった。またあるときは、それにおにぎりを2つくわえただけのものであった。文字通りの軽食を提供していたのである。しかし、それでは見学者には少し物足りないのではないかと考えるようになっていく。この地域でとれた食材をごちそうしたいと、アユや野菜の天麩羅、ニジマスのフライなどをメインに、煮物や小鉢と、どんどんふえていくことになった。せっかく来ていただくのだから、あれもこれも食べていただきたいというもてなしの気持ちが次第に大きくなってしまったのである。その結果、軽食ではなく、それはまるで懐石料理のようになってしまったのである。品目数にすると9品目もあったという。しかし、それは見直すことになった。なぜなら、それは見学者に対して過剰なサービスとなってしまったからである。もちろん予算の問題や食中毒の心配もあったのだが、なにより問題とされたのは、そんなにサービスをしていては、まるで見学者に媚びているかのように誤解されるおそれがあったからである。このように生水の郷の内部でも見学者へのもてなしをめぐって試行錯誤してきたのである。

このような見学者へのもてなしをめぐる対応は、生水の郷だけにみられるものではなかった。集落の人びとのなかには、積極的に見学者へ働きかけようとする人もいたからである。ここでは集落に住むある男性の行為をとりあげ、それに対する人びとの反応をみていくことにしよう。

この男性は、集落内にある自宅と工場にそれぞれカバタを持っていた。さらに、集落を訪れる見学者が水を汲むことができるようになると、別の敷地にもう一つカバタをつくった。実際には見学者だけではなく多くの人が水を汲みに来ているのだという。また、工場にあるカバタではヤマメを育てており、将来的には、見学者にヤマメを釣って食べてもらってはどうかとも考えていた。これらの行為は、集落を訪れる見学者に喜んでもらいたいとの思いのあらわれであり、それはまた、生水の郷の活動にも寄与できると考えられたものであった。つまり、この人物は、生水の郷の活動はてっきり観光をしているのだと考えていたのである。ところが、これらの行為は住民の意見を二分することになった。ある住民は「あれはカバタやない。イケスや」とそっけない。もちろん生水の郷も戸惑いをみせることになった。生水の郷のある人物も「わしらの活動を勘違いしとる」と述べるのである。ここで人びとが問題視しているのは、ひとつには、それが見学者を目当てにした行為であ

ること、そして、もうひとつは、このようなカバタの利用は人びとがふさわしいと考えているものとは異なるからなのであった。集落では「あれはニセモノ」と呼ばれるようなカバタがわずかながら存在している。それでは、どのようなカバタの利用がふさわしいものと考えられているのであろうか。このことが象徴的にあらわれた二つの事例をみていくことにしよう。

4. 2. 人びとの生活実感からはずれない実践

まずひとつ目は、生水の郷のある会合での出来事である。ある男性は、集落の中心地に多数の見学者が気軽に水を飲んだり、涼むことのできる見学者用のカバタをつくってはどうかと提案をおこなった。その理由は見学者が水を汲む場所が各家のカバタに限られるため、もっと気軽に生水を汲む場所があったほうがいいのではないかと考えたからである。実際に、見学者から各家のカバタだけではなくて、もっと気軽に湧水が汲める場所がほしいという要望もあった。これは見学者と住民の両者の負担を軽減する妙案でもあった。それゆえ、出席した男性陣はおおむね賛成意見を持った。つまり、集落の生活空間に観光用カバタを創出させることを狙ったのである。

ところが、女性陣は全員が大反対をすることになった。なぜならある女性によれば、「カバタはむやみやたらにつくってはいけないものだと親に教え込まれてきたから、そんな軽々しい理由でつくってはダメだ」というのである。また、別の女性は、「カバタは神様が存在する神聖なものなのだ」という。この言葉の意味は「魚は食べるためには殺すなら仕方ないけど、魚を遊びで殺すことはいけないこと」と同じことで、カバタは「日々の暮らしにいただくもの」でなければ、つくってはいけないという理由であった。

最終的には、この男性の提案は却下されることになった。ここで注目しておきたいことは、なぜそのような女性の主張でみなが納得できたのかということである。会合の後に男性らは「大事なことを忘れるところやった」と口々にしたという。というのも、女性陣の主張は、針江集落の住民として生活実感をともなってみなに理解されるものであったからである。つまり、針江集落の住民としてカバタとともにつきあってきた経験をふまえれば、当然納得いく判断だったのである。集落の人びとは、これまでのカバタとのつきあいをふまえれば、「暮らしにいただく」利用こそが、ふさわしいと考えているのである。したがって、観光用のカバタをつくることは、集落の人びとのこれまでのカバタとのつきあい方とは、大きくはずれたものとなってしまう可能性があった。ましてや、観光用のカバタをつければ、集落が観光地であると誤解されるおそれもあった。しかし生水の郷の人びとは、集落の住民としてカバタとつきあってきた経験に照らし合わせながら判断をしたのである。

これならば、集落の人びとにとってもおかしくない判断であると考えられたのである。このことは、もうひとつの事例にも共通してみられるものである。

集落では観光地となることを拒否してきたため、土産物屋などをつくることに消極的である。しかしながら、集落内には、一時的に2種類の露店が存在したことがあった。ひとつは、家の前の軒先部分にタオルなどの生活雑貨を安価で無人販売する形態である。もうひとつは、敷地内にトラックの荷台部分を改造してつくられた無人の簡易店舗である。これは土産物屋を希望する見学者を目当てにしてつくられたものである。

それでは、これらの露店に対する集落の人びとの評価はどのようなものであろうか。前者についての評価は良好なのであるが、後者に対しては評価がわかれ。似たような形態でありながらも、なぜ人びとの評価が異なるのであろうか。その理由は、前者は代々集落で生業として繊維業を営んでおり、軒先部分で販売することは家業としての生業の延長とみなされることであるから問題のないことであるという。一方、後者はあからさまに見学者の要望にこたえようとした行為であること、そして、手づくりとはいえ生業とは全くかわりのない帽子を販売していることが人びとの理解を得られなかつたのである。後者の露店はその後自動的に片付けられている。ここでは、露店主の生業ではなく見学者に媚びるような行為こそが問題視されたのである。

これまでみてきた事例から二つのことが指摘できよう。ひとつは、生水の郷は見学者が望むことではなく、生水の郷の活動に理解を示さない人びととの認識のズレをたえず意識しながら、活動を軌道修正してきたことである⁽¹⁴⁾。集落内に掲げられた「ここは観光地ではありません」という看板の文言は、それが集落の人びとが望むことであったし、決してそのようにはしないという生水の郷の決意のあらわれでもあったのである。

もうひとつは、カバタや土産物屋をめぐってあらわれた人びとの判断基準の存在が、針江集落を観光地としての画一化に陥ることを防ぐことに大きくかかわっていたということである。すなわち、針江集落においては、カバタは「暮らしにいいただく」利用がなされてこそ、針江集落のカバタなのであるし、露店についても、それが生業の延長として営まれるのであれば、人びとに肯定的に受け止められるのである。

5. 結語

本章では、住民が主体的な観光にとりくみながら、「ここは観光地ではありません」という矛盾した主張を手がかりとして、本章の事例地が観光地としての画一化に陥らない理由を明らかにしてきた。本章の知見は、次の通りである。

本章の事例地における観光は、そもそも地域活性化を目的としたものとしてはじまつものではなかった。集落の有志で結成された生水の郷は、突然訪れる見学者から住民の生活を守るために見学ツアーを考案し、対応してきた。生水の郷にとっては、これは観光ではなく、集落を守るための活動であったのである。けれども、多くの集落の人びとは、生水の郷が見学者にもてなしをしていく側面に注目して、かれらは積極的に観光をしていると認識してきた。すなわち、両者には認識のズレが存在していたのである。ゆえに、生水の郷が集落の人びとに迷惑をかけないように、いくら見学ツアーを工夫しようとも、理解はえられなかつたのである。

しかしながら、この認識のズレの存在は、必ずしもマイナスのものではなかった。といふのも、このズレの存在があるからこそ、生水の郷は地域葛藤に向き合い、理解を示さない人びとに理解される観光をすすめなければならなかつたからである。このことは、ゲストである見学者に媚びることを防ぐことにつながっていた。それでは、どのような観光であれば、集落の人びとは理解を示しうるのであろうか。それは、観光用カバタや土産物屋をめぐる人びとの判断にあらわれていた。それはすなわち、集落の人びとの生活実感からはなれない観光であるかぎりにおいては、人びとは理解を示すということであったのである。

これまでみてきたように、生水の郷と集落の人びとの認識のズレによって、生水の郷は見学者が望むことではなく、生水の郷の活動に理解を示さない集落の人びとの望むことを参照しながら活動をしてきた。比喩的にいえば、生水の郷はゲストである外部の見学者のほうを向いて観光をしているのではなく、ホストである地域社会内の異なる意見を持つ人びとのほうを向いて観光をおこなってきたのである。言い換えれば、集落の「内」を向いて観光してきたのである。このことが、結果として、針江集落が観光地の画一化に陥ることを防いでいたのである。

観光まちづくりには「地域住民主体」が強調されている。そこでは当然、地域社会の住民が一体となって観光をすすめることが望ましいものと考えられている。それはその通りであるのだが、地域社会の住民が一体であることが、結果として、いつしか観光客の望むことに影響をうけやすい性格を帶びてしまうこともあるのではないだろうか。本章の事例地は、地域社会内の異なる意見を持つ人びとと向き合い続けた結果として、観光地の画一化に陥ることなく、魅力的な空間をつくりだしていたのである。

注

- (1) とりわけ、わが国の過疎地域においては、都市にはない自然環境や伝統文化を観光資源としてすることで、経済的利益をあげ、来訪人口を増やすことが目論まれてきた。
- (2) 新しい観光の模索として生まれた「オルタナティブ・ツーリズム」、「持続可能な観光」、「エコツーリズム」や「グリーンツーリズム」などは、それぞれ理念が異なるところがあるものの、総じてマス・ツーリズムによる反省が込められ、ホスト社会に配慮し貢献する観光を目指しているといえるだろう。
- (3) 観光まちづくりが有効な政策として位置付けられたのは 21 世紀に入ってからである。国の観光まちづくり政策の目標は、活気を失って停滞している“まち”を個性ある“まち”に変革することである（安村、2006、7 頁）。
- (4) 観光人類学者の橋本和也は、観光を「（観光者にとっての）異郷において、よく知られているものを、ほんの少し、一時的な楽しみとして、売買すること」（橋本、1999、12 頁）と定義している。観光の特徴は見学者が「消費者としてサービスを購入する点」（橋本、1999、13 頁）にあり、観光地は消費の対象となってきたのである。それに対して、針江集落の人びとは観光化への経緯について「お金儲けをしたくてはじめたわけではない」と語っている。つまり、針江集落における「観光」とは利益をえることを目的としたものではなく、別の目的をもっているのである。本章では従来の「観光」とは異なる人びとの実践に注目していく。
- (5) 針江集落における人びとの主張を理解しつつも、本章のタイトルに限っては、客観的な視点から「観光」ととらえ、「観光まちづくり」と表現した。本章の知見を観光まちづくり論として議論したいからである。
- (6) 針江集落における上下水道の整備についてふれておこう。上水道は、昭和 57（1982）年に供給が開始された。上水道の水源は琵琶湖であり、ある住民は「なぜわざわざお金を払って琵琶湖のまずい水を飲まなければいけないのか」と語っている。ただ湧水はかかる心配があったり、お風呂やトイレによっては水圧が必要という理由でカバタのある家にも上水道が接続されている。下水道は、平成 9（1997）年に整備されてい る。それまでは浄化槽で対応してきた。
- (7) このようなことは、村落社会においてはなにも珍しいことではない。たとえば岩本由輝は自身の幼少期の体験を述べている（岩本、1989、3～4 頁）。ここでも、いわゆる村落社会の用水規制がみられるのである。

- (8) 針江集落の自治会（針江区）について述べておこう。集落は11組にわかれており、役員構成は、区長、副区長（会計）、改良組合長、副改良組合長、監査役、各組の組長、組ごとに1名の体育委員から成る。区の組織には、まちづくり協議会の他に、年齢別の組織がある。集落では、小学校に入学すると「子ども会」に入る。その後「青年団（消防針江班）」に入り、50～65歳になると「壮友会」に入る。65～80歳で「老人会」、80歳を超えると最高齢の12人で構成される「大人衆（12人衆）」に入る。いわゆる年齢階梯制がみられる。以上は、住民への聞きとりと小坂（2010）を参照した。
- (9) 現在の生水の郷の活動は、見学ツアーの運営だけでなく、集落の景観美化・環境整備活動といった「まちづくり」を強く意識した活動を展開しつつある。詳細は集落住民で、生水の郷の会員でもある三宅進（2012）に詳しい。
- (10) 集落にある課題がおこったときは、自治会内の内部組織が機能集団として対応することがある（鳥越, 1994: 64）。しかしながら、生水の郷は自治会内部の組織を母体とはしていない。生水の郷の設立時の26人には「壮友会」のメンバーが多かったが、反対者もあり、母体とはなりえず、自治会とは独立した組織として設立せざるを得なかつたのである。
- (11) ボランティアガイドに台本はない。日々カバタを利用する住民としての語りが、見学ツアーの魅力である。
- (12) 観光をめぐる地域葛藤が各地で報告されつつある。それらの多くは伝統文化である祭りの観光化をめぐるものである。そこでは地元で観光化された伝統文化とその「もと」になった伝統文化をめぐる地域社会の葛藤が描かれている（たとえば、安藤, 2002; 芝村, 1999; 蘇理, 2007など）。ただし、これらの諸研究は地域葛藤の存在や意識の違いを指摘することにとどまっており、その葛藤が「文化のバイタリティ」（芝村, 1999: 36）を生み出したり、「祭りを活性化させる原動力」（安藤, 2002: 27）になると結論づけている。それに対して本章は、生水の郷が地域葛藤にどのように対応したのかに注目している。
- (13) 生水の郷は2005年に針江区のまちづくり協議会の一団体に位置づけられているが、生水の郷のある人物は「ここ数年で区との関係が良くなり一緒にやる活動も増えた」と述べている。しかしながら、依然として両者には距離がある。生水の郷と針江区は不定期であるが、合同会議をおこなっている。2008年1月に開催された第3回の合同会議の議事録にみる。生水の郷は区の役員のなかから数名に生水の郷の役員に入ってほしいと呼びかけている。しかし、区は生水の郷と活動を共にすることは難しいと述べているのである。その一方で、区は生水の郷に区の事業への協力を依頼し、生水の

郷は全面的に協力すると答えている。生水の郷は針江区のまちづくり協議会の一団体に位置づけられてはいるものの、両者の立場は明確に異なっていることがわかる。

(14) ここで軌道修正というのは、本章で述べてきたように、針江集落の住民の生活実感からはなれない観光実践となるよう努力してきたことである。生水の郷は、事例で記述した以外にもさまざまなかたちで針江区や集落の人びとに働きかけを続けているが、本章では観光実践に絞って論じてきた。

第五章 観光によるコミュニティビジネス における非経済的活動の意味

－滋賀県高島市針江集落における水資源を利用した観光実践から－

本章では、第四章に引き続いて、観光によって地域が葛藤するなかで地域住民規範がどのように再形成されていくのかを検討する。観光に取り組む組織の対応に注目することで、地域社会が受容できる観光のあり方を検討していく。

1. 地域の社会秩序を乱すコミュニティビジネス

本章はコミュニティビジネスとして観光に取り組む地域社会の事例を取り上げる⁽¹⁾。事例地である滋賀県高島市針江集落では、年間1万人近い観光客が訪れ、観光客数とそれによる売上が右肩上がりで増加してきた⁽²⁾。ところが人びとは売上増加を単純には喜ばず、それ以上の経済的な成長を望まないで、非経済的な活動に力をいれている。コミュニティビジネス組織が非経済的活動にも力をいれるというのは、地元としても望ましいはずである。ところが実際は、かれらは、大きくはふたつの批判を地元から受ける。そして最終的にはかれらはその批判を真摯に受け止めて、地元から評価されていくことになる。そこで本章では、地元住民のこの組織に対する受容プロセスを分析することを通じて、コミュニティビジネス組織がどのような非経済的活動に取り組むことで地域社会に受容されていくことになったのかを明らかにしたい。

一般的にいえば、コミュニティビジネスは、地域社会において経済的利益を追求し、その事業活動を通じて地域社会に貢献することを目的としたものと理解されている⁽³⁾。したがって、そこには複数の期待が込められている。主として強い関心を抱いてきた経済学、経営学、産業社会学などの議論をまとめると大きく三つに分けられる。ひとつは、地域経済の活性化の担い手として⁽⁴⁾（たとえば、細内, 1999; 高寄, 2002）、ふたつ目は、地域の課題を引き受ける「政府と市場の中間エリアである新しい『公』の担い手」として（たとえば、金子, 2003; 櫻田, 2002; 新川, 2002; 藤井, 1998）、三つ目は、地域レベルでの雇用促進の受け皿として（たとえば、加藤, 1999; 玄田, 2003; 小林, 2006）の期待が込められるのである。

このように多様な期待が込められる新しい概念であるから、その定義も論者によって厳密には異なる。とりわけ、わが国においては、「コミュニティビジネスの概念を敢えて厳密に捉えないことにより、コミュニティビジネスという考え方を普及させるところに積極性

を見いだす論調が多」（橋本，2007：17）かつたためである。あえてそのなかに共通項を探せば、以下のようなになるだろう。すなわち、コミュニティビジネスとは、「コミュニティに基盤を置く経済活動」であり、「（1）コミュニティ内の活動であること、（2）コミュニティの課題に着目すること、（3）コミュニティの資源を活用すること」（渥美，2002：28）をその要件とすると理解しておけばよいだろう。

このように理解すると、異なる二つの目的を両立させようとしていることに気づくだろう。そのことを「本質的な矛盾」と指摘するのは、産業社会学者の橋本理である。いわく、「コミュニティビジネスには、『コミュニティ』という言葉に代表される社会的な要素の追求の側面と、『ビジネス』という言葉に代表される事業活動を通じた剩余（利益）の追求の側面があり、この両者の関係をどのように理解すべきか、という問題があるのである」（橋本，2007：36）。すなわち、コミュニティビジネスは本質的に矛盾する性格をもっており、社会的な要素を追求しすぎると経営的には安定せず、経済的利益を追求すれば、社会的利益の追求がおろそかになるおそれがあるのである^{（5）}。したがって、社会的要素の追求を第一義的目的とし、「営利目的に転化してしないかをチェック・統制することが基本的な課題」（松本，2009：105）とされる。ゆえに、チェック・統制を担う存在として外部のボランティアの必要性が指摘されたり（渥美，2002）^{（6）}、地域社会との連携が不可欠であると論じられてきたのである（山崎，2001）。つまり、「本質的な矛盾」による問題はコミュニティビジネスの活動理念をめぐる経営上の課題として克服されることが目指してきたのである。

これらの議論をふまえるならば、本章の事例地におけるコミュニティビジネスがそれ以上の経済的成长を望まないことも、営利目的へと転化したことへの軌道修正と捉えることもできそうである。しかしながら、針江集落におけるコミュニティビジネス組織が批判を受けてまでも非経済的な活動に力をいれているのは、経営上の課題とは異なる問題に対応したものであると考えられる。というのは、地域社会における自然資源がコミュニティビジネスの対象とされているからである。このことを理解するために村落社会学と環境社会学の研究蓄積をみていこう。

村落社会学では必ずしもコミュニティビジネスという言葉を使用していないが、地域社会が地域の資源を利用して事業をする際の課題に注目してきた。村落社会における自然資源は生業だけでなく生活に欠かせない資源である。村落社会が「ストックを超える利用を厳しく制限していること、ある範囲内で平等性を意識して」（池上，2007：22）きたのは、それが共有資源であったからである。ところが、地域社会が自然資源を活用して、事業をはじめることになれば、この資源利用のルールが崩れるようになる。新たな事業のはじま

りが新たな資源利用の機会をつくり、地域資源の利用をめぐって住民同士が競い合う状況が生まれてしまうのである⁽⁷⁾。そのことによって、現場では「地域が分裂したり、人びとの労力が浪費されたりする」(徳野, 2008 : 67) という指摘がなされるようになっているのである。

この課題を検討するには環境社会学におけるコモンズ研究が役に立つように考えられる。というのは、コモンズ研究ではハーディン (Garrett Hardin) の提起した「共有地の悲劇」モデルへの反証として、地域社会がつくりあげてきた共有資源の利用と管理の仕組みにこそ注目がなされてきたからである（井上・宮内編, 2001 など）。井上真が「資源の所有にはこだわらず、実質的な管理（利用を含む）が共同で行われることをコモンズである条件とする」(井上, 2001 : 11) と述べるのは、資源利用の背後にある社会関係を規定する資源管理の仕組みに关心を寄せてきたからである。それゆえ、宮内泰介は人と自然との関係についての人ととの間の認知や合意の「歴史的ストック」(宮内, 2001 : 158) に注目し、藤村美穂は村落社会における人びとの働きかけがたんに自然資源に対するものではなく、村落内の社会関係に対するものであることを指摘してきたのである（藤村, 1996）。すなわち、これらのコモンズ研究の指摘をふまえれば、コミュニティビジネスが地域社会の分裂を招くという課題は、たんなる資源利用の競合機会の創出というよりも、自然資源の利用と管理をめぐって人びとがつくりあげてきた人間関係、あるいは社会関係といった地域資源をめぐる社会秩序を壊す問題であると捉え直すことができるであろう。

とするならば、そこで問われなければならないのは、コミュニティビジネスによる自然資源へのかかわりがどのようなものであれば、地域社会のなかで社会的に認知・承認されていくのかということである。すなわち、「レジティマシー（正統性）獲得のプロセス」(宮内, 2006 : 19) が問われていると言い換えることもできよう⁽⁸⁾。本章で取り上げるコミュニティビジネスが非経済的活動に注力するのはこのこととけっして無関係ではない。そこで先にも述べたように本章は、地域資源をめぐる社会秩序を壊すことになったコミュニティビジネスが住民に納得して受け入れられることになったプロセスを示していくことにしたい。

2. 針江集落におけるコミュニティビジネス

2. 1. 針江集落でみられるカバタ

本章の事例地である滋賀県高島市新旭町針江集落は、琵琶湖の北西部に面したおよそ170 戸 660 人の農業集落である。人びとは農業と漁業を主たる生業としてきた。集落は比

良山系から流れる安曇川の扇状地の北部にあたり、古くから水に恵まれた地域であった。人びとは竹や鉄管を地中 23m 前後の深さに打ち込んで自噴させた水を利用してきた。この湧水を「生水（しょうず）」と呼び、いわば台所にあたる「カバタ」という水利用施設を設けて、飲用水をはじめとする生活用水全般に利用してきたのである⁽⁹⁾。

カバタは 2、3 の水槽が連なったものであり、用途によって使い分けがされている。まず水の湧き出す水槽は「モトイケ」と呼ばれ、飲用、炊事、洗面に使う。2 番目の水槽は「ツボイケ」と呼ばれ、すすぎ洗いや野菜の冷蔵に利用される。3 番目の水槽は、「ハタイケ」と呼ばれ、汚れものの洗い場となる。通常はコイが飼われている。

集落内に存在するカバタは二種類ある。ひとつは、母屋から離れて水路に面して小屋掛けに建てられた「外カバタ」である。もうひとつは、母屋のなかの台所として部屋が設けられた「内カバタ」である。どちらのカバタも集落内を縦横に張り巡らす水路に直結している。

針江集落に特徴的なことはカバタが私有地に存在しているということである。各家庭の台所として利用がなされてきたからである。針江集落では、全 170 戸に対してじつに 110 戸においてカバタが利用され続けている（2012 年 12 月時点）。もっとも、かつてはカバタを所有し、現在は埋めてしまった家でも、モトイケだけは残しており、そこから直接水道の蛇口につないで湧水を利用している場合もある。ゆえに、針江集落ではほとんどの家庭が湧水利用をしているのである。集落ではこの水資源を活用してコミュニティビジネスをはじめることになった。しかし、積極的に取り組まれたわけではない。いわば、受け身のかたちではじめられることになったのである。

2. 2. コミュニティビジネスへの経緯

2004（平成 16）年、集落のカバタが特集された NHK のドキュメンタリーパートが放映されたことによる。番組放送後から、カバタを一目見ようと多数の見学者が集落を訪れたのである。見学者の目当てとするカバタは敷地内にある。見学者は無断で敷地内に入り、住民とトラブルとなったのである。住民からは生活の不安や治安の心配の声が高まり、集落として対応する必要に迫られた。ところが、針江集落の自治会である「針江区（以下、区と略記）」はその対応を見送る。その理由は二つある。ひとつは、見学者の受け入れを拒む住民が少なくなかったこと。もうひとつは、区として見学者を受け入れる体制が整わなかったためである。区では住民が納得する対応をまとめることができなかつたのである。しかし見学者は減るどころかむしろ増えることになっていった。そこで住民の有志が立ち上がるうことになったのである。

立ち上げ人の中心となったのは、当時 50 代後半のある世代の「同期会」の仲間たちである。針江集落では小学生になると区の子ども会に入ることが慣例となっており、その学年の同期の仲間たちでつくるのが同期会である。親睦を目的とした組織であるが結束が強いのが特徴である。この同期会が中心となって、集落住民に協力を呼びかけていった。

この呼びかけには、26 人の住民が集まった。中心となったのは 50 歳から 65 歳の住民でつくる区の「壮友会」と 65 歳以上の「老人会」のメンバーであった⁽¹⁰⁾。なかには歴代の区長経験者も含まれていた。話し合いの結果、集落の課題としてキチンと対応をしようということで「針江生水の郷委員会（以下、「生水の郷」と略記）」という組織を立ち上げることになった。生水の郷初代の会長は、当時の壮友会の会長が務めた。テレビ番組の放送から 3 ヶ月後のことである。この組織は区の組織ではなく、住民有志の組織として結成されたのである。

2. 3. 生水の郷によるコミュニティビジネス

このような経緯があったため生水の郷は、二つの目的をもつことになった。ひとつは、見学者から集落を守ること。もうひとつは、見学者を排除せずに受け入れることである。この二つの目的を両立させるために考案されたのが、見学者にガイドをつけてカバタを案内していく「見学ツアー」である。見学できるカバタは生水の郷に協力する家々のカバタである。この見学ツアーは有料（1,000～2,500 円／1 人）で実施することにした⁽¹¹⁾。つまり、針江集落におけるコミュニティビジネスとは、生水の郷によるこの活動を指している。

生水の郷は、見学者と住民との衝突という集落の課題を引き受け、有料の見学ツアーというビジネスを通じて集落を守ることを目指した。ただし、この有料ツアーが比較的高額な料金の設定となっている理由はたんなるお金儲けのためではなく、「高額な料金設定をすることで、できるだけ来るのを遠慮してもらおう」という狙いによるものである。一見すると矛盾するようにも考えられるが、かれらは素朴に見学者数の増加を期待しているわけではない。住民の生活に配慮することを理解したうえで、高額な参加料を支払ってでも訪れたい人を対象としている。すなわち、見学者の質にこだわった料金設定なのである。一般的に、コミュニティビジネスとしての観光には見学ツアーの運営とともに地域資源を活用した名産品の販売が想定されるが、針江集落ではそのような形態をとっていない。見学者向けの土産物屋を出店することは許されていないからである。これらの考え方を示すように、集落内のあちこちに掲げられた看板には「ここは観光地ではありません」と書かれている。生水の郷は地域の水資源であるカバタを観光資源として活用することで、コミュニティビジネスに取り組むことになったのであるが、そこには集落をけっして観光地化しない方針

が貴かれているのである（野田，2013）。

ここで収入の伴う生水の郷の経済的活動をまとめておこう。収益事業の柱は、「見学ツアー」である。付随する事業として、2006（平成18）年から集落内の空き家を再生した簡易宿泊施設「生水の郷体験処」

を運営している。1人1泊3,000円で1日1団体の限定である。針江を訪問する見学者は日帰りがほとんどであるため利用者はそれほど多くない。その他として、各メディアから得られる取材協力費（半日10,000円）、集落の盆踊りや秋祭りでの物品販売による収益がわずかながらある。

直近の2カ年（2010（平成22）年度、2011（平成23）年度）の収支の内訳を大まかにみておこう。収入の9割近くを占めるのは「見学ツアー」によるものである。残りが「生水の郷体験処」の宿泊費、取材協力費、物品販売の売上である。対する支出は6割を「見学ツアー」による事業費が占め、3割をボランティア人件費、残り1割が環境保全活動費である。

冒頭に述べたように、見学者数は右肩上がりで伸びており、年間1万人に迫る勢いである（図5-1）。同時に売上も観光客数に比例するように伸びている。同じようにこの2カ年の売上は1,000万円を超えており。生水の郷は素朴に見学者の増加を望んでいるわけではなかったが、ビジネスの観点からみれば、順調な成長をみせてきたのである。

3. コミュニティビジネスにおける経済的利益の還元

3. 1. 生水の郷に対する住民の不満

しかしながら、生水の郷によるコミュニティビジネスは、集落住民にとってはすんなりと受け入れられるものではなかった。たしかに見学者と住民の衝突という集落の課題を担ったことは評価できる対応であった。だが、実際にはすぐ後に述べるように住民は生水の郷が純粋に集落の課題を受けたとは考えられなかったのである。

一方の生水の郷は、ノウハウがないなかでの見学ツアーの運営は試行錯誤の連続であった。生水の郷の中心は壮友会の会員であったが仕事を抱えるメンバーも多く、実際には仕

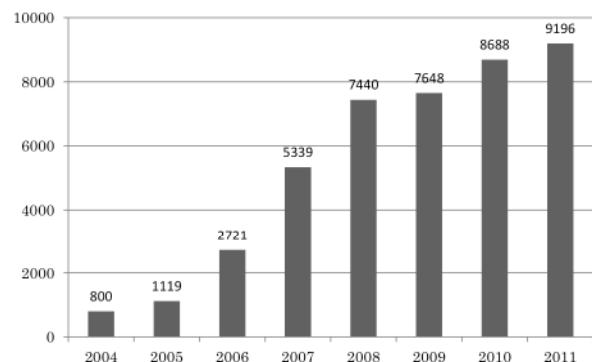


図5-1 見学者数の変化（人／年）

事からリタイアした老人会の人びとの協力を得ながら進めることになった。見学者を案内する仕事は足腰が弱ってきた高齢の人たちにとっては肉体的にも苦労するものであったが、それでも集落の課題を引き受けているという責任とやりがいを感じていたのだという。生水の郷としては、苦しいなかであったが、住民からもきっと評価されるものだと信じて取り組んでいたのである。ところが、住民からは思わぬ反応が返ってくることになったのである。

住民の意見は大きくは次のようなものであった。「集落の空間を使って勝手に金儲けをしている⁽¹²⁾」。「カバタや船着場は生水の郷がつくったものでなく、これまで集落の人びとが手を入れてきたものであるのだから、料金をとることはおかしいのではないか⁽¹³⁾」。これらの声に対して生水の郷は次のように理解した。集落住民には、あたかも生水の郷が集落の水資源を独占して経済的な利益を得ているかのように捉えられてしまっている。その誤解をとくために、得られた利益を集落に還元していくこうと考えていくのである。

3. 2. 集落への経済的利益の還元

生水の郷は住民の不満に対して、見学ツアーによって得られた経済的な利益をさまざまなかたちで集落に還元していくようになる⁽¹⁴⁾。金銭的な還元ではなく物品提供や区の活動への協力というかたちをとっている。具体的な事例を挙げれば、区の施設である公民館にコピー機を寄贈したり、老人会の建物にエアコンといった高額な物品を寄付している。これらは本来であれば、区や老人会が負担すべきものであり、それらは住民からの協議費や老人会費から算出されるものである。生水の郷はそれを肩代わりしてきたのである。また、区の行事である夏祭りや運動会、子ども会の行事などに生水の郷から定期的に差し入れがなされているし、集落内にある秋葉神社、観音様、愛宕神社、正傳寺への御供えも生水の郷からだされている。

ここで注目をしておきたいのは、寄付する先が子ども会や老人会など集落の社会的組織が単位となっていることである。これは特定の人びとに利益の偏りを防ぐためである。生水の郷は、住民の不満に対応するために、コミュニティビジネスによって得られた利益を平等に分配しようとしてきたのである。村落社会における資源の利用は平等性がその原則である。生水の郷はそのことを理解しており、集落の水資源の独占化という誤解を解くために、経済的利益を平等に還元して、住民の理解を得ようとした。ところが、住民から理解を得るどころか、批判を受けることになってしまった。なぜ住民から批判されることになったのだろうか。その理由を理解するために、集落におけるカバタの利用と管理の仕組みをみていこう。

3. 3. 針江集落におけるカバタの利用と管理の仕組み

先に述べたように集落の全170戸のうちのほとんどの家で湧水が利用されている。これだけ多くの人びとが利用し続けることができたのは、安曇川の扇状地であるという自然条件はさることながら、次に述べるような社会的な仕組みが注目される。

カバタの利用面からみていく。カバタは「用排水がセットになった仕組み」(牧野, 2007)であり、両隣のカバタと水路でつながっている。カバタを使う限りは汚れた水を下流に流すことになる。ゆえに、「カミの者は必ずシモのことを思って」利用することが必要となっているのである。したがって、いくら私有地であるからといってカバタは無制限につくつてよいものではなかった。一戸につき一つのカバタが原則である。カバタには水神様が宿るものであるからむやみやたらにつくってはいけないと親から厳しく教えられてきたと語る人もいる。もっとも場所によっては水量が少なかつたり、カナケ（鉄分が多く飲用に適さない）であったりするので複数つくることが許される場合もある。いずれもカバタの利用が生業と生活に利用されることを前提としている。生業とは異なる商業目的に利用されることはけっして許されていないのである。

続いてこの利用を支える管理の仕組みに注目していく。述べてきたようにカバタを使うかぎりは汚れた水を集落内の水路に排水することになる。そのため住民は年に1回の溝掃除と年に4回針江大川の掃除に取り組んでいる。溝掃除は各家のカバタに連なった用水の掃除のことであり、針江大川の掃除とは各用水が最終的に流れ込む川の掃除のことである。どちらも針江集落の自治会である針江区の行事であり、全戸参加を義務づけたものである。一時期には都合が悪く参加が難しい家庭は出不足金を支払うことで参加が免除されることもあった。しかし、それでは「お金を払えば免除される」と誤解されてしまい参加率の低下を招く恐れがあるため、それも取りやめになっている。カバタをもたず、湧水利用をしてない家も含めて各家庭から一人の参加が義務づけられている。各家庭内においてカバタは女性が管理するものである。針江集落に嫁入りすると、「嫁の仕事はこのカバタを守ること」と教えられるものであった。ゆえに、カバタの使い方の良し悪しは家庭内における嫁の評価ともなり、集落内でのその家の評価につながるものである。このような集落による規制を伴いながら人びとはカバタを利用しているのである。

3. 4. 経済的利益の還元に対する住民の批判

このようなカバタの利用と管理の仕組みをみておくと、経済的利益を還元したことに対する住民の批判も理解できるであろう。すなわち、住民は商業目的に利用されることが許

されないカバタを集落の課題の解決とはいえたコミュニティビジネスに利用することに不満をもっていた。そこで生水の郷は経済的利益を還元することでその不満に応えようとした。しかし、いまみてきたような集落のカバタの利用のルールからすれば、お金を払えば利用が許されるようなものではなかった。川掃除への出不足金による対応が取りやめになったことからも理解できるであろう。針江集落における水資源はけっして貨幣換算できるようなものではないと考えられてきたのである。もっとも生水の郷にとってもこのようなカバタの利用のルールは理解してきたことでもあった。

生水の郷では、かつて見学者からの要望に応えようと観光用のカバタをつくることを検討したことがあった。男性会員はこれに賛同したが、女性会員が大反対してこの案は却下された。なぜなら、カバタは「暮らしにいただくもの」なのであって商業目的の利用は許されないものと認識されていたからである。各家においてカバタを管理してきた女性陣の指摘に対して、男性陣も「大事なことを忘れるところやった」と深く反省をしたのだとう。このように生水の郷にとっても、同じ住民として認識をしてきたことであったが、経済的利益を還元していくことがそのルールを破ることになることまでは考えが及ばなかつたのである。

生水の郷は、経済的利益の還元に対する住民の批判を真摯に受け止めて、非経済的活動に取り組んでいく。それはいまみてきたようなカバタの利用と管理のルールをわきまえたうえでの対応である。すなわち、生水の郷は集落の水資源の利用は管理を担ってこそ許されるものであるから、資源利用を下支えしている管理を担っていこうと針江大川の掃除に取り組んでいくのである。

4. コミュニティビジネスにおける非経済的活動

4. 1. 資源管理の担い手を目指した非経済的活動

生水の郷は住民からの理解を得るために率先して針江大川の掃除に取り組んだ。清掃場所には針江大川の最下流部を選んだ。琵琶湖に注ぎ込む手前にある小さな内湖であり、住民からは「中島」と呼ばれている場所である。この場所は見学コース B にも選定されており、NHK のドキュメンタリーでも取り上げられた美しい水辺空間でもある。かつては大きな内湖であったが宅地開発に伴って縮小している。そこは 50 年ほど前まではマコモと呼ばれる抽水植物をとるために集落住民総出で藻刈りをした場所である。そのころは住民のほとんどが農業をしており、マコモは田畑の貴重な肥料であった。藻刈りの日には午前 11 時のサイレンを合図に競い合って藻を刈ったものだという。また、中島は集落の漁師の漁

場でもあり、子どもたちのおかずとりの場所でもあった。すなわち、集落住民の共同利用空間として住民の思い入れの深い場所だったのである。ゆえに、中島の管理も針江大川の管理として住民総出で藻刈りをした頃から区が担ってきた。したがって、この中島を漁場としてきた集落の漁師はただ利用するだけではなくて、藻の繁殖が目立てば藻刈りをすることもあった。この漁師は利用だけでなく管理を担うことでその利用権を確立させてきたのである。ただ、この漁師が引退をしてからは夏になると藻の繁殖が目立つこともあった。そこで生水の郷はこの場所の藻刈りを率先して引き受けようと考えたのである。

生水の郷は会員だけでは労働力が足らないと考え、外部からボランティアを募ることにした。たんなる清掃活動では人が集まらないだろうと、カバタの見学ツアーをセットにした藻刈りツアーを企画したのである。参加費はカバタの見学ツアーワンとして有料とした。ゆえに参加者が集まるかどうかは半信半疑であった。ところが、瞬く間に約百人の参加者が集まることになった。これは生水の郷にとっても思いがけないことであった。

当日の様子を新聞記事からみていく。「針江大川の藻刈りは、毎年地区を挙げて行なっているが今回、初めてボランティアの参加を得て、針江大川が琵琶湖に注ぐ場所にある中島自然池周辺の藻を刈った」(『京都新聞』2008年8月28日朝刊)。刈り取った藻は30トン近くになったようである。

この活動によって生水の郷は住民の評価を得ることができると考えていた。カバタの利用と管理の仕組みを鑑みれば、針江大川の管理を担ってこそ水資源の利用が理解されると考えていたからである。しかしながら、住民からはまたしても意外な反応が返ってくることになった。「オレたちはイヤイヤやるのに金払ってやりたい人がいるなんて信じられへん。それなら外部の人たちにやってもらえ⁽¹⁵⁾」と。このような意見が相次いだ。生水の郷はこれを耳にして「これはマズイ」と考えたという。というのは、針江大川の掃除は集落住民全員の仕事であったはずなのに、外部者に委託してしまってはそのルールを破ってしまうことになるからである。これまで針江大川の管理を担ってきた区としても、生水の郷の取り組みは評価できるものではなかった。その管理を一度でも生水の郷に任せてしまうと、集落の人びとがつくりあげてきた資源の利用と管理の仕組みを壊してしまうからである。それを許せば、川掃除に参加する人が少なくなり、簡単に外部に委託することさえできてしまう。集落住民がカバタを利用できるのは、年に1回の溝掃除、年に4回の針江大川の掃除に総出で参加して、住民全員でその管理を担ってきたからである。すなわち、カバタの利用にはいまなお村落社会が保持してきたいわゆる共同体規制がみられるのである⁽¹⁶⁾。

しかしながら、生水の郷の善意はもろくも集落に働く規制を破棄させてしまう行為として受け取られることになってしまった。こうして生水の郷は、てっきり針江大川の管理を

担うことでコミュニティビジネスとしてカバタを利用することも許されるものと考えていたのだが、かえって集落の資源利用の秩序を壊すものとして評価を下げることになってしまったのである⁽¹⁷⁾。

4. 2. 生活の充実を目指した非経済的活動

生水の郷は資源利用の秩序を乱したこと反省して、次のような非経済的活動に取り組んでいった。それは集落の資源管理からは周辺的にみえる活動である。しかし、そのことがかえって住民からの評価を変えることになっていった。

生水の郷は集落内に張り巡らされた水路にコイを放っていく。コイを放った場所は二箇所である。隣接する二つの集落から流れ込む水路が集落内水路と合流する場所と水深が深く汚れが溜まりやすい場所であった。この目的はどのようなものであろうか。それは水路をきれいにするためなのだという。各家のカバタではコイが飼われており、料理の残りカスや食べカスをコイが食べてくれるため、水をきれいにする役目を果たしているのだという。その習性を活かそうと考えたのである。すると、意外な効果があったのだという。「コイが掃除するし、人も掃除するようになった」と。コイを入れることによって住民の目線が水路に移るようになり、住民が掃除するようになったということである。民俗学者の宮本常一ははやくからこのような指摘をしている。いわく、「そのこと（筆者注：川にコイを放つこと）があの川をきれいにしようとする努力に繋がってくるのじゃなかろうかと思うのです。生き物がいることになると、あれを殺しちゃならないという気持ちが出てくる。川へいろんな汚物を捨てる、それをやめるように心がけるのではなかろうか」（宮本、2003：45）と。コイを放つことによって、子どもから大人まで関心をもって水路をのぞくようになったことが大きな収穫だと述べている。この活動は生水の郷単独のものではない。区と共同の活動として、コイを放っていたのである。

さらに生水の郷は区と共同でプランターを集落内に設置する活動に取り組んでいく。水路にコイを放つだけでなく、水路脇のあちこちに花を植えたプランターを置いていったのである。プランターには「針江区」と文字が入ったものと、「生水の郷」と文字が入ったものが並んで置かれている。プランターの花植えには区の役員と生水の郷のメンバーと一緒にになって作業をすることになったのである。

このふたつの働きかけも水資源に対するものであるが、先にみた川掃除とは狙いの異なったものと理解できる。生水の郷が水資源の管理を単独で直接的に担うものではないからである。これらの活動は集落の水資源の利用秩序を乱すものではない。そして生水の郷にとっても川掃除の取り組みとは認識が異なったものとなっている。というのは、この活動

は明確に区との共同事業と位置づけられたものだからである。あくまで区の活動なのであって、それを生水の郷として下支えしているという認識に立ったものなのである⁽¹⁸⁾。

4. 3. 住民の納得としての非経済的活動

これらの活動は集落の資源管理からすれば周辺的な活動である。しかし、集落の資源利用の秩序を壊さないように取り組んだ活動が、結果として、人びとの社会生活の充実を目指すような活動となっていることが注目される。生水の郷への批判として住民からしばしば聞かれたことは「オヤコのオヤを飛び越えてやっとる」というものであった。すなわち、コである生水の郷が水資源の利用を独占しようしたり、管理を担おうとしたり、オヤである区が率いてきた資源利用秩序を乱すことが問題とされ、地域は対立を抱えることになってしまったのである。しかしながら、区や住民が生水の郷を評価しつつあるのは、これらの周辺的な活動が集落における資源利用秩序を守ったうえで、集落に貢献していくこうという姿勢を感じとることができているからである。当初は生水の郷に否定的であった人物は「これだけ地域に貢献してくれるとは思わなかった。誰も文句はつけられんよ⁽¹⁹⁾」と集落の資源利用秩序を守ったうえで積極的に集落に奉仕しようとする姿を評価するのである。住民からすれば、生水の郷によるこのような非経済活動の取り組みがなされてこそ、コミュニティビジネスとしての見学ツアーが水という共有資源の独占化を狙ったものではないことが理解できるのである。

とはいって、生水の郷は、住民から全幅の信頼を得ているとはけっして考えていない。そこには依然としてある種の緊張関係が存在しているからである。それは区との関係にもあらわれている。2008年1月に開催された第3回目の針江区と生水の郷との合同会議の議事録をみていく。生水の郷はさらなる協力関係を築くために、区の役員から数名が生水の郷の役員に入るように呼びかけている。しかし、区はそれを拒否している。その一方で、区は生水の郷に区の事業への協力を呼びかけ、生水の郷は全面的に協力すると答えている。現在も両者は同様の関係にある。住民は生水の郷の集落への貢献を評価する一方で、「名誉欲があるようにも見えてしまう⁽²⁰⁾」と監視の目を弱めていない。生水の郷の会員数が設立当初の26名から全戸数の半数近い80名に増加したことは住民から一定の評価が得られていることを示している。しかし、それでも全戸参加にはいまだ至っていないのである⁽²¹⁾。

生水の郷は、住民からの評価を得ながらも依然として距離があることを認識している。だからこそ、コミュニティビジネスの柱であった「見学ツアー」という経済的活動ではなく、むしろ収益が伴わない非経済的活動への取り組みこそが、集落でコミュニティビジネスを続ける以上は欠かせないことだと考えているのである。ゆえに、それ以上の経済的な

成長を望むのではなく、秩序を乱さない非経済的な活動に力を入れる必要があると考えているのである⁽²²⁾。

これまでみてきたような針江集落における水資源をめぐる社会秩序とは、人びとの意識のなかで共有化されたものであるから目に見えるものではない。しかしそれが揺さぶられ、いったん崩れかけようとすると顕在化してくるものである。針江集落におけるカバタは一見すると私的なものであるようにみえる。しかし、いくら私有地に存在しているといつても、住民の認識のなかでは共有資源でありつづけているということである。針江集落において水資源は自然資源ではなくて集落の管理下にある社会的な資源なのである。ゆえに水資源を生水の郷のような特定のグループが管理することは許されることではなかった。水資源の利用には、いまなお共同体規制が働いているのである。針江集落における水資源の扱い手は針江区でなければならず、その針江区が扱い手でいることこそが住民が納得する仕組みであり続けているのである。

5. 結語

本章では、非経済的活動にも力をいれるコミュニティビジネス組織が住民から批判を受けるなかで、どのような非経済的活動に取り組むことで地域社会に受容されていくことになったのかを明らかにしてきた。

生水の郷は突然訪れることになった観光客への対応という集落の課題を引き受けるためにコミュニティビジネスをはじめるようになった。しかしながら、生水の郷による経済的活動があたかも集落の水資源を独占していくかのように捉えられ、批判がでることになった。針江区をはじめとする多くの住民たちは、集落の共有資源を独占して経済的利益を得ることに不満を募らせていたのである。生水の郷は住民の不満を解消するために、大きくはふたつの対応をみせた。

ひとつは、経済的活動によって得られた経済的利益を平等に集落に分配していく対応である。しかしながら、この対応は強い違和感を抱かせることになり、住民は納得しなかった。住民は集落の水資源はけっして貨幣換算できないものとして考えてきたからである。

ふたつ目の対応として、生水の郷は川の清掃活動といった資源管理を担う非経済的活動に積極的に取り組んでいった。集落の水資源管理の仕組みを鑑みれば、集落の水資源の利用はその管理を引き受けてこそ、利用が許されると考えたからである。ところが、このことは集落に働く共同体規制を破棄させる行為として否定されることになってしまったのである。

生水の郷は集落の水資源をめぐる社会秩序を理解して、それを乱さない非経済的活動に取り組んでいった。水路にコイを放ったり、プランターを設置するといった活動は、住民からみればたいへん周辺的な活動に見える。しかしながら、このようなありふれた仕事を担っていくことこそが住民の評価を得ることになった。生水の郷の活動が、集落内の社会秩序を理解したうえでの取り組みであり、集落住民の生活を充実させていくこうとする活動であったからである。

本章では先行研究において、ともすればコミュニティビジネスの経営上の問題として捉えられてきた「本質的な矛盾」という課題を、地域資源をめぐる社会秩序を壊す問題と捉え直して議論してきた。針江集落のように人びとの共有資源である自然資源を活用してコミュニティビジネスをはじめようとすれば、地域資源をめぐる社会秩序を乱し、地域の対立を招くことが避けられないようになっている。たとえそれがいくらコミュニティビジネスの理念を満たしているが、経済的利益をいくら地域社会に還元しようとも、人びとの十分な理解を得られるわけではない。

本章では、コミュニティビジネス組織が地域資源をめぐる社会秩序を壊さない非経済的活動に取り組むことによってはじめて、コミュニティビジネスが住民に受け入れられることが明らかにしてきた。本章の事例地では、生活の充実を目指すなりふれた非経済的活動が結果として、針江集落の魅力をつくり、コミュニティビジネスの成長にもつながっていたのである。

注

- (1) 本章の事例のような地域レベルでの観光はコミュニティビジネスの典型の一つとされる。農村におけるグリーンツーリズムはその代表例である（宮崎編, 2011）。また、各地域の伝統的な建造物や文化財を掘り起こして観光資源を開発する手法がとられている場合も多い（高寄, 2002）。本章の事例ではカバタがそれにあたるであろう。
- (2) 本章は2009年12月13日～2013年3月14日まで継続したフィールドワークにもとづく。
- (3) なお、コミュニティビジネスを進める主体については、多種多様な法人形態の組織が想定されている。重要なのは、組織の種別ではなく事業のあり方だからである。
- (4) 日本におけるコミュニティビジネスの議論を先導してきたのは細内信孝（1999）であ

る。

- (5) 社会的な課題の解決を目指した NGO、NPO などの非営利組織がコミュニティビジネスに乗り出そうとしている背景には「使命の完遂を求めればこそ、むしろ強烈に収益の安定が模索される」(渥美, 2002 : 31) のであり、その一方で、コミュニティビジネスの経営的な安定を目指せば、「事業を行うことが第一義的な目的になり（コミュニティビジネスの商業化・企業化）、コミュニティのニーズを解決するという組織目的が軽視され、その結果として組織特性も損なわれ」(松本, 2009 : 95) ることが課題となっている。
- (6) 社会心理学者の渥美公秀は、通常のビジネスであれば、その収益の多寡によって活動の意義を確認することもできるが、コミュニティビジネスの場合にはそれができないと述べる。そこで、ボランティアによる「当たり前の再点検」を提案する。ボランティアを引きつけるのは、有償か無償かという論理ではなく、そのコミュニティビジネスに意義があるかどうかにかかっているからである (渥美, 2002 : 33)。
- (7) 自然資源に注目すると、コミュニティビジネスの成功事例として名高い徳島県上勝町の「葉っぱビジネス」では、日本料理を彩るつまものとして草木の葉や花がその資源となるし (横石, 2007)、緑豊かな山村ではミネラルウォーターとして水がその資源となる (鳥越, 2004)。また、自然資源に限らなければ、地域の文化的資源でもある「祭り」の観光化という新たな資源利用をめぐって地域が葛藤することが報告されつつある (たとえば、安藤, 2002 ; 芝村, 1999 ; 蘇理, 2007 など)
- (8) これまでのレジティマシーの議論はどちらかといえば、地元住民と都市住民をめぐる事例に注目してきた (たとえば、宮内編, 2006)。というのも旧来の資源管理主体の弱体化という問題に対して期待が込められたものもあるから、いかにして都市住民が自然利用の正統性を得ていくのかが課題とされていたからである。それに対して本章は同じ地元住民における新たな資源利用をめぐる対立の課題を論じていく。
- (9) 針江集落では 1982 (昭和 57) 年に上水道の供給が開始されている。昭和 40 年頃に整備された他の地域に比べて遅れての整備となったのは、住民による湧水利用がさかんであったからである。ただ湧水はかかる心配があつたり、お風呂やトイレによっては水圧が必要なため上水道が接続されている家が少なくない。下水道は、1997 (平成 9) 年に整備された。それまでは浄化槽で対応してきた。
- (10) 針江集落では、小学校に入学すると「子ども会」に入る。男子は学校を卒業すると「青年団 (消防針江班)」に入り、50~65 歳では「壮友会」に入る。65~80 歳になると「老人会」、80 歳を超えると最高齢の 12 人で構成される「大人衆 (12 人衆)」に入

る。いわゆる年齢階梯制がみられる。

- (1 1) 見学コースはA、Bの二種類ある。A コースは10軒程度のカバタを見学するコース。B コースは針江大川の船着場を見学するコースである。各コースが 1 人 1,000 円。A と B の両方をまわるコースは 1 人 2,000 円、それに軽食が付く定期コースは 1 人 2,500 円である。
- (1 2) (12) 2013 年 3 月 11 日、A 氏への聞きとりから。
- (1 3) (13) 2011 年 4 月 9 日、B 氏への聞きとりから。
- (1 4) この考え方は生水の郷の設立当初からみられるものであるが、集落に満足いく経済的利益の還元の試みがなされてきたのは 2007 年頃からである。また、直接の集落への還元ではないが、生水の郷の会員であるボランティアスタッフへのお礼は現金ではなく高島市内のみで流通する地域通貨「アイカカード」である。広く地域に利益を還元したいという考えによる。なお、ボランティアガイドへのお礼は、ガイド 90 分で 500 円のアイカカード 1 枚であり、平均的には 1 人あたりの 1 カ月の人件費は 1 万円程度である。
- (1 5) 生水の郷では、藻刈りは外部のボランティアの力も借りつつも、生水の郷会員を主体とした非経済的活動であると認識をしている。参加費は有料であったが、それはカバタの見学ツアーの参加料金分であったからである。しかし、一部の住民たちからは、あたかもお金を払ってまで藻刈りをする参加者がいるように捉えられていた。以上は、2012 年 3 月 25 日、C 氏への聞きとりから。
- (1 6) 共同体規制は、生産にかかわる共同労働としてあらわれたり、集団内での規範意識というかたちであらわれることもある（福田、1977）。用水規制もその典型の一つである（住谷一彦、1953）。一般には共同体規制は近代化のなかで否定的に捉えられてきた（大塚、1969）。五十川飛曉は現代の地域社会における環境保全の現場でも、いまなお必要な社会秩序として機能していることを論じている（五十川、2013）。
- (1 7) 生水の郷はそれ以降、区との協力関係を強化している。針江大川の管理にかかわることには資源利用の秩序を壊すことのないよう、あくまで区が主導する清掃活動に協力をするかたちにしている。集落住民に向けた生水の郷の広報誌『かばた通信 No.6』2009 年 8 月 9 日第 6 号にみる。「7 月には、大川下流中島の藻刈りと柳枝切りで 2 回。5 月の区大川掃除の時、房藻の繁茂により 1m 程に狭くなった所に、藻上げ場で漏れ流れた藻が大量に中島にとまりました。区役員の方が処理されたこともあり、川掃除前に区役員の方と合同で行いました。当日は船を三隻使い、船上からと房藻の上に敷いた板に乗り、沈みながらの作業、大勢の方のお力、ボランティアも含め 70 人により、

水路を広くすることができました。積み出した藻の量は後日行った柳の枝を合わせるとダンプトラック約 20 台にもなりました」とある。このような文章からも、あくまで区の行事に参加協力をしている立場であることを読み取ることができるであろう。

(18) これらの活動は 2008 年頃から取り組まれたものであるが、住民に認知され、評価されはじめるのは 2010 年頃からである。

(19) (19) 2011 年 4 月 9 日、B 氏への聞きとりから。

(20) (20) 2013 年 3 月 11 日、A 氏への聞きとりから。A 氏によれば、生水の郷の活動を評価しながらも、住民が満足するためには、区との協力関係を強化していく必要があるのだという。

(21) 会員数は 20012 年 12 月の時点。会員は各戸から 1 名が基本である。実際には生水の郷に理解を示していても高齢であったり、仕事が忙しく活動に参加できないという理由で会員にならない人も少なくない。

(22) そのことを示すように、生水の郷では 2008 年頃から「針江里山水博物館」構想を打ち出している。この構想によれば、針江集落を学習の場として丸ごと博物館と見立てるというものである。ただし、博物館といつてもハコモノをつくるのではなく、水辺のある里山としていまある住民の生活を保全していこうとするものである。そのためには、住民が満足する生活保全活動や環境保全活動といった非経済的活動に取り組む考えが示されている。これらの考えは集落住民に配布する広報誌『かばた通信』でも説明がある。なお、この通信は 2007 年 4 月から不定期で発行され、2013 年 3 月までに通巻 8 号が発行された。

第六章 結論

1. 本論の目的と研究視角

本論の目的は、地域社会が新たに取り組みはじめた観光が何ゆえに近代観光の根本にある観光客の自由や自発性を制限しているのかその理由を明らかにすることであった。地域社会が地域の水資源を利用して取り組む新しい観光実践から、オルタナティブな観光のあり方を模索するためである。

本論ではこんにちの観光研究の課題を次のように整理した。すなわち、近代観光の根本にある観光客にとっての自由とは、地元の地域社会の犠牲のうえに成り立っていることが明らかにされ、それを解消するために地域の内発性を軸とした観光が模索されることになっている。ところが、現場の地域社会はダメージを受けており、観光に取り組もうにも、観光の独自性を形成することに苦心しているのが現状である。このことに、これまでの観光研究では二つの立場から答えようとしてきた。ひとつは、地域住民の「主体性」にポイントをおく研究である。観光の独自性をつくるためには、自ら積極的に地域文化をつくりあげる地域住民の主体性を肯定的にとらえ、それを鼓舞する立場である。しかし、住民からは日常生活と観光が乖離することに違和感が発せられはじめた。そのことによって、観光が停滞したり、地域の対立を引き起こすことになったのである。このような地域課題を踏まえて登場してきたのが地域住民の「価値明示」にポイントをおく研究である。住民が主体的であることよりも住民の価値基準と合致する観光のあり方を模索してきた。本論では、この立場からの観光研究の必要性を主張したうえで、「地域住民規範」に注目して住民の価値基準を把握しようとした。すなわち、本論でとりあげる地域社会が近代観光の根本にある観光客の自由を否定して観光に取り組む理由を、地域住民規範を通じて明らかにしようしてきたのである。

では、各章の事例の分析を通じて得られた知見をまとめいこう。

2. 各章の事例研究から得られた知見

第二章では、まず地域の水資源をめぐって地域社会に立ち現れる地域住民規範とはどのようなものであるのかを理解していくために、あえて災害という極端な事例を位置づけた。事例としたのは、福島第一原発事故によって被災した福島県川内村の沢集落における山の神水道組合である。川内村では、全村避難を余儀なくされ、村人は離散状態となった。およそ1年後には、村は帰村宣言をして行政サービスを再開したものの、原発事故から3年

経った現在でも帰村者はおよそ半数にとどまっている。つまり、この3年の間に地域社会は存続が危ぶまれる危機に直面することになっていたのである。そのことを示すように、沢集落では自治会組織も機能停止に陥っているし、葬式組合といった他の生活組織を解散させている。そのような状況のなかで、人びとは何ゆえに水道組合を存続させるのか、その理由を明らかにしてきた。その理由は、この水道組合が住民の生活を包括する生活組織としての受け皿に適合していたからである。

事例の分析でみえてきた地域住民規範の特質は次の二点にまとめられた。ひとつは、この組織が沢水の利用と管理を通じて構成員である住民の生産と生活にかかわる包括的な機能を担ってきたことである。二つ目は、構成員の平等性に配慮した組織であったことである。これらは住民の生活組織としての基本原則を兼ね備えたものであった。すなわち、人びとが葬式組合や祭祀組織といった他の生活組織ではなく水道組合を残そうとしたのは、地域の水資源という住民の生産と生活にもっとも不可欠な資源であり、平等性が担保されなければならない資源の管理組織だったからである。ここでは、地域の水資源をめぐる人びとの地域住民規範を明らかにした。

第三章では、地域の水資源が観光化していく事例として、秋田県美郷町六郷地区と富山県黒部市生地地区の二つをとりあげた。どちらも類似の条件下にありながら、異なった住民対応が生じた理由を明らかにした。すなわち、地域の洗い場の観光化によって、六郷地区では住民の利用がなくなり観光資源としての魅力を喪失したのに対して、生地地区では、地域住民の洗い場利用とその観光を両立させて、魅力的な空間をつくっている。この違いが生じた理由は、洗い場に対する地域住民規範を観光に活かせたかどうかということになる。ここでみてきた地域住民規範とは次のようなものである。

ひとつは、二つの事例地における洗い場の管理組織とは從来のコモンズ論ではあまり評価されてこなかったルースな組織であるということである。本章ではこれを世話役型組織と名づけたが、管理組織の実態は、ときに構成員も曖昧で、一人の女性の世話役が差配するような組織なのであった。一見すると、世話役型組織はキチンとした組織ではないため、その存在を見逃しがちである。六郷地区ではその存在を見逃すことになり、行政は外部の清掃業者に洗い場の管理を委託した。このことを皮切りにして、行政は洗い場の観光資源化を進めた。その結果、住民の利用が失われたのである。生地地区では、行政は観光化を推進したものの、洗い場の管理は世話役型組織に任せており、行政はそれをサポートするかたちをとっている。生地地区の世話役型組織は利用を充実させながら管理を強化しようとしているのであった。ここに二つ目の地域住民規範を学びとることができる。すなわち、人びとの洗い場の利用と管理は一体化されたものであって、けっして切り離すことはできないものと考えられてきた。それを行政は切り離せると理解し、住民の管理を奪うことで

住民の占有してきた利用さえもが崩れることになったのである。

このように第三章では、地域住民規範が観光政策の現場でどのように位置づけられ、観光の独自性の形成とどのようにかかわっているのかを明らかにした。

第四章と第五章では、地域の水資源を利用して観光まちづくりに取り組む滋賀県高島市針江集落の事例をとりあげた。針江集落には、「カバタ」と呼ばれる湧水施設を目当てに年間1万人近い観光客が集落を訪れている。ところが、当初は人びとが取り組む観光をめぐって集落を二分するほどの対立が起こった。その原因と対立解消への対応に注目した。

第四章では、集落で生じた地域葛藤に焦点を当て、観光に取り組む組織が住民の地域住民規範を参照しながら観光実践を修正させていく過程を分析した。この組織は、観光客からの要望に応えようと、見学ツアーで提供する食事を豪勢にしたり、観光用のカバタの設置を検討していくが、地域住民規範に照らして相応しくない行動を自ら禁じていった。まるで懐石料理となった昼食のサービスは取りやめになっているし、観光用のカバタ設置も見送られることになった。つまり、この組織が参照した地域住民規範とは、カバタは住民の生活以外の利用が許されないこと、そして、針江集落を観光地とすることは許されないということであった。

現在の観光まちづくり論では、地域住民が一体となって主体的に観光に取り組むことが望ましいとされている。その議論を踏まえるならば、第三章でとりあげた六郷地区は、いっけんすると住民が主体的でなかったから観光がうまくいかなかつたようにもみえる。しかし、生地地区や針江集落の事例からわかるように、地域住民規範の存在を見過ごしてしまったことが問題だったのである。地域社会はつねに一体となって主体的に観光に取り組んでいるわけではない。地域はむしろ第四章でみたように、葛藤を抱えることになるからである。しかし、この地域の葛藤はけっしてマイナスではなかった。この葛藤によって、人びとは地域住民規範を参照しながら観光実践を軌道修正させることになったからである。つまり、地域住民規範の存在は、観光地の俗化を防ぐことになっていたのである。

第五章では、住民から観光に取り組む組織に向けられた二つの批判を詳細に検討することによって、地域社会が受容できる観光のあり方を検討した。その際に注目したのは、針江集落における地域住民規範の変容と再形成の過程である。分析の結果、明らかになったのは針江集落の水資源とは、①けっして貨幣換算できない資源であること、②いまなお共同体規制が働く社会的資源であるということである。人びとが取り組む観光はこの規範を逸脱することになり、住民に批判をされることになった。しかし、人びとは反省をして、この規範を破らない地域活動に取り組んでいく。具体的には、水資源は共同体規制が働く資源であることを理解して、自治会との協力を強化して川の清掃活動に取り組んだ。また水路にコイを放ったり、プランターを設置していくような周辺的な活動にも取り組んだ。

これらの活動が住民から評価されたのは、規範を順守したうえで、地域住民の生活を充実させるような活動であったからである。これらの取り組みの結果、観光が地域社会に受容されていったのである。

ところで、針江集落の水をめぐる地域住民規範とは、いつも住民全員が自覚的であるわけではなかった。しかし、搖るがされたり、逸脱されようすると顕在化してくるものなのであった。したがって、この規範も常に変動するものであり、再形成されるものといえる。本章では、観光に取り組む人びとが、住民の理解を得るために取り組んだ地域活動を通じて、規範が立ち現れ、再形成されていく過程を分析した。

それでは、各章から得られた知見をまとめながら、本論の問い合わせに答えていこう。

3. 地域住民規範がつくりだす観光の独自性

本論でとりあげた地域社会は、地域の水資源を利用した新しい観光に取り組んでいた。そこに共通にみられたのは、地域住民規範を参照しながら実践する人びとの姿である。では、なぜ人びとは地域住民規範を絶えず参照する必要があったのだろうか。

その理由は、観光の対象が地域の水資源であったからである。事例としてとりあげてきた湧き水や洗い場といった地域の水資源は、地域の共有資源である。環境社会学ではこれをコモンズとして議論してきた（井上・宮内編, 2001）。地域の水資源は、人びとの生産や生活に必要なコモンズであったからこそ、人びとはそこに規範を介在させてきたのである。ただし、そこで立ち現れていた規範を過去の慣習の残存として捉えることは正しくない。第五章でみてきたように、地域住民規範は、絶えず変化し、再形成されるものだからである。人びとは、生活条件に応じて立ち現れる地域住民規範に拘束されながら観光に取り組んでいたのである。

このことを理解したうえで、本論の問い合わせに立ち返ってみよう。地域社会の人びとは、何ゆえに近代観光の根本にある観光客の自由や自発性を制限した観光に取り組んでいたのだろうか。この問い合わせには次のように答えたい。なぜならば、人びとは、拘束性の立ち現れる水資源を利用して観光に取り組んでいたからである。ゆえに、この規範を破る使い方をしてしまえば、地域社会の秩序が崩壊することになるからであった。それを避けるために、観光客の自由や自発性を制限した観光に取り組んでいたのである。つまり、地域の水資源を活用して観光に取り組むとすれば、立ち現れた地域住民規範を観光実践にも適用せざるを得ないのである。本論でみてきた観光の現場では、観光客さえも地域社会の拘束性をまといながら、観光に参加していたのである。

しかしながら、このような拘束性は、けっしてマイナスなものではなかった。というの

は、地域住民規範にみられた拘束性こそが観光の独自性を形成していたからである（第三章、第四章、第五章）。そして、観光客にとっても、地域住民規範の存在に触れることではじめてそのおもしろさが理解できるものでもあった。針江集落を訪れる見学者は、厳格なルールが課せられ、自由な行動は制限されている。見学ツアーで指定されたカバタ以外を覗き見ることは禁じられているし、水を汲めるカバタも限定されている。過去には、ルールを破る観光客は集落から追い出されることもあった。集落には食堂や休憩処も土産物屋もないため、観光客は不満を感じるようにもみえる。しかしながら、そのことが観光客にはむしろ歓迎されていたのである。じっさいに見学ツアーに参加すると、集落の人びとが厳しく観光客の自由を制限する理由が理解できるからである。観光客は、自由を制限されるなかで、カバタをまなざしてみると、それはたんなる湧き水なのではなくて、地域住民に共有された「カバタ」の意味を理解できるのである。針江集落を訪れる観光客数が右肩上がりで増加しているのは、そのおもしろさが人びとに理解されているからである。つまり、このような拘束性こそが針江集落の観光の独自性を形成していると言い換えることができよう。このような主張は、現在の観光まちづくりの議論に照らしあわせてみれば、たいへん異質にみえる。

なぜなら、観光まちづくりの議論では、観光を契機として新しい組織化、価値観をつくりあげることが期待されているからである。すなわち、観光まちづくりは「それまでの伝統的社会関係を、自立する個人の協働的社会関係に再構成する過程」（安村，2006：104）と議論されているのである。観光社会学者の安村克己は、わが国の“まち”と“むら”を比較して、むらの相互扶助は住民の主体性よりも、伝統や慣習や規範などの社会的文脈から存立しており、そこには住民の自治が存在しないと指摘する。したがって、観光まちづくりという場は、そのことを刷新して、新しい社会関係の形成を画策する画期的な場となることを主張している（安村，2006：102-103）。ところが、本論で論じてきたことは、この主張とは真逆のことである。もっともこれらの伝統や慣習や規範などは近代化のなかで克服すべきものとされてきた（たとえば、大塚，1969）。観光においても、拘束性が邪魔をして、個人や地域社会の独自性が發揮できないという考え方もあるのだろう。

しかしながら、それでもなお、本論は地域住民規範を明示した観光の可能性を主張しておきたい。このような主張は有賀喜左衛門の議論とも重なるものである。有賀はいう。「規範は個人の創意を制約することは明らかであっても、個人を拘束する側面だけを強調することは誤りである。他の面では規範は個人の行動の地盤であって、個人の創意はこれを媒介とせずにはあり得ない」（有賀，1971：160）と。本論では観光の場で発露した地域住民規範の拘束性が、観光の独自性をつくりだしていたことを明らかにしてきたのである。

ところで、本論がとりあげたような地域の水資源を利用した新しい観光が、つい最近に

なって「アクアツーリズム」と呼ばれはじめるようになってきた⁽¹⁾（石森, 2011）。まだその定義さえも定まったものではないが、本論ではアクアツーリズムの一つの可能性を論じてきたつもりである。本論ではとくに湧き水という水資源の観光利用に注目してきたが、地域社会の水資源は所有権が不安定なものといえる。現在のわが国の法体系では、湧き水は地下水として、その土地に付随するものであると解釈されている⁽²⁾（金子, 1984）。ところが、この湧水が河川に流れこむと、河川の流水として「公物」となり、公的規制の対象になる。すなわち、法律上の解釈をみれば、地域の水資源は、私的所有と公的所有のあいだをつねに揺れ動いてることになる。しかし、本論でみてきたように、観光に利用されることが規範からの逸脱とみなされると、地域社会の共的資源であることが強烈に顕在化してくる。

このようにみるならば、地域の水資源は「公」「共」「私」という三区分のなかでつねにせめぎあっている資源であるといえるだろう⁽³⁾。このことは、地域にある自然資源のなかでも極めて特徴的なことである。本論では、このせめぎあいのなかで立ち現れる地域住民規範の存在がアクアツーリズムの魅力をつくりだしていることを示してきた。本論は、アクアツーリズム研究のささやかな試みのひとつである。

注

- (1) 「アクアツーリズム」は、現段階では、水辺や温泉地といった「水」にかかわる空間で展開される観光の総称として呼ばれているにすぎない。観光文明学者の石森秀三（2011）は、アクアツーリズムへの期待のひとつに地域主導による「自律的観光」を挙げている。
- (2) その法的根拠とされるのが、民法二〇七条である。そこでは「土地の所有権は法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ」とされる。
- (3) 「公」「共」「私」という三区分の議論をはじめたのは、経済学者の室田武（1979）である。室田はコモンズ研究への関心から、国家や行政が管理する「公」の領域、個人や企業は支配する「私」の領域に対して、地域住民による共同管理がみられる「共」の領域があることを指摘した。

補論 雪崩常習地住民の雪崩予測の技能

—福島県檜枝岐村の雪崩災害史—

本章では、日本有数の豪雪地帯として知られる福島県檜枝岐村の人びとの雪崩災害対応をとりあげる。ヤマに生きる獵師のローカルナレッジが地域住民規範へと転用されていく場面に注目していく。なぜ災害の事例なのかその理由を補足的に述べておこう。第二章から第五章までは大きくは地域内の水資源の利用という自然利用のプラス面を扱ってきた。ところが、地域の水資源と人びとのかかわりに目を向けてみれば、恵みを受けとる一方で、災いにもあってきたことがわかる。そこで、補論では自然とのかかわりのマイナス面に目を向ける。檜枝岐村の人びとにとって雪は、雪解け水として生活用水に利用する恵みでもあり、雪崩という災害を引き起こす恐ろしい存在なのであった。

1. なぜ人びとは雪崩予測ができるのか

地域社会における人びとの生活は歴史的にみると災害と背中合わせであった。本章ではわが国の東北地方や信越地方で生じやすい雪崩という自然災害をとりあげる。

本章の目的は、福島県檜枝岐村を事例として、一見すると予測不可能にみえる雪崩の発生に対して、何ゆえに人びとは、雪崩を予測し回避することができると語るのかその理由を明らかにすることである。

2000 メートル級の山々が取り囲む福島県南会津郡檜枝岐村。人びとが暮らす平地でさえ、標高はおよそ 950 メートル地点にある。人びとは、文字通り山深い谷底に居を構えてきたのである。地理的にも気候的にも決して恵まれない条件のなかで人びとは暮らしを成り立たせてきた。ゆえに、そこでの暮らしはいつの時代も災害と隣り合わせであった。1970（昭和 45）年に刊行された檜枝岐村史にみれば、主として火災と水害に苦しめられてきたことがわかる（表（補）一）。このような災害から村や家を守るために人びとはさまざまな工夫を凝らしてきた。そのことを村落景観から読み取ったのは民俗学者の須藤護である。須藤によれば、檜枝岐村の集落が檜枝岐川の狭い河岸段丘に沿って密集しているのは度重なる檜枝岐川の氾濫から身を守るためにあったのだと思われる（須藤, 1991）。しかし、高地が限られ家屋が密集したことによって、いったん火災が起こると村全体に火が燃え移ることも少なくなかった。檜枝岐村史によれば、全村火災が一回、半村に近い大火災がじつに四回も記録されている。人びとは度重なる火災から家財を守るために分厚い板を蒸籠のように組み合わせた倉を集落の外れに建ててきた。これらは「板倉」とよばれ、檜枝岐村に特徴的な景観をつくりだしている。人びとは現在もなお防火意識が強く、火の用心の見回り

表（補）－1 檜枝岐村の主な災害

年号	西暦	日付	被害
天文 13	1544		大洪水
天明 4	1784		大凶作／餓死する者、疫病による死者多数
文化 7	1810	1225	川向火災／36戸焼失
文政 8	1825		凶作
天保 3	1832	0214	向村火災／26戸焼失
	7	1836	大洪水／橋梁流出多数
			大凶作
	9	1838	大凶作
	11	1840	火災／背戸組北方50戸焼失
	15	1844	大洪水／橋梁流出多数
嘉永 6	1853		凶作
安政 2	1855	0619	大洪水／橋梁流出多数
3	1856	0825	大洪水／橋梁流出多数
4	1857	4月末	大洪水
6	1859	0625	大洪水／橋梁流出多数
		0813	大洪水／橋梁流出多数
文久 3	1862		悪作
明治 19	1886		向村大火災／1戸残る
26	1893	0529	全村大火災／70余戸焼失
35	1902		大洪水／橋梁流出多数、道路寸断、倉庫等流出、家屋浸水
		10月	川向火災／3戸焼失
大正 15	1926	7月	川向火災／5戸焼失
昭和 8	1933		川向大火災／25戸焼失
10	1935		大豪雪・雪崩／家屋倒壊、死者10名
26	1951	0701	火災／役場庁舎類焼
28	1953		冷害凶作
33	1958	0917	大洪水／橋梁流出多数、道路決壊、倉庫・住宅流出寸前、家屋浸水
38	1963		大霜害・凍害／南会津郡被害額1億5千万円
40	1965	0201	大豪雪
43	1968		火災／赤岩分校赤岩診療所焼失

は欠かせない。かつては茅葺屋根であった集落の家屋が味気ないトタンとなっているのも防火対策のためである。このように外見的にみれば、村としても防火対策を続けてきたし、人びとも防火に神経を尖らせてきたことがわかる。ところが実際に人びとからは、意外にも、火災はたいして恐ろしいものではないのだと語られる。というのも、火災は確かに命を奪うものであるが、どうにか逃げることができるものであって、時間的猶予が許される災害であるからなのだという。それに対して、いまなお人びとが恐れているのは、逃げる隙のない突発的に発生する災害である。雪深い山里では雪崩がそれにあたる。いまも昔も人びとは雪崩がもっともおっかないものだと述べるのである。実際に村では毎年複数の雪崩が発生している。しかしながら、興味深いことは、毎年のように雪崩が発生する割には、大きな被害がでていないことである。なぜだろうか。次のような人びとの語りが注目される。人びとは雪崩が恐ろしいものであるけれども、「雪崩のくる日はわかるので、危険を回

避することができる」と断言するのである。檜枝岐の人びとは、雪崩を事前に予測し、回避してきたと語るのである。突発的に発生するがゆえに、おっかない存在である雪崩を人びとはいかにして把握することができるのであろうか。本章ではそのことを考えてみたい。

ところで、本章のように地域住民の災害対応に注目した研究はこんにち盛んになってい る。災害に対する地域社会の役割への期待が実践的にも学問的にも高まっているからである。なかでも、歴史学や民俗学による災害史研究は地域社会に蓄積されてきた習慣や言い伝えなどの災害文化に注目してきた（たとえば、 笹本, 2003、野本, 2013）。というのは、人びとの過去の災害経験に学ぶことは防災対策に有効であると考えられているからである。このような人文科学系による災害史研究は次の点で特徴的である。すなわち、自然科学系の災害研究が災害の被害そのものを対象としてきたのに対して、人びとにとっての災害からの復旧や復興を主眼としていることである（北原編, 2006）。ゆえに、災害にかかる伝承や伝説にみられる人びとの災害予知を災害対策にいかすこと、災害を回避したり、被害を軽減しようとされているのである。もっとも災害に限らず自然の変化を予測することは一見すると困難なようにみえるが、人びとの自然利用のなかには、少なからず「予測」が含まれるものであった。

環境人類学者の池谷和信は、「マタギ集落」として知られる新潟県朝日村三面のゼンマイ採取を事例に、採取できるゼンマイの「さかり」の期間が二～五日に限られるため、人びとが採集適期とその採取量もかなりの精度で予測がたてられていることを明らかにしている。ゼンマイの採取には雪の消失期と地形条件の把握が鍵を握るが、そこには人びとのクマ狩り経験がいかされているという。池谷によれば、「ゼンマイの採集者の行動を支えたフォーカルレッジには、直接的に採集活動と結びついた身体化された知識、生きた知識といわば風物詩的な知識からなる多層な構造が認められた」（池谷, 2003 : 169）と指摘する。池谷の研究は民俗的知識を分析するというこれまでの静的な研究に対して、採取者の「空間的認知に関する知識や行動」を動的にとらえたことに特徴がある。池谷から示唆を受け、本章でも狩猟者の雪崩予測にかかる知識と行動に注目して事例を分析していくことにしたい。

2. ヤマのなかに暮らす檜枝岐

2. 1. 生産と生活の二重の暮らし

福島県南会津郡檜枝岐村は、一村一集落に約 670 人が暮らす山里である。福島県の最西端に位置し、群馬県と新潟県の県境にある。村の面積の 390・5 平方キロメートルのうち 98 パーセントが山林である。平地が限られたため、谷底のわずかな隙間に人びとは居を構

えてきた。谷間であるから檜枝岐川に沿うように集落をつくった。人びとの暮らすエリアは大まかに三つに分かれる。中心となるのは狭い河岸段丘上のエリアである。集落は檜枝岐川を挟んで川向こうにも広がり、かつては板倉群が広がった集落の入り口付近の場所にも民家が広がるようになっている。人びとは集落のあるこの空間を「本村」と呼ぶ⁽¹⁾。人びとが暮らす本村の高度は標高 950 メートル、平均気温は 7.7 度という寒冷高地である。宇田川克己によれば、「雪は初雪が早く十一月初旬、融雪は四月中旬の春季に及び、根雪期間は一年の約三分の一」(宇田川, 1954) だという。このような地形・気候的条件は人びとの生業にも強い影響を与えてきた。寒冷高地では稲作には適さないため、人びとは山仕事を中心として出作り耕作、山野での狩猟、岩魚や山椒魚を中心とした漁撈、山菜などの採集、ヘラやシャクシ作りなどを組み合わせながら生計を作り立たせてきた。1970 年頃からは、国立公園特別保護区である「尾瀬」の入り口という立地を生かした観光業がその組み合わせに加わっている。こうした複合的な生業は特徴的な生活様式をつくりだしてきた。

民俗学者である早川孝太郎は次のように述べている。「村に於ける各個の住居は、檜枝岐川に沿って一箇所に集まって居るが、この集落は、現時の吾国一般の村落のように、生活の本拠としての絶対性がなく、季節的に移動の形式を取って居る」。「檜枝岐川に沿った集落は、時間的に言うと冬期間の生活の本拠である。従って夏期殊に五月中旬から十月下旬迄の六箇月間は、耕作の必要上から、土地の所謂ハタゴヤ（畑小屋）に分散移住する」(早川, 1943 : 408) と。すなわち、生活の場と生産の場所が必ずしも一致しないのである。厳しい地形・気候的条件は人びとに二重の暮らしを強いてきたわけである。

このような二重の暮らしのなかにも災害への備えを見ることがある。夏になると働き手は山小屋や畑小屋に出かけることになり、本村は老人と子どもだけになる。村に残された人びとが気をつかったのが火災への対応である。「鍋、釜から簞笥の中身までクラヤ（筆者注：板倉）に移し、味噌なども十日分ぐらいずつきり家には出しておかないと火事を警戒して」(今野, 1974 : 19) いたのである。また、人びとは檜枝岐川の度重なる氾濫にも悩まされてきた。しかし、火災も洪水も時間的余裕が許されるものであるから、安全な場所へ避難することのできるものであった。一方で、雪崩はそうはいかない。瞬時に起こるものであるからである。ここからは人びとがもっとも恐れる雪崩についてみていく。

2. 2. 雪崩との格闘の歴史

檜枝岐村は日本有数の豪雪地帯でもある。物理学者の中谷宇吉郎は日本に雪が降るメカニズムを次のように説明する。いわく、「冬期北半球では西北の風が吹く。特にこの傾向は上層では強いのであって、随って、シベリヤから冷たい風が日本に向かって吹いて來るのである。シベリヤと日本との間には、日本海があるので、この風はそこの水蒸気を運び、

それが日本の中央を縦走する山脈にあたって、そのうちの水蒸気を雪にして落してゆくのである」(中谷, 1994 [1938] : 21)。地元の人びとからも檜枝岐に雪が多い理由としてこのような説明がなされる。ただ、日本が豪雪地帯といわれる理由は単に積雪量の多さだけを指しているからではない。地理学者の市川健夫は、その理由を豪雪地帯の人口密度の高さにあると指摘している(市川, 1980)。ゆえに、降雪量の多さは地域社会の深刻な課題のひとつとされてきたのである。環境社会学者の植田今日子は、檜枝岐と同じ豪雪地帯である新潟県旧山古志村檜木集落では、2004(平成16)年の中越地震によって被災した住民が帰村を断念した要因に豪雪があることを明らかにしている(植田, 2009)。

檜枝岐村においても、豪雪が地域社会の課題のひとつとされてきた。人びとの離村を引き起こしたわけではないが、しばしば村が孤立する原因となったからである。村外を結ぶ交通路は一本しかなく、村の境界付近の鳴滝沢、大戸沢と呼ばれる場所では雪崩が頻発し、何度も村が孤立してきた。記録に残されているだけでも、鳴滝沢では1954(昭和29)年に一回、大戸沢では1974(昭和45)年に一回、1978(昭和53)年には二回発生し、村は孤立している。村が孤立するような雪崩災害が起きる度に檜枝岐村は福島県に陳情をしてきた。昭和29年の鳴滝沢の雪崩災害に対する陳情書をみてみよう。昭和29年2月1日駒ヶ岳より大雪崩が発生し、延長1500メートルにおよぶ被害がでた。鳴滝橋は傾き、橋桁は折れ、橋台も崩れてしまった。自動車、馬車の通行は不可能である。村は冬期降雪のために六ヶ月間の生産品および生活必需物資などの輸送を控えており、他に交通路が無いため、この橋が無いことは死活問題となっている。将来また被害がないように15メートルほどの永久橋に架替をお願いしたい、とある。これは同年の四月に、村長から県知事宛に出されたものである(檜枝岐村『昭和二十七年以降 陳情書綴』『県道田島沼田線鳴滝橋雪崩災害に関する陳情書』より)。以上のことからも、雪崩災害による村の孤立がいかに深刻な問題であるのかがよく理解できよう。鳴滝沢、大戸沢付近では幾度の陳情の末に、昭和50年代に入ってスノーシェードが完成している⁽²⁾。その後、村が孤立することはなくなった。

しかし、村の孤立を間逃れたとはいえ、傾斜三十度の斜面が押し迫る檜枝岐村では村のあらゆるところで雪崩が頻発した。被害でのなかったものは記録にも残っていないが、毎年複数回の雪崩が発生してきたのである。そんな雪崩に対して、事前に予測ができると語るのは雪山での狩猟経験を持つ人びとである。

獵師の人びとは、雪山では主にカモシカ、ウサギ、クマを獲ってきた。雪の降るなかで狙うのはウサギとカモシカである。カモシカは雪がもっとも深い二月頃に行うものであった。クマは雪が降るなかで猟をすることはなかった。秋と春に行うものであった。春といっても三月末ごろの雪が残るなかでの猟である。その季節は天候によっては雪が降り積もあることもある。冬にクマ狩りをしない理由は、雪が多くて危険であるからである。クマは

冬眠しているが、人の近寄れるところには寝ることがない。冬山でクマを狩るのは極めて危険なことだったのである（平野・志村, 1985 : 187）。これらの雪山での狩猟には雪崩の恐怖がつきまとうものであった。今までこそ分かる人はいないが、かつては獵師たちが山入りの際には、雪崩避けのマジナイを唱えてきた。ヤマに入ると、山小屋に泊まる。朝、山小屋を出るまえに、無事を祈って神様にお願いをしたのである。小屋には幣束をつくり神様を祀っていた。その方向を向いて、みなが次のようなマジナイを唱えた。「チハヤフル 峰ノ白雪落ツルトモ トマスノミユキノホドヲ シバシトドメン」。これを唱えると雪崩が起こっても巻き込まれることはなかったという（平野・志村, 1985 : 127）。

雪崩は自然発生することがほとんどであるが、獵をしていれば、自分自身がその原因となることもあった。ウサギ狩りのときはスキーを履いて登っていく。スキー板を履いたまま獵をしていて、自分で雪崩を起こしたことがあるという。スキー板の先から雪が割れて雪崩が起きたのである。そのときは雪の音がいつもと違ったそうで、「雪が鳴く」ように音がするのだという。「ポキッポキッ」と音がなるようなときは、獵を切り上げるという人もいる。

表（補）－2 獵師が認識する雪崩の種類

	種類	呼び方	雪質	速度	発生頻度	危険度
雪崩(ナデ)	表層雪崩	ボホ	乾燥した雪(粉雪)	速い	年に数回	高い
		ミゾケ	湿った雪	遅い	数年に1度	やや低い
	自底雪崩	ジソコナダレ	凍った雪	遅い	数年に1度	やや低い

獵師にとって、もっともおつかない存在は、「ボホ」と呼ばれる雪崩である。獵師たちが認識する雪崩は表（補）－2にまとめられる。「ボホ」は表層雪崩のひとつであるが、音もなく、ほんの一瞬のことであるという。水を流したように煙をまきあげ、スピードをあげて雪崩てくる。そのスピードは時速 200 キロメートルともいわれる。もうひとつの表層雪崩である「ミゾケ」はおつかないと断言される。なぜなら雪の重みで滑りだしてもスピードがでることがないし、凍っているので木にも引っかかりやすいのだという。全層雪崩の「ジソコナダレ」も「ミゾケ」と同じように危険度はやや低いという。

雪崩のなかでも、「ボホ」は対処不可能な存在であった。それゆえ、事前に雪崩の発生を予測していくことが必要だったのである。では、獵師はどのように雪崩を予測してきたのであろうか。ヤマへの知識と狩猟経験を通じて培われてきた技能に注目してみていくこと

にしよう。

3. ヤマに生きる技能

3. 1. ヤマへの知識

村人たちが雪崩予測のできる人びととして一目置いているのは、猟師の人びとである。今までこそその数は減少したが、檜枝岐村には猟師をしてきた人びとが少なくなかった。それらの人びとがとくに雪崩予測に詳しいといわれている。なぜなら、猟師は冬山、春山といった雪のあるヤマのなかで猟をしてきたからである。それゆえ、ヤマへの知識がなければヤマに入ることも許されなかつたのである。それではどのような知識を身につけているのであろうか。

ヤマへの知識の基本として挙げられるのは二点ある。ひとつは、方角を知ること。もうひとつは、植生を知ることである。これらは案内板も地図もないような山中で自分の現在地を知るために欠かせない知識である。

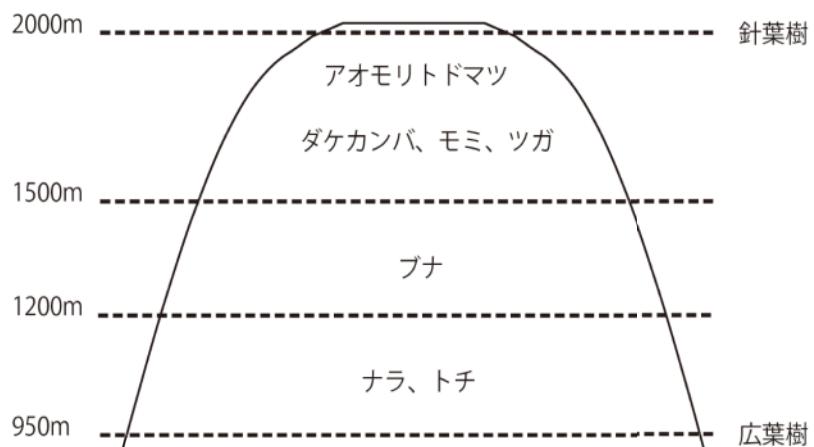
まず方角を知るにはどうしているのだろうか。檜枝岐の人びとは方位磁石や地図を持ってヤマに入ることはありえないという。なぜなら、自分の頭のなかに方位磁石が入っているからである。どういうことだろうか。「檜枝岐は十文字」といわれる。人びとが暮らす本村を基点とすると、檜枝岐川の下流側が北、上流側が南、両脇の山々がそれぞれ西と東となる。会津駒ヶ岳のある山脈は「ニシヤマ」とも呼ばれる。確かに本村にいれば、方角の把握は容易であるようにみえる。それでも一旦ヤマに入ってしまうと、わからなくなるのではないかだろうか。しかし、ヤマに入れば、対岸の山の景色をみればすぐにわかるものだという。とりわけ、目印となるのは標高 2000 メートル級の山岳である。会津駒ヶ岳と燧ヶ岳である。多くの人がこの二つの山岳を目印としている。このように、ヤマに行く人は、各自がそれぞれ頭のなかに方位磁石をつくるのである。しかし、現在地を知るには、方角だけでは不十分である。標高がわからないからである。標高にこだわる理由は、山中では標高によって天気が異なる場合があるからである。それでは、どのように標高を把握するのであろうか。

現在地の標高を把握するのは至って簡単なことだという。なぜならヤマでは標高によって植生が異なるからである。植生における標高の目安はそのヤマの日当たりによつても異なってくるが、大まかには、図（補）—1 のとおりである。人びとが暮らす本村のあたりが標高およそ 950 メートルである。そこからナラ、トチの広葉樹の雑木林がはじまる。その上には、ブナ林があり、それを抜けると、ダケカンバ、モミ、ツガといった針葉樹層がある。アオモリトドマツは会津駒ヶ岳の山頂の標高 2000 メートル近くまで生息する。檜枝

岐の山々の植生は大まかには、この三層に分かれしており、人びとは植生を見極めることで、現在地の標高を把握してきた。

このような植生の知識は獵師にかぎらず檜枝岐に暮らす人びとに共有されてきた知識でもある。というのは、山菜、キノコ採りを通じた経験のなかで自然と植生の知識を身につけることになるからである。たとえば、マイタケはブナ林ではなく、ナラ林に採りに行くといった具合である。どの木にどんなキノコがつきやすいのかを把握していなければ、キノコ採りなど到底できないからである。

みてきたように、檜枝岐の人びとは釣りや山菜、キノコ採りといった日常生活のなかで



図（補）－1 檜枝岐村における植生と標高

のヤマとのかかわりを通じて、各自が頭に方位磁石をつくり、さらには、斜面に生える植生をみながら、方角と標高を理解して現在地を把握してきたのである。

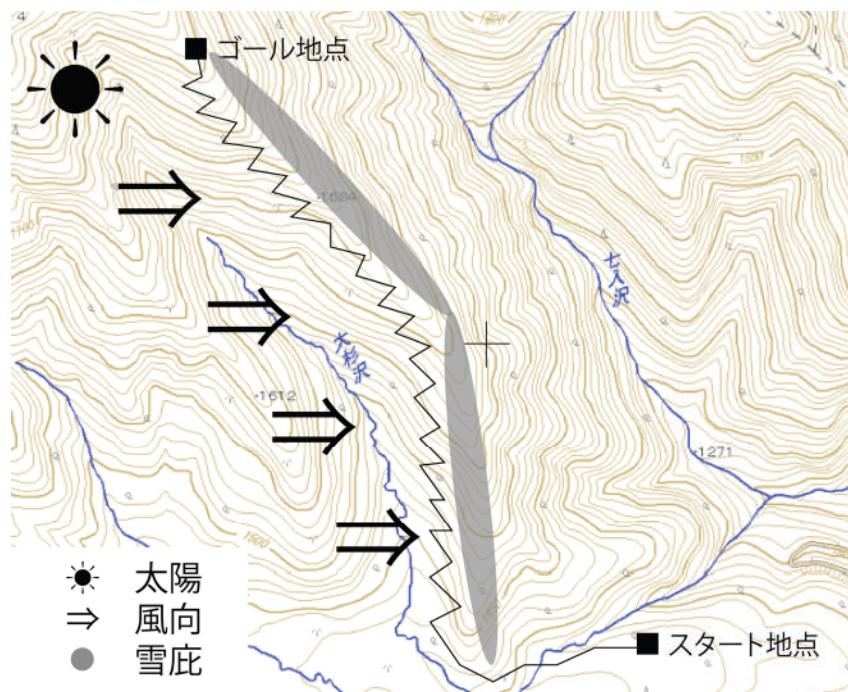
しかしながら、より自然条件の厳しい雪山が舞台となると、獵師しか持ち得ない知識や能力が必要となった。そのことがよくあらわれているのが、冬山の歩き方である。

3. 2. 冬山の登り方

冬山は、尾根を歩くことが基本である。尾根は谷や窪に比べて勾配が急であることが多いので、谷や窪を歩きがちであるが、谷や窪は雪が上の斜面から崩落してくる危険性が高い。もっともそうした小さな雪の崩落であっても、それが大きな雪崩へつながる危険もある。獵師たちは尾根を歩くことを鉄則としてきた。その歩き方は、「つづら折り」と呼ばれるものである（図（補）－2）。山歩きとしては一般的なものであるが、斜面をジグザグ状に折り返しながら登る方法である。しかし、尾根であればどこを歩いても良いわけでは

なかった。太陽の向きと、風が吹く方向を確認しながら歩かねばならなかつた。なぜなら雪崩の危険性があったからである。

冬山でもっとも気をつけなければならないのは、雪崩である。なかでも警戒されるのは、わずかな状況の変化で発生する表層雪崩「ボホ」である。その原因のひとつとされるのは、雪庇の落下である。雪庇は「フッカケ」と呼ばれる。雪庇とは、雪山で山の尾根や山頂などに一定方向から風が吹きつけると、風下方向にできる雪の塊のことである⁽³⁾（図（補）



図（補）－2 冬山の登り方

—3）。雪庇は地面に浮かんだ状態でできるために、その上に木の枝から少量の雪が落ちてきただけでも、雪庇が割れ、崩落し、雪崩になることがある。雪庇が恐ろしいのはこの点である。たとえヤマの上では小さな雪の欠片であっても、下方にいくにつれて斜面を三角に切り取ったように雪崩れしていくことになる。したがって、尾根を歩くにしても、太陽が照らし付け、風が吹き付ける側の斜面側を歩かねばならなかつた。風下の斜面は常に雪庇の崩落による雪崩の危険がつきまとうためである。猟師は雪山では風向きに特に神経を尖らせてきたのである。

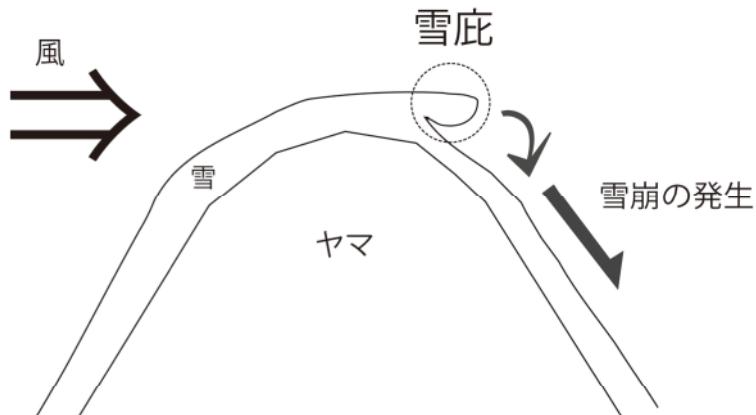
しかし、風が吹き付ける尾根の上を歩くときにも、雪庇の危険はつきまとう。厄介なことは、尾根を歩いていても雪庇の先端まであたかも陸続きであるようにみえるため、真上からは判断がつかないことである。雪庇に足を踏み入れると、たちまち雪は割れ、崩落することになる。ではどうすればよいか。猟師たちは、樹木をその手がかりにしてきたので

ある。

尾根を歩くときには、木が生えていない部分には決してでないように歩いてきた。すなわち、木のあるところには、地面もある。植生のある空間を「面」として理解してきたのである。ゆえに、木の生えている面を目印にしながら、雪庇の上を歩かないようにしてきていたのである。

このように一面真っ白な世界のなかで樹木の存在は猟師の環境認識に欠かせないものであった。樹木は唯一の手がかりとなる。したがって、雪庇の切れ目を確認するだけではなく、雪の積雪量をも捉えてきたのである。

その際に注目したのは、樹木の枝の向きである。どういうことだろうか。ある一本の木があるとしよう。通常樹木の枝は上向きで生える。ところが、雪山に生える樹木は、ある時点からは下向きに生えているのだという。なぜなら、毎年のように雪が積もるエリアに



図（補）－3 雪庇と雪崩

ある樹木の枝は雪の重みによって下にしか生えなくなるからである。冬の間は雪に埋まる場合もある。したがって、樹木の枝の向きをみれば、現在地がどの程度積雪のあるエリアなのかが予想がつく。積雪量にここまで敏感になるのは、雪庇がその重みに耐えられなくなつて割れることがあるからである。また先に述べたように、雪庇は木の枝に積もるわずかな雪の量でも落下した拍子に割れることがある。だからこそ、積雪量を常に把握することが不可欠であったのである。

以上みてきたように、一見すると方向感覚が定まらないような雪山のなかでも、猟師は風向きと樹木に注意を払いながら、雪崩に警戒をしてきた。そのことは冬山の登り方にあらわれていた。表層雪崩の原因とされる雪庇は風下にできるのである。とすると、冬期の冬の風の吹き方に注意をすれば尾根の雪庇のつく方向が定まってくるわけである。すなわち、これらのこととは、雪崩の発生しやすい空間条件として把握がなされてきたのである。

ただし、いくら空間条件が把握できたといっても、万全ではなかった。山中では天候が変化しやすく、風向きや雪の降り方もコロコロ変わっていくものだからである。そのような気候の変化にはどのように対応してきたのだろうか。

3. 3. 気候の変化をよむ

ヤマの天候は刻一刻と変化していくものである。そのなかで猟師は自分の居場所を把握して、天候の変化をよまなければならなかった。というのは、雪山では狩りに複数で行つても狩場では結局一人になるからである。「ヤマのなかで待ち合わせをして約束の時間に仲間を待たせることはできない。冬山で待たせることは命取りになる」と語られるように雪山で天候の変化を読み間違えてしまえば、自分だけでなく獵の仲間を巻き込んでしまうことになる。天候の変化をよむ技能を身につけてはじめて一人前とみなされるものなのである。

舞台は雪山であるから、雪の降り方の変化に注意を払うことになる。雪崩の発生を避けることを念頭にしているからである。天候の変化を捉える方法には、短期的なものと長期的なものがある。短期的というのは雪山の狩場において数分から数時間後の天候の変化を捉えるものである。長期的というのは雪が降り始める十一月頃から三月頃までの冬期における雪の降り方の把握である。

短期的な天候の予測からみていこう。雪山で天気の変化をよむには、雲の動きが鍵になる。先に述べたように、ヤマに入る者は頭のなかで方位磁石を描いている。雲がどちらの方角に流れていくかによって天候の変化をよみとることができるのである。雲が東、南に流れると晴れになる。それに対して、北、西に流れるとき天候が荒れる。雨や雪になるのである。山中では風向きは常に変化する。たとえ天気が良かったとしても雲が北、西に流れはじめると、下山するのだという。天気が崩れる前に帰らねばならないからである。また冬山では天気が良すぎることも危険となる。雪がとけたり、樹木の枝の雪が落下する可能性があるのである。風向きと雲行き、気温の変化をみながら、短期的な気候の変化を予測しているのである。

長期的な天候の予測はどうであろうか。ここには雪崩予測がよくあらわれている。雪の降り方は周期的なものなのだという。年内までは雪が降り続くことが多い。晴れの日があっても気温が上昇することはない。雪がとけることなく降り積もる。一方で、正月を明けすると、雪が降り続いても晴れの日には気温が上昇することがある。雪崩の危険があるので正月を明けてからなのである。どういうことであろうか。

正月明けの気候になると、雪の合間に晴間がのぞき気温が上昇する日がでてくる。気温が上昇すれば、雪はとけはじめる。すると、雪がギュッとシマルのだという。雪が氷のよ

うに固まっていくという意味である。晴れの日の後に雪が降り積もる。その雪は、氷の上に降り積もるというわけである。その量が少量であれば恐れる必要はない。しかし、一晩で二尺（60センチ）を超えると、いつ雪崩が発生してもおかしくない状態だといわれる。新雪分がきれいに氷の上を滑り落ちてしまうのである。すなわち、これが表層雪崩「ボホ」なのである。したがって気温が上昇する日がでてくる正月明けからが注意が必要となるのである。ただし、雪質によって危険度は異なる。危険なのは、サラサラの粉雪が降り積もったときである。それに対して、湿った雪であればあまり心配はいらないのだという。その理由は水分量を含んで固まりやすいからと考えられている。粉雪が降り積もった場合は猶いでていくことも断念する。

雪質の確認は朝に行われる。早朝に玄関先で晩に降り積もった雪を竹箒で掃いてみるのだという。それがサラサラの粉雪であれば積もった積雪量を確認するといった具合である。いま述べたように、一晩で二尺を超えてると、雪崩発生に警戒する。とくによく冷え込んだ朝は危ない。気温が低ければ雪がとけだし固まることがないからである。積雪量は二尺はなかったとしても一尺以上積もっていればその後の天候次第で雪崩の危険性がでる。サラサラの粉雪が振り続ければ、次の日の朝が危険になってくる。このように、長期的な雪の降り方の把握と短期的な天候の予測によって、雪崩の発生しやすい気候条件を把握してきたのである。

以上、まとめると猟師による狩猟経験によって培われてきた技能とは、雪崩の発生しやすい空間条件と気候条件の把握であった。この技能が実際の村内の雪崩の対応にどのようにいかされてきたのかをみていくことにしよう。

4. 雪崩予測としていかされた猟師の技能

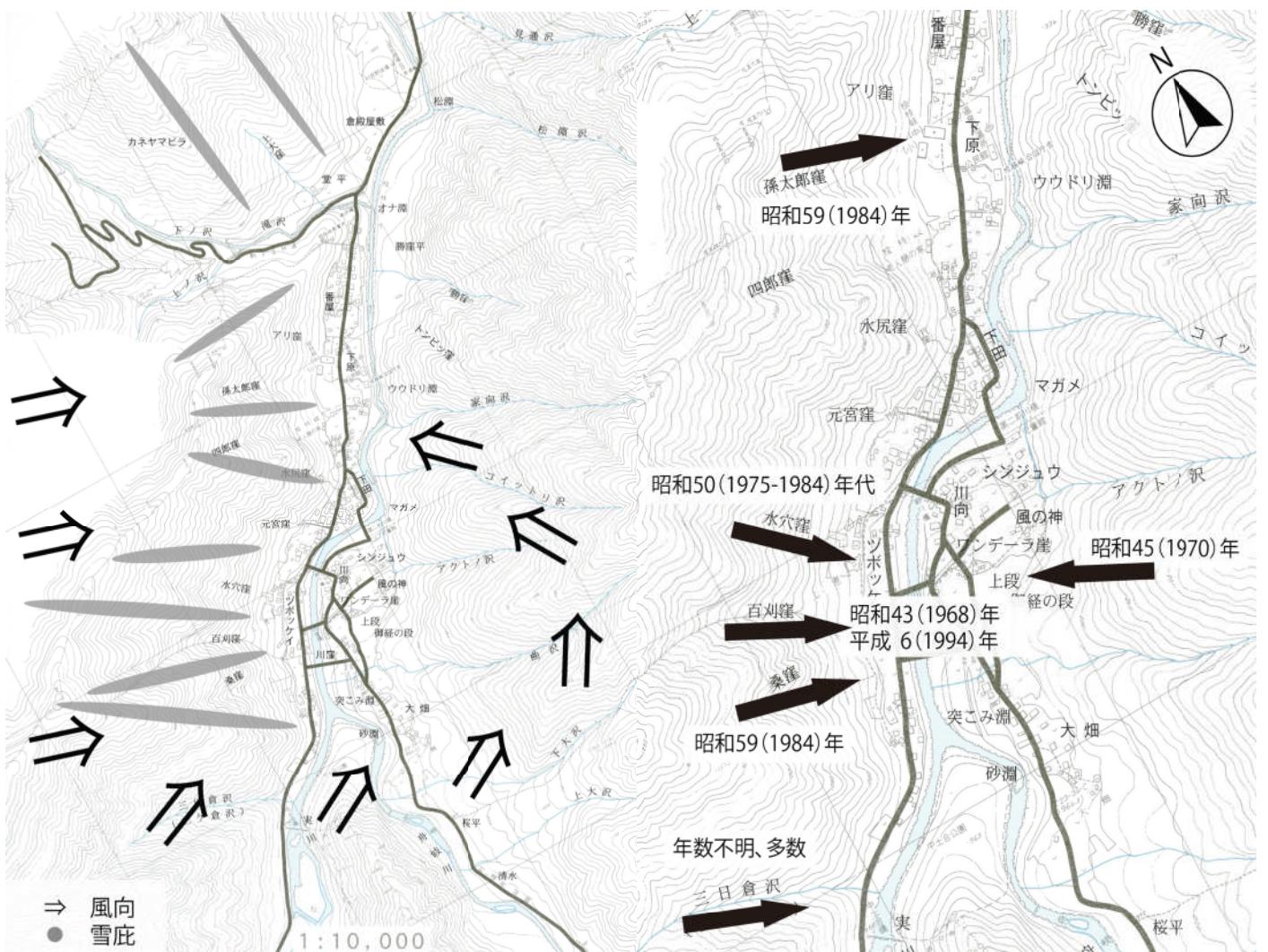
4. 1. 空間条件の把握

猟師によって培われてきた雪崩発生の空間条件を村人たちが暮らす本村のエリアにあてはめてみよう。空間条件のなかで確認してきたように、雪崩の発生の原因のひとつは雪庇である。雪庇は風下にできる。となると、冬期の本村の風向きによって雪庇がつく場所が限られる。本村内の冬の風向きは上空と地上とでは異なる。三つの方角から風が吹きつけてくる。図（補）一4をみていく。まず上空では日本海のある西側から風が吹いてくる。本村は谷底である。西風は南の方角からも巻き込むように吹きつける。さらにその西風は対岸である東の山脈の斜面にあたり、地上では東側からも雪が舞い落ちる。このように西、南、東から反時計回りの円を描くような風が舞う。雪はこの風にのって降り積もる。東斜面は跳ね返りの風となるため、雪庇ができるのは西斜面が多い。雪庇は風下にできる。ゆ

えにニシヤマの尾根には北側に雪庇ができるのである。

では実際に雪崩はどこで発生しているのだろうか。昭和四十年以降の本村内の主な雪崩発生箇所を図（補）一五で示した。矢印で示した場所で雪崩が発生している。六件の雪崩のうち、じつに五件がニシヤマで発生している。いずれも窪と呼ばれる谷である。南側には尾根があり、その尾根の雪庇が切れたことによる雪崩だと考えられている。獵師の空間認識と見事に一致していることが理解できよう。

このようにみると、なぜ雪崩が発生しやすいニシヤマの麓に居住している人びとがいるのかという疑問が浮かぶかもしれない。しかし、もともとはニシヤマの麓である上ノ原地区には雪崩の恐れがあつて人が住みつかない場所だったのである。そのことは1810（文化7）年の檜枝岐村絵図からもみることができる（写真（補）一1）。写真の左上が上ノ原地区である。家屋が並んでいるようにみえるのは板倉群である。先にも述べたように板倉は火事から家財を守るために村外れの土地につくられていた。上ノ原地区は村外れという位置づけだったのである。しかし、その後移り住む人が増えることになった。その理由は火災である。先にも述べたように、檜枝岐は谷底であるから平地がもともと限られている。家屋が肩を寄せ合うように密集してきたのである。そうであるがゆえに、一旦火災が起ると、次々に燃え移り、半村、全村といった規模の大きな火災となってしまったのである。1893（明治26）年の全村火災、その後の川向うでの度重なる火災を経て、この上ノ原地区にも人が住みつかざるをえなかつたのである。このことから次のことが指摘できよう。すなわち、檜枝岐に暮らすということはいつの時代も災害と隣り合わせであるということである。



図（補）-4 檜枝岐村の冬の風向きと雪底

図（補）-5 檜枝岐村の主な雪崩発生箇所

(昭和 40 年以降)



写真（補）－1 文化七年檜枝岐村絵図（福島県歴史資料館所蔵）

4. 2. 気候条件の把握

獵師による気候条件の把握をまとめておこう。雪崩の発生は次の条件で発生しやすいことがわかった。ひとつに、正月以降の期間であること。二つ目は、一度暖かくなつた後に、一晩に粉雪が二尺以上積もる大雪が降った場合。三つ目には、当日の朝がよく冷え込んだ日である。日中の気温上昇が望めなければ雪は固まらない。氷の層にサラサラの粉雪が乗った状態になっているのである。これらの条件が揃えば、間違いなく雪崩が発生するのだという。表(補)ー3をみていく。これは記録に残っている檜枝岐村で発生した主な雪崩である。注目すべきは、その日付である。獵師の見立て通り、正月を過ぎた一月、二月集中している。雪崩発生日の前後がどのような天候であったのかは後ほど述べる事例で確認していくことにしよう。

空間条件で述べたようにニシヤマが迫る上ノ原地区の人びとは、このような気候条件を満たす場合は、事前に村営の教員住宅に避難したり、倉庫や親戚の家に自主避難をするなどして対応をしている。

この表(補)ー3でわかるように、戦後本村内での雪崩による死者は一人もでていない⁽⁴⁾。このことは獵師だけでなく村人たちにとっても誇らしいことでもあるという。その誇らしさをよくあらわす事例として語られるのが1984(昭和59)年の大雪崩への対応である。

表(補)ー3 檜枝岐村で発生した主な雪崩

年号	西暦	日付	発生場所	被害
昭和 11	1936	0115	柳澤開墾地	死者8人
		0115	片貝開墾地	死者2人
		0306	片貝開墾地	死者1人
	13	0220	源太衛門窪	死者4人
	37	0427	大鳥発電所工事現場	死者1人
	1962	0116	百刈窪	民家直撃
		0118	鳴滝	
	1968	0304	鳴滝	
		0307	上ノ台	民家2戸が半壊、6名埋没するが4名救出、2名無事
		0120	大戸沢	深さ10mに達したため、村は孤立。27時間後に開通
平成 6	1974	0204	大戸沢	表層雪崩頻発、8kmが全面通行止めとなり村が孤立
		0205	大戸沢	さらに表層雪崩発生
		0228	桑窪	民家2軒、小屋1軒直撃
	1978	孫太郎窪		中学校直撃、19教室と廊下トイレなどが雪に埋まった。臨時休校中だけが人なし
		0213	百刈窪	国道一部が通行止め、民家にも迫ったため10世帯が自主避難
		0204	檜枝岐スキーフィールド	
	1994			
	1996			
日時不明			水穴窪 三ヶ日沢	

4. 3. 中学生を救った雪崩予測

昭和 59 年 2 月 28 日 10 時 15 分、ニシヤマの孫太郎窪で大雪崩が発生する。雪崩はそのまま中学校を直撃した。その日は平日の授業実施日。ちょうど二時間目の授業が終わる頃であった。

中学校の一階には校長室、職員室、特別教室があり、二階が教室だった。二階の教室は全滅だった。一階の廊下、トイレも雪で埋まった。二年生の教室は窓のサッシごと外に膨れだしていた。写真（補）－2 は雪崩にあった教室である。窓のサッシは外れ、教室の半分以上の高さまで雪がなだれ込んでいる。天井いっぱいまで雪で埋まった教室もあった。ところが、生徒は全員無事であった。なぜだろうか。その日の朝の動きから追っていこう。

その日の早朝には桑窪という本村の南端にある窪に小さな雪崩が来ていたのだという。比較的小さな雪崩であったが、民家と倉庫を直撃していた。その地域の住民から学校に子どもを休ませたいと連絡が入った。連絡を受けた教員らは、子どもたちの通学路に影響がないか現地に見に行くことにしたのである。すると、その途中で獵師経験のある村人たちから声を掛けられた。「この村では一晩に二尺を超える雪が降って、朝が寒い日は雪崩がある。今日は危ない」。「大きな雪崩が来るぞ」と。教員らは村内の人間ではない。他所から赴任した人びとであったから雪崩についての知識はまったくなかった。教員らは半信半疑で中学校に戻り、職員会議をした。時間はすでに午前 8 時を回っており、子どもたちは登



写真（補）－2 雪崩が直撃した中学校の教室（檜枝岐村所蔵）

校途中であった。中学校長は村人からの助言に従うことに決めた。いつ雪崩が発生してもおかしくない状況といわれ、すばやく判断する必要があった⁽⁵⁾。

教員らは登校中の子どもたちにすぐさま下校するように対応した。その後、大雪崩が発生したのである。村人からの助言と校長先生の咄嗟の判断によって大惨事を防ぐことができた。雪崩から二日後、役場職員や教員、消防団、父兄によって教室の雪かきがなされた。見るも無残な校舎に愕然としたという。「もしこのなかに生徒がいたら、雪を掘ることもできない」。「休校にして本当によかった」と涙流しながらいいあつたという。それでは、なぜ人びとは雪崩予測ができたのだろうか。

昭和58年12月から昭和59年2月までの積雪・降雪量を調べたデータが村に残されている。そのデータによれば、次のことがわかる。昭和58年12月上旬の積雪量は50センチにも満たない量である。それが1月に入ると、1メートルを超える。2月中旬にピークを迎え、2メートル50センチとなる。ここから降雪量は2メートル以下がる。その間の降雪量がほとんどのため、天候がよく気温が上昇し、雪がとけたことが推察できる。そして、雪崩発生の1日前に大雪となる。27日の降雪量が30センチ程度である。雪崩発生当日の降雪量は60センチとなっている。2日間でなんと90センチの降雪である。一晩でも二尺を超える大雪となったことが理解できるだろう。

先にみてきたような雪崩発生の条件をこの事例は満たしていることがよくわかる。2月中旬以降気温が上昇したことによって、2メール分の雪が氷のように固まつたのであろう。その上に、粉雪が二尺分降り積もつた。その新雪分が滑り落ち雪崩となつたのである。場所はニシヤマの孫太郎窪である。南側の尾根に北向きについた雪庇が割れたことが原因と考えられている。この年は積雪が特段多いわけではなかつたが、あちこちで雪崩が発生していた。この孫太郎窪は戦後に一回、雪崩が発生したことがあつた。中学校ができる前である。現在は近接する小学校と中学校がともに建て替えられている。それ以来はこの窪では雪崩は発生していない。

ここまで獵師の雪山での経験が村の雪崩災害の場面にどのようにいかされてきたのかをみてきた。突発的に発生するがゆえに、事前の予測が不可能とみられる雪崩の発生に対して、獵師は空間条件、気候条件に分けながら把握してきた。中学生を救つた雪崩予測の事例からも明らかのように、雪崩予測は見事に的中していた。檜枝岐村では毎年複数の雪崩が発生しているにもかかわらず、本村内で戦後一人の死者もだしていないのは、決して偶然ではなかつた。村を雪崩災害から守ってきたのは厳しい雪山と対峙するなかで培われてきた獵師による雪崩予測の技能であったのである。

5. 結語

本章では、何ゆえに檜枝岐の人びとが雪崩を予測できると語るのか、その理由を明らかにしてきた。事例の分析から明らかになったことは、次のことである。

雪崩の予測には、獵師の冬山での狩猟経験がいかされていた。それは雪崩発生の空間条件と気候条件として認識されていた。獵師は厳しい冬山のなかで風向きや樹木を手がかりとして、雪崩の発生に神経を尖らせてきた。雪庇のつき方が雪崩の発生を左右させていたからである。ゆえに雪山での風向きの把握が雪庇のできる空間把握につながっていたのである。これらのこととは雪崩発生の空間条件として理解がなされてきた。それに対して、気候条件とは次の三点にまとめられた。ひとつに、正月以降の期間で発生すること。二つ目は、一度暖かくなった後に、一晩に粉雪が二尺以上積もる大雪が降った場合。三つ目には、朝の冷え込み厳しい日である。これらの条件を満たすと必ず雪崩が発生していたのである。しかしながら、戦後本村で雪崩による死者がでていないことから分かるように、大惨事を防ぐことができていた。それらは獵師による雪崩予測の技能がいかされていたからである。

これまでみてきたように厳しい地形・気候的条件の檜枝岐に暮らすということは、火災や水害、雪崩といったさまざまな災害とつきあっていく必要があった。檜枝岐で暮らす限り、安全な場所などなかったのである。こんにち災害対策としてハードとソフトの両面が期待されるようになってきた（金子, 2014）。本章でみてきた住民の災害対応はソフト対策に位置づけられるものである。雪崩へのハード対策は、スノーシェードといったコンクリート壁をつくることが一般的である。ハード対策は災害リスクを最小化していくことが望ましいとされるからである。もちろん檜枝岐村でも村の孤立を防ぐためにハード対策が不可欠であった。しかしながら、傾斜が三十度を超える山々に囲まれた檜枝岐村では、リスクを最小化することは極めて困難であった。そうであるがゆえに、檜枝岐村の人びとは、雪崩予測の技能を発達させ、被害を最小化しようとしてきたのである。

注

- (1) 本章でも人びとが居を構える集落のある空間を「本村」として表記していく。もっともすぐ後で述べているように、檜枝岐村では生活と生産の場所が異なる二重の暮らしをしてきた。ここで居を構えたというのは、冬期間の生活の本拠を指す。
- (2) スノーシェードというのは、雪崩から道路を守るためにつくられたコンクリート状の強

韌な構造物である。トンネルに類似した形をしている。

- (3) マタギが雪庇に気をつけていることは各地の雪崩や雪の伝承からも明らかにされている（野本, 2013）。
- (4) 本村内で発生した雪崩によって死者がでたのは昭和一三年の源太衛門窪が最後である。その後、昭和三七年に大鳥発電所工事現場で死者がでているが、本村から遠く離れた山中での雪崩であった。
- (5) 当時の制度では休校の判断は学校側ではなく、村と県の教育委員会の承認を得る必要があった。しかし、一刻を争う状況と判断し、事後報告で処理することに決めた。教員のなかには反対意見もあった。

参考文献

- 足立重和, 2010, 『郡上八幡 伝統に生きる』新曜社.
- 渥美公秀, 2002, 「コミュニティ・ビジネスとボランティア」『都市政策』108 : 28-36.
- アラン・コルバン編, 2000, 『レジャーの誕生』渡辺響子訳, 藤原書房.
- Urry. J, 1992, "The Tourist Gaze and the 'Environment'". *Theory, Culture and Society* 9(3) : 1-26.
- 有賀喜左衛門, 1969, 「棄児を通じて見たる関東地方の生活の今昔」『有賀喜左衛門著作集VIII』未来社 : 349-361.
- , 1971, 「村落の概念について」『有賀喜左衛門著作集X』未来社 : 155-179.
- 安藤直子, 2002, 「地方都市における観光化に伴う『祭礼群』の再編成」『日本民俗学』231 : 1-31.
- 池上甲一, 2007, 「むらにとっての資源とは」日本村落研究学会編『むらの資源を研究する—フィールドからの発想』農山漁村文化協会 : 14-26.
- 池谷和信, 2003, 『山菜採りの社会誌—資源利用とテリトリー』東北大学出版会.
- 石川益夫・小迫ゆかり・鈴木和則ほか, 2004, 「水道未普及中山間地における飲料水のあり方について—川内村水調査から」『福島大学地域創造』16 (1) : 5174-5197.
- 石森秀三, 2011, 「『水の惑星』における観光」『まほら』68 : 8-13.
- 五十川飛曉, 2005, 「歴史的環境保全における歴史イメージの形成—滋賀県近江八幡における町並み保全を事例として」『年報社会学論集』18 : 205-216.
- , 2013, 「地域環境創造主体としての『設定された地元』—混住化地域におけるまちづくりを事例として」『四天王寺大学紀要』55 : 61-73.
- 市川健夫, 1980, 『雪国文化誌』日本放送出版協会.
- 井上真, 2001, 「自然資源の共同管理としてのコモンズ」井上真・宮内泰介編『コモンズの社会学—森・川・海の資源共同管理を考える』新曜社 : 1-28.
- , 2004, 『コモンズの思想を求めて—カリマンタンの森で考える』岩波書店.
- 井上真・宮内泰介編, 2001, 『コモンズの社会学—森・川・海の資源共同管理を考える』新曜社.
- 岩本通弥, 2007, 「序」岩本通弥編『ふるさと資源化と民俗学』吉川弘文館 : 1-10.
- 岩本由輝, 1989, 『村と土地の社会史—若干の事例による通時的考察』刀水書房.
- 植田今日子, 2009, 「ムラの『生死』をとわれた被災コミュニティの回復条件—中越地震被災集落・新潟県旧山古志村檜木集落の人びとの実践から」『ソシオロジ』54(2) : 19-35.
- 宇田川克己, 1954, 「南会津郡檜枝岐村の社会経済」『福島史学研究』4 : 46-56.

- 江口信清, 1998, 『権力と観光—カリブ海地域社会の観光現象』多賀出版.
- エリック・ホブズボウム&テレス・レンジャー編, 1992, 『創られた伝統』前川啓治・梶原景昭他訳, 紀伊國屋書店.
- 太田好信, 1998, 『トランスポジションの思想—文化人類学の再創造』世界思想社.
- 大塚久雄, 1969, 『大塚久雄著作集 第7巻 共同体の基礎理論』岩波書店.
- 小沢健市, 2003, 「観光はインパクト」総合観光学会編『観光の新たな潮流』同文館出版 : 127-145.
- 斧澤未知子・吉住優子・鈴木毅ほか, 2008, 「洗い場の持続的利用とその変容についての研究—黒部市扇状地湧水群生地地区の清水を事例として」『日本建築学会近畿支部研究報告集. 建築系』48 : 333-336.
- 嘉田由紀子, 1997, 「生活実感からつむぎ出される重層的所有觀—余呉湖周辺の共有資源の利用と所有」『環境社会学研究』3 : 72-85.
- 加藤恵正, 1999, 「コミュニティ・ビジネスの展開とその評価」『都市問題研究』51(5) : 58-75.
- 金子郁容, 2003, 「それはコミュニティからはじまった」金子郁容・玄田有史・山内直人ら編『コミュニティビジネスの時代』岩波書店 : 1-44.
- 金子昇平, 1984, 「地下水の法律問題」『駒沢大学法学部紀要』42 : 1-32.
- 金子祥之, 2014, 「『水害の分配』はいかにして可能になったのか—利根川下流村落社会における水利慣行の形成過程」『千葉史学』64 : 37-58.
- 金菱清, 2014, 『震災メントモリー第二の津波に抗して』新曜社.
- 川北稔, 1987, 「まえがき」川北稔編『「非労働時間」の生活史』リプロポート : i - ii .
- 川久保典昭・佐藤友美・國澤恒, 1999, 「黒部県黒部市扇状地における湧水利用」『黒部扇状地』24 : 37-47.
- 川田美紀, 2005, 「震災地における歴史的環境の保全対象」『環境社会学研究』11 : 229-240.
- 川森博司, 2001, 「現代日本における観光と地域社会—ふるさと資源の担い手たち」『民族学研究』66(1) : 68-86.
- 北原糸子編, 2006, 『日本災害史』吉川弘文館.
- 玄田有史, 2003, 「NPOで働くということ」金子郁容・玄田有史・山内直人ら編『コミュニティビジネスの時代』岩波書店 : 45-92.
- Cohen. Erik, 1988, "Authenticity and Commoditization in Tourism". *Annals of Tourism Research* 15 : 371-386.
- 小坂育子, 2010, 『台所を川は流れる』新評社.
- 小林伸生, 2006, 「コミュニティ・ビジネスの支援政策の現状と課題」福井幸男編『新時代のコミュニティ・ビジネス』御茶の水書房 : 3-50.

- 今野圓輔, 1974, 「桧枝岐民俗誌」『日本民俗誌体系 第9巻 東北』角川書店.
- 櫻田周三, 2002, 「コミュニティビジネスの可能性と課題」『地域政策研究』17 : 34-42.
- 笹本正治, 2003, 『災害文化史の研究』高志書院.
- 塩田正志, 1974, 「観光研究の成立と展開」鈴木忠義編『現代観光論』有斐閣 : 17-33.
- , 1994, 「観光学の研究対象と研究方法」塩田正志・長谷川政弘編『観光学』同文館出版 : 3-15.
- 滋賀県市町村沿革史編さん委員会, 1962, 『滋賀県市町村沿革史 第5巻』滋賀県.
- 芝村龍太, 1999, 「地域の活性化と文化の再構成—串原の組の太鼓と中山太鼓」『ソシオロジ』44(1) : 21-37.
- ジョン・アーリ, 1995, 『観光のまなざし』加太広邦訳, 平文社.
- 菅豊, 1999, 「川に生きる男と女の“伝承的エコシステム”—新潟県, 大川の菜園（女たち）とサケ漁（男たち）」『Bio-City』16 : 74-80.
- , 2001, 「コモンズとしての「水辺」—手賀沼の環境史」井上真・宮内泰介編『コモンズの社会学』新曜社 : 96-119.
- , 2006, 『川はだれのものか—人と環境の民俗学』吉川弘文館.
- 須藤護, 1991, 「山村と漁村」木村礎編『日本村落史講座3 景観2 近世・近現代』雄山閣出版 : 64-83.
- 住谷一彦, 1953, 「村落共同体と用水強制—村落共同体研究についての覚書」『社会学評論』3(3) : 39-60.
- 蘇理剛志, 2007, 「奥会津檜枝岐村の観光化と地域の論理」岩本通弥編『ふるさと資源化と民俗学』吉川弘文館 : 161-190.
- 高島市新旭地域のヨシ群落および針江大川流域の文化的景観保存活用委員会編, 2010, 『「高島市針江・霜降の水辺景観」保存活用事業報告書』高島市.
- 高寄昇三, 2002, 『コミュニティビジネスと自治体活性化』学陽書房.
- 立川雅司, 2005, 「ポスト生産主義への移行と農村に対する「まなざしの変容」」日本村落研究学会編『消費される農村—ポスト生産主義下の「新たな農村問題」』農山漁村文化協会 : 7-40.
- ダニエル・J・ブーアスティン, 1974, 『幻影の時代—マスコミが製造する事実』星野郁美・後藤和彦訳, 東京創元社.
- 玉野井芳郎, 1977, 『地域文献の思想』東洋経済新報社.
- 鶴見和子, 1989, 「内発的発展論の系譜」鶴見和子編『内発的発展論』東京大学出版会 : 43-64.
- , 1996, 『内発的発展論の展開』筑摩書房.
- , 1999, 「内発的発展の三つの事例」『鶴見和子曼荼羅IX 環の巻』藤原書店 : 29-55.

- ディーン・マキアーネル, 2012, 『ザ・ツーリスト—高度近代社会の構造分析』 安村克己他訳, 学文社.
- デヴィッド・J・グリーンウッド, 1991, 「切り売りの文化—文化の商品化としての観光活動の人類学的展望」 バーレン・L・スミス編『観光・リゾート開発の人類学—ホスト&ゲスト論でみる地域文化の対応』 三村浩史監訳, 効果書房 : 235-256.
- 徳野貞雄, 2008, 「農山村振興と都市農村交流活動の類型化」『文学部論叢』 96 : 67-79.
- 鳥越皓之, 1982, 「有賀理論における生活把握の方法」『トカラ列島社会の研究』 御茶の水書房 : 381-410.
- , 1983, 「地域生活の再編と再生」 松本通晴編『地域生活の社会学』 世界思想社 : 159-186.
- , 1994, 『地域自治会の研究』 ミネルヴァ書房.
- , 1997, 『環境社会学の理論と実践—生活環境主義の立場から』 有斐閣.
- , 2001, 「コモンズの利用権を享受する者」『環境社会学研究』 3 : 5-13.
- , 2004, 『環境社会学—生活者の立場から考える』 東京大学出版会.
- , 2009, 「観光開発と景観づくり」 鳥越皓之・家中茂・藤村美穂『景観形成と地域コミュニティ—地域資本を増やす景観政策』 農山漁村文化協会 : 262-302.
- , 2010, 「パートナーシップ的発展論の可能性」 鳥越皓之編『霞ヶ浦の環境と水辺の暮らし—パートナーシップ的発展論の可能性』 早稲田大学出版部 : 234-249.
- 鳥越皓之・嘉田由紀子編, 1984, 『水と人の環境史—琵琶湖報告書』 御茶の水書房.
- ナオミ・クライン, 2011, 幾島幸子・村上由見子訳『ショック・ドクトリン 上・下—惨事便乗型資本主義の正体を暴く』 岩波書店.
- 中谷宇吉郎, 1994 (1938), 『雪』 岩波文庫.
- 新川達郎, 2002, 「地域経済社会における NPO の役割と可能性—NPO とコミュニティビジネス」『地域政策研究』 17 : 6-15.
- 野田岳仁, 2013, 「観光まちづくりのもたらす地域葛藤—『観光地ではない』と主張する滋賀県高島市針江集落の実践から」『村落社会研究ジャーナル』 20(1) : 11-22.
- 野本寛一, 2013, 『自然災害と民俗』 森話社.
- バーレン・L・スミス編, 1991, 『観光・リゾート開発の人類学—ホスト&ゲスト論でみる地域文化の対応』 三村浩史監訳, 効果書房.
- 橋本和也, 1999, 『観光人類学の戦略—文化の売り方・売られ方』 世界思想社.
- , 2001, 「観光研究の再考と展望—フィジーの観光開発の現場から」『民族学研究』 66(1) : 51-67.
- 橋本和也・佐藤幸雄編, 2003, 『観光開発と文化—南からの問いかけ』 世界思想社.

- 橋本理, 2007, 「コミュニティビジネス論の展開とその問題」『関西大学社会学部紀要』38(2) : 5-42.
- 早川孝太郎, 1943, 「福島県南会津郡檜枝岐村採訪記」川崎隆章『尾瀬と檜枝岐』那珂書店 : 401-449.
- 肥田登, 1988, 「名水を訪ねて(2) 秋田県六郷町の湧水群」『地下水学会誌』30(2) : 109-112.
- 平野輿三郎述・志村俊司編, 1985, 『山人の賦II』白日社.
- 福田アジオ, 1977, 「村の生活—村八分と噂話」『伝統と現代』43:87-92.
- 福田珠己, 1996, 「赤瓦は何を語るか—沖縄県八重山諸島竹富島における町並み保存運動」『地理学評論』69(9) : 727-743.
- 藤井敦史, 1998, 「『市民事業組織』の社会的機能とその条件」『経営学論集』68 : 315-321.
- 藤村美穂, 1996, 「社会関係からみた自然観」日本村落研究学会編『年報村落社会研究』32, 農山漁村文化協会 : 69-95.
- 古川彰, 2004, 『村の生活環境史』世界思想社.
- 古川彰・松田素二, 2003, 「観光という選択—観光・環境・地域おこし」古川彰・松田素二編『観光と環境の社会学』新曜社.
- 細内信孝, 1999, 『コミュニティ・ビジネス』中央大学出版部.
- 堀川三郎, 1998, 「歴史的環境保存と地域再生—町並み保存における『場所性』の争点化」船橋晴俊・飯島伸子編『講座社会学 12 環境』東京大学出版会 : 103-132.
- 堀野正人, 2004, 「地域と観光のまなざし」遠藤英樹・堀野正人編『「観光のまなざし」の転回』春風社 : 114-129.
- 牧野厚史, 2007, 「水と文化」琵琶湖ハンドブック編集委員会編『琵琶湖ハンドブック』146-147.
- 舛渕俊子, 1997, 「集落保全と観光開発」松村和則編『山村の開発と環境保全—レジャー・スポーツ化する中山間地域の課題』南窓社 : 198-231.
- 松井やより, 1993, 『アジアの観光開発と日本』新幹社.
- 松本典子, 2009, 「コミュニティビジネスのガバナンス」風見正三・山口浩平編『コミュニティビジネス入門』学芸出版社 : 93-109.
- 間宮陽介・廣川祐司, 2013, 『コモンズと公共空間—都市と農漁村の再生に向けて』昭和堂.
- 三俣学・菅豊・井上真編, 2010, 『ローカル・コモンズの可能性—自治と環境の新たな関係』ミネルヴァ書房.
- 宮内泰介, 2001, 「住民の生活戦略とコモンズ—ソロモン諸島の事例から」井上真・宮内泰介編『コモンズの社会学—森・川・海の資源共同管理を考える』新曜社 : 144-164.
- , 2006, 「レジティマシーの社会学—コモンズにおける承認のしくみ」宮内泰介編

- 『コモンズをささえるしくみ—レジティマシー環境社会学』新曜社：1-32.
- 宮内泰介編, 2006, 『コモンズをささえるしくみ—レジティマシー環境社会学』新曜社.
- 三宅進, 2012, 「都市のルネサンスを目指して—カバタ文化を守る・伝える」『地方自治体職員研修』45(6) : 79-81.
- 宮崎猛編, 2011, 『農村コミュニティビジネスとグリーン・ツーリズム—日本とアジアの村づくりと水田農法』昭和堂.
- 宮本常一, 1975, 『宮本常一著作集 18 旅と観光』未来社.
- , 1980, 「水と社会」近江文化叢書企画委員会編『いのちの湖—琵琶湖問題シンポジウム大阪・京都』サンブライト出版 : 234-247.
- , 2003, 『宮本常一著作集 43 自然と日本人』未来社.
- 三輪大輔・三俣学, 2010, 「コモンズを守り活かす戦略に関する一考察」『商大論集』61(2/3) : 1-32.
- 室田武, 1979, 『エネルギーとエントロピーの経済学』東洋経済新報社.
- , 2009, 「はしがき」室田武編『グローバル時代のローカル・コモンズ』ミネルヴァ書房 : iii-vii.
- 室田武編, 2009, 『グローバル時代のローカル・コモンズ』ミネルヴァ書房.
- Moran. Brian, 1983, "The Language of Japanese Tourism". *Annals of Tourism Research* 10 : 93-108.
- 森田真也, 2003, 「観光客にとっての祭礼、地域にとっての祭礼—沖縄県竹富島の種子取祭から」岩本通弥編『現代民俗誌の地平 3 記憶』朝倉書店 : 178-203.
- 八木康幸, 1999, 「ふるさとのけしき—西海のねぶた」鳥越皓之編『講座人間と環境 4 景観の創造—民俗学からのアプローチ』昭和堂 : 171-201.
- 安村克己, 2006, 『観光まちづくりの力学』学文社.
- , 2010, 「観光社会学における実践の可能性」遠藤英樹・堀野正人編『観光社会学のアクチュアリティ』晃洋書房.
- 家中茂, 2009, 「コミュニティと景観—竹富島の町並み保全」鳥越皓之・家中茂・藤村美穂『景観形成と地域コミュニティー地域資本を増やす景観政策』農山漁村文化協会 : 72-119.
- 矢部賢一, 2005, 「体験される農村—ポスト生産主義の視点から」日本村落研究学会編『消費される農村—ポスト生産主義下の「新たな農村問題」』農山漁村文化協会 : 41-66.
- 山崎丈夫, 2001, 「NPO 型コミュニティビジネスの可能性」『コミュニティ政策研究』3 : 41-52.
- 山下晋司, 1999, 『バリ 観光人類学のレッスン』東京大学出版会.

横石知二, 2007, 『そうだ、葉っぱを売ろう！過疎の町、どん底からの再生』ソフトバンク
クリエイティブ.

四本幸夫, 2014, 「観光まちづくり研究に対する権力概念を中心とした社会学的批判」『觀
光学評論』2(1) : 67-82.

六郷町史編纂委員会編, 2004, 『鐘はかたり清水はささやく—六郷小史』六郷史談会.

初出一覧

第四章 2013, 「観光まちづくりのもたらす地域葛藤—『観光地ではない』と主張する滋賀県高島市針江集落の実践から」『村落社会研究ジャーナル』20(1) : 11-22.

第五章 2014, 「コミュニティビジネスにおける非経済的活動の意味—滋賀県高島市針江集落における水資源を利用した観光実践から」『環境社会学研究』20 : 117-132.

補論 2014, 「雪崩常習地住民の雪崩予測の技能—福島県檜枝岐村の雪崩災害史」『生活文化史』66 : 48-64.